

令和3年度 第1回静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会

日 時：令和3年12月24日(金)

10:00～12:00

場 所：静岡県庁別館9階 第2会議室

議事次第

1 開 会

2 議 題

(1)委員長の選任

(2)施策評価(中間評価報告書(案))について

3 意見交換

(1)令和4年度の取組方針について

(2)その他

4 閉 会

多面的機能支払交付金第三者委員会 配付資料

(別添) 座席表

委員名簿

資料 1 静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会設置要領、同運営細目 P1～4

資料 2 国 令和 3 年度の実施方針について P5～14

資料 2-2 国 共通申請サービスについて P15～20

資料 2-3 国 農林水産省地理情報共通管理システムについて P21～26

資料 2-4 県 静岡県の取組状況について P27～28

資料 2-5 県 要綱基本方針の一部改正について P29～32

資料 2-6 県 要綱基本方針 (本文) P33～54

資料 3 多面的機能支払交付金の 都道府県中間評価報告書について P55～68

資料 3-2 中間評価報告書 (案) P69～90

資料 4 令和 4 年度 of 取組方針 関連資料 P91～104

資料 5 令和 3 年度及び令和 4 年度 今後の予定について P105

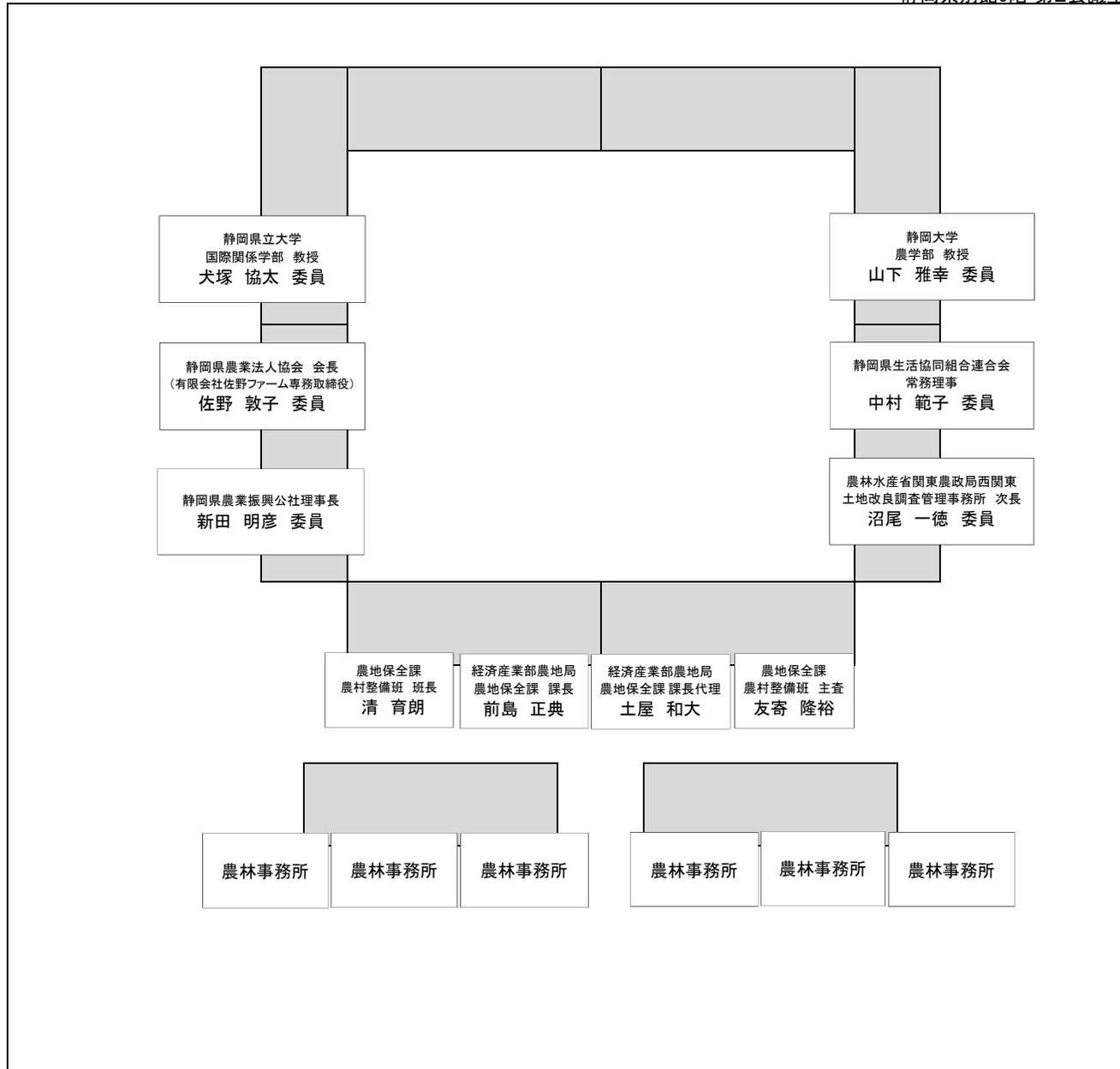
(別添) 多面的機能支払交付金のあらまし (令和 3 年度版)

静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会 委員名簿
(五十音順 敬称略)

分野	氏名	現職	在任
男女共同参画	いぬづか きょうた 犬塚 協太	静岡県立大学国際関係学部 教授	8年
農業者	さの あつこ 佐野 敦子	静岡県農業法人協会 会長 (有限会社佐野ファーム 専務取締役)	3年
消費者	なかむら のりこ 中村 範子	静岡県生活協同組合連合会 常務理事	7年
農業農村 (農業)	にった あきひこ 新田 明彦	公益社団法人静岡県農業振興公社理事長	0年
農業農村 (施設管理)	ぬまお かずのり 沼尾 一徳	農林水産省関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所 次長	1年
環境	やました まさゆき 山下 雅幸	静岡大学農学部 教授	8年

令和3年度 第1回静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会 座席表

静岡県別館9階 第2会議室



静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会設置要領

(趣旨)

第1 多面的機能支払交付金の実施に当たっては、計画的かつ効果的に推進されるとともに、明確かつ客観的基準の下に透明性を確保することが重要である。このため、静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業の適正な執行に当たるものとする。

(委員会の事務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 事業実行状況の点検
- (2) 対象組織の取組の評価
- (3) 対象組織に対する指導・助言
- (4) その他多面的機能支払交付金による活動に必要な事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員は、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、10人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。
- 7 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第4 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員改選後の初回の委員会は、静岡県経済産業部農地局長が招集する。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、静岡県経済産業部農地局農地保全課において処理する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月24日から施行する。

附 則（平成25年3月6日付け農保第238号）

- 1 この改正は、平成25年3月6日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、第3の3の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年7月3日付け農整第100号）

この改正は、平成27年7月3日から施行する。

附 則（平成28年8月10日付け農整第233号）
この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月10日付け農整第238号）
この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日付け農整第587号）
この改正は、令和3年4月1日から施行する。

静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会運営細目

(要領の適用)

第1 静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会（以下「委員会」という。）の議事及び運営に関しては、この細目に定めるところによる。

(委員会の開催)

第2 静岡県多面的機能支払交付金第三者委員会設置要領第2の事務の実施に当り、委員長は委員会を開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、原則として公開とする。

(委員会の議長)

第3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(委員以外の者の出席)

第4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に意見及び説明を求めることができる。

(資料の公表)

第5 委員会で用いた資料は、原則的に公表するものとする。ただし、個人情報等に関するものについては、公表しない。

(議事録)

第6 委員長は次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

- (1) 委員会の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議の概要
- (5) その他重要な事項

2 議事録は、原則的に公表するものとするが、発言者名等は公表しないものとする。

(その他)

第7 この細目に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この運営細目は、平成19年10月24日から施行する。

附 則 (平成25年3月6日付け農保第238号)

- 1 この改正は、平成25年3月6日から施行する。
- 2 この運営細目の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、第3の3の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成 27 年 7 月 3 日付け農整第 100 号）
この改正は、平成 27 年 7 月 3 日から施行する。

令和3年度の実施方針について

多面的機能支払交付金の事業を実施する 28,348(平成 30 年度末時点)の活動組織のうち、17,327 組織が平成 30 年度に活動期間の終期を迎え、令和元年度の認定農用地面積の減少が見込まれたことから、認定農用地面積の回復を図るため、都道府県及び市町村の目標値を策定し、活動組織の継続、新規組織の設立、解散組織の活動再開を推進した。

令和2年度の認定農用地面積の見込み値(令和3年1月時点)は令和元年度から約1万8千ha(約0.8%)増加し、平成30年度比-800haとほぼ回復した(別添1)。推進活動が効果的であったことから、令和3年度も引き続き実施する。

令和元年度：227.4万ha	→	令和2年度：229.2万ha	(+1.8万ha)
平成30年度：229.3万ha	→	令和2年度：229.2万ha	(-800ha)

1. 令和2年度の推進活動等について

(1) 解散組織の調査分析

平成30年度をもって解散した1,312組織を対象に、解散理由、再開意向とその課題等を聞き取った。その結果、小規模組織に解散が多く、組織運営者(代表、事務)の不在、活動参加者の確保の困難化が主な解散の原因で、約60%が行政機関や推進組織に相談せずに解散を決めていた(別添2)。

(3) 政策課題に対応した推進活動

① 広域化・土地改良区連携の推進

活動組織の広域化や土地改良区との連携について予算キャラバンや土地改良事業団体連合会が開催する研修等の機会を活用して普及・啓発を実施。また、すでに取り組んでいる地区の情報収集を行い、先行事例として紹介し、ホームページに掲載した(別添3)。

② 活動組織における男女共同参画の推進

令和2年度より、役員に女性が2名以上参画している場合に加算措置の条件を緩和する措置を、研修や会議等においてPR。このほか、女性が参画する活動事例や女性役員へのインタビュー記事をメールマガジンで紹介(別添4)。

2. 令和3年度の推進方針について

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大への対応

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、感染対策を徹底した活動や、リモートでの研修会等の開催など、工夫した取組事例について収集し、横展開を図る(別添5)。

(2) 推進体制の強化に向けた検討

令和2年度の推進活動の結果を踏まえ、都道府県、市町村、活動組織への支援を強化するべく、本交付金に知見のある人材の活用も含めた都道府県推進組織の体制強化を検討する。また、各地域の情報交換の場の提供や都道府県推進組織への支援等を実施する、既存の全国水土里ネット多面的機能支払促進協議会を発展させた全国的な推進体制の構築を検討する(別添6)。

★H30～R3の認定農用地面積(見込値含む)の推移

農政局名	道府県名	農地維持支払 認定農用地面積							
		H30実績		R1実績		R2見込値 (R3.1.1時点)		R3目標	
		面積 (ha)	カバー率 (%)	面積 (ha)	カバー率 (%)	面積 (ha)	カバー率※ (%)	面積 (ha)	カバー率※ (%)
01 北海道	北海道	780,557	67%	777,629	67%	783,620	68%	785,287	68%
02 東北農政局	青森県	43,407	30%	43,532	30%	43,638	30%	44,127	31%
02 東北農政局	岩手県	77,304	50%	76,506	50%	77,052	50%	78,062	51%
02 東北農政局	宮城県	74,267	64%	73,957	64%	74,004	64%	74,630	65%
02 東北農政局	秋田県	97,584	66%	96,626	66%	97,011	66%	97,719	66%
02 東北農政局	山形県	85,306	71%	83,813	70%	83,472	70%	83,834	70%
02 東北農政局	福島県	64,728	45%	64,981	46%	65,359	46%	67,283	48%
東北農政局合計		442,595	54%	439,415	54%	440,537	54%	445,656	54%
03 関東農政局	茨城県	34,497	27%	35,549	28%	39,833	32%	41,152	33%
03 関東農政局	栃木県	43,882	43%	42,439	42%	42,478	42%	43,487	43%
03 関東農政局	群馬県	17,684	29%	17,516	29%	17,836	29%	18,861	31%
03 関東農政局	埼玉県	16,345	26%	17,048	27%	17,823	29%	17,995	29%
03 関東農政局	千葉県	31,929	33%	32,555	34%	33,635	35%	34,148	35%
03 関東農政局	東京都	32	2%	32	2%	35	2%	40	2%
03 関東農政局	神奈川県	1,180	11%	1,051	10%	1,072	10%	1,067	10%
03 関東農政局	山梨県	7,529	33%	7,631	33%	7,722	33%	7,776	33%
03 関東農政局	長野県	42,616	44%	43,413	45%	43,372	45%	43,508	45%
03 関東農政局	静岡県	14,686	26%	14,219	25%	14,326	26%	14,473	26%
関東農政局合計		210,380	33%	211,454	33%	218,132	34%	222,506	35%
04 北陸農政局	新潟県	125,096	74%	124,475	74%	124,757	74%	126,026	75%
04 北陸農政局	富山県	41,979	75%	41,092	73%	41,462	74%	41,779	75%
04 北陸農政局	石川県	26,113	67%	25,874	66%	25,704	66%	25,983	67%
04 北陸農政局	福井県	31,628	82%	31,175	81%	31,268	81%	31,694	83%
北陸農政局合計		224,816	74%	222,617	74%	223,190	74%	225,482	75%
05 東海農政局	岐阜県	25,024	54%	25,264	54%	25,417	55%	25,481	55%
05 東海農政局	愛知県	33,464	58%	33,524	58%	33,984	59%	34,117	59%
05 東海農政局	三重県	27,399	52%	27,170	51%	27,269	52%	27,461	52%
東海農政局合計		85,886	55%	85,958	55%	86,670	55%	87,059	55%
06 近畿農政局	滋賀県	37,673	75%	36,313	72%	36,592	73%	36,633	73%
06 近畿農政局	京都府	15,473	67%	14,850	65%	14,903	65%	15,061	66%
06 近畿農政局	大阪府	1,615	34%	1,651	35%	1,678	35%	1,700	36%
06 近畿農政局	兵庫県	50,997	82%	50,182	81%	50,599	82%	50,819	82%
06 近畿農政局	奈良県	5,832	39%	5,573	37%	5,593	37%	5,658	37%
06 近畿農政局	和歌山県	10,071	34%	9,072	31%	8,925	30%	9,151	31%
近畿農政局		121,663	66%	117,642	64%	118,291	64%	119,023	65%
07 中国四国農政局	鳥取県	16,394	53%	16,070	52%	15,968	52%	15,982	52%
07 中国四国農政局	島根県	22,776	56%	22,624	56%	22,539	56%	22,692	56%
07 中国四国農政局	岡山県	15,671	27%	15,903	27%	16,539	28%	17,154	29%
07 中国四国農政局	広島県	19,222	39%	18,440	37%	18,560	38%	18,952	38%
07 中国四国農政局	山口県	21,123	52%	20,061	50%	20,090	50%	20,283	51%
07 中国四国農政局	徳島県	10,717	35%	10,341	34%	10,301	34%	10,306	34%
07 中国四国農政局	香川県	13,844	54%	13,362	52%	13,365	52%	14,084	55%
07 中国四国農政局	愛媛県	16,440	38%	15,514	37%	15,315	36%	15,676	37%
07 中国四国農政局	高知県	9,597	33%	9,302	32%	9,604	33%	9,733	33%
中国四国農政局		145,786	42%	141,618	41%	142,280	41%	144,862	42%
08 九州農政局	福岡県	39,812	56%	37,814	54%	38,240	54%	38,576	55%
08 九州農政局	佐賀県	35,872	69%	35,418	68%	35,632	68%	35,860	69%
08 九州農政局	長崎県	15,696	38%	15,397	37%	15,539	38%	15,541	38%
08 九州農政局	熊本県	73,250	62%	72,305	62%	72,198	61%	72,678	62%
08 九州農政局	大分県	24,000	40%	24,003	40%	24,120	41%	24,424	41%
08 九州農政局	宮崎県	25,142	41%	25,449	42%	25,492	42%	25,928	43%
08 九州農政局	鹿児島県	44,989	43%	45,280	44%	45,737	44%	46,677	45%
九州農政局		258,761	51%	255,667	51%	256,958	51%	259,683	51%
09 沖縄総合事務局	沖縄県	22,078	53%	22,028	52%	22,045	52%	22,941	54%
全国		2,292,522	55%	2,274,027	55%	2,291,723	55%	2,312,497	56%

面積推移			
H30→R1	R1→R2	R2→R3	H30→R3 V字回復状況
面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)
-2,927	5,991	1,667	4,730
126	106	489	720
-798	546	1,010	758
-310	47	626	364
-958	385	708	135
-1,493	-341	362	-1,472
253	378	1,924	2,555
-3,181	1,122	5,119	3,060
1,053	4,283	1,319	6,655
-1,443	39	1,009	-395
-168	320	1,025	1,177
703	775	172	1,650
627	1,079	513	2,219
0	3	4	7
-129	21	-5	-113
102	91	54	246
796	-41	136	892
-467	107	147	-213
1,074	6,678	4,374	12,126
-621	282	1,269	930
-887	370	317	-200
-239	-171	280	-130
-453	93	426	66
-2,200	574	2,291	665
240	153	64	457
60	460	133	653
-229	99	192	62
71	712	389	1,173
-1,361	279	41	-1,040
-623	53	158	-412
36	27	21	84
-815	417	220	-178
-259	19	65	-175
-999	-147	226	-920
-4,021	649	732	-2,640
-324	-102	14	-412
-152	-85	153	-84
232	636	615	1,482
-782	120	392	-270
-1,063	29	194	-840
-376	-41	6	-411
-482	2	719	240
-926	-199	360	-765
-296	302	129	135
-4,167	662	2,582	-924
-1,998	426	336	-1,237
-454	214	227	-12
-299	142	2	-155
-945	-107	480	-572
4	117	304	424
307	43	436	785
291	457	940	1,688
-3,094	1,291	2,725	922
-51	17	896	863
-18,495	17,696	20,775	19,975

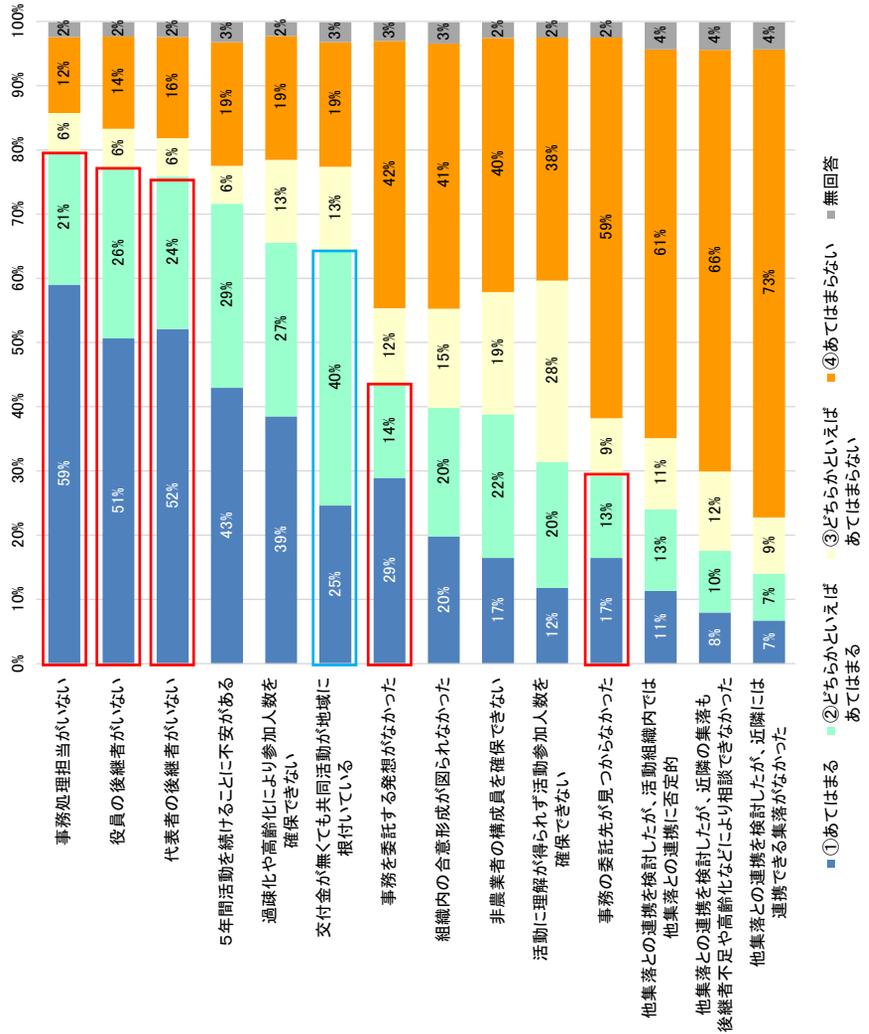
※令和元年の農用地面積を基に算出

※黄色塗はH30→R1→R2と2年連続で減少している都道府県

※緑塗は、H30→R3でV字回復できていない都道府県

(3) 取組を継続しなかった理由

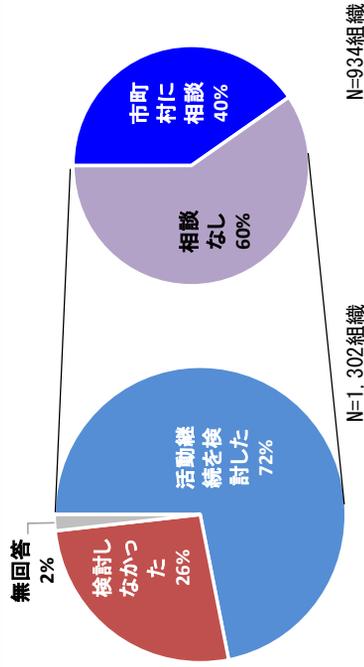
- 取組を継続しなかった理由、またはできなかった理由については、「事務処理担当がいらない」ことをあげた組織が最も多く、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」とした対象組織の割合は80%を占めている。次いで「役員の後継者がいない」(77%)、「代表者の後継者がいない」(76%)と、事務局の人材確保が困難であることが理由の上位を占めている。
- 「事務を委託する発想がなかった」(43%)、「事務の委託先が見つからなかった」(30%)などをあげている対象組織も多く、事務委託に関する支援が必要とされている。
- 一方、「交付金が無くても共同活動が地域に根付いている」と回答した対象組織も65%を占めている。



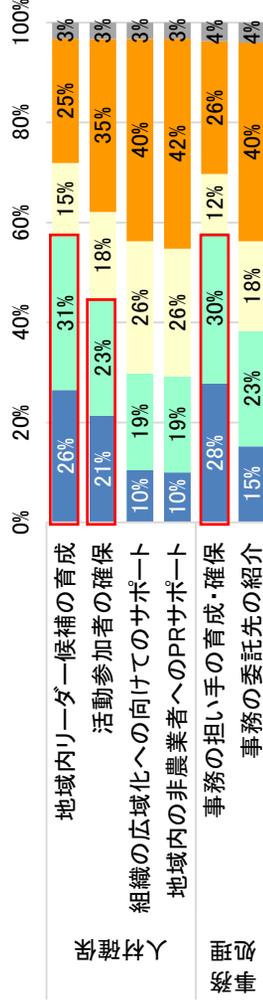
(4) 取組を継続しなかった対象組織の今後の意向等

- 活動を終了した組織のうち、活動継続について「検討した」と回答した組織は72%を占めており、「検討した」組織のうち「市町村に相談した」組織は40%であった。
- また、市町村、都道府県、推進組織等へ期待する支援内容としては、「事務に担い手の育成・確保」をあげた組織が最も多く、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」とした組織の割合は58%を占めている。次いで「地域内リーダー候補の育成」(57%)、「活動参加者の確保」(44%)となっている。
- 組織の再開について「意向がある」と回答した組織は13%、「どちらともいえない」38%、「意向なし」が47%であった。組織を再開する意向がない組織では、今後「各個人で草刈り等の安全管理を行う」と回答した組織が50%、「交付金がなくとも同様の共同活動を行う」31%、「他団体(自治会等)が安全管理を行う」8%であった。

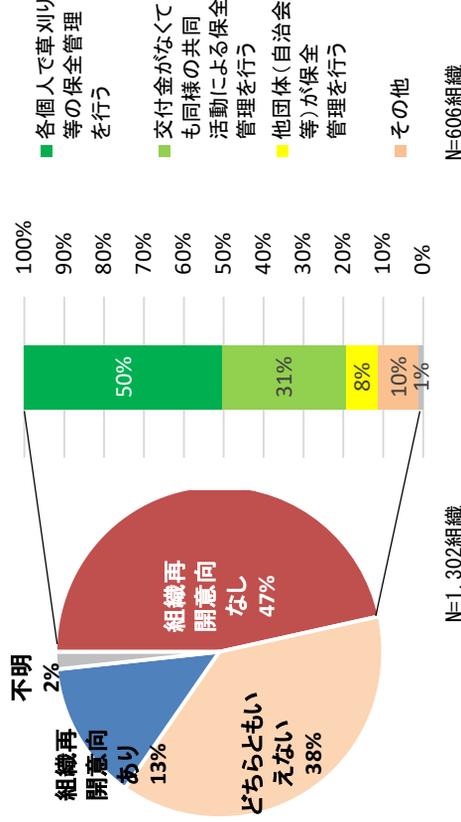
活動継続に関する検討及び相談窓口



市町村、都道府県、推進組織等へ期待する支援内容



組織再開の意向と再開しない場合の安全管理方法



■ ①あてはまる ■ ②どちらかといえばあてはまる ■ ③どちらかといえばあてはまらない ■ ④あてはまらない ■ 無回答

政策課題に対応した推進活動（多面的機能支払交付金の活用事例）

①土地改良区連携の事例

No.	地区	概要
1	新津郷広域協定（新潟県新潟市）	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度から新津郷土地改良区管内全域を新津郷広域協定とし、41組織と土地改良区で活動を実施。 土地改良区が広域協定の一員として運営委員会の事務や、技術的なアドバイザーや活動に対する指導、長寿命化においては測量設計、発注、完了検査を行っている。
2	出雲市斐川町農地・水・環境保全管理協定（島根県出雲市）	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良区は管理協定の一員として事務を受託するとともに、各団体と連携して活動の円滑な取組を先導。全町の状況が把握できるため公平な交付金の活用が可能となった。
3	下関市豊田地域広域協定（山口県下関市）	<ul style="list-style-type: none"> 煩雑な事務処理による活動継続の困難さや、高齢化による共同活動参加者不足といった問題を解消するため、土地改良区が3活動組織の橋渡し役となり組織の広域化を行うことで安定した保全活動の継続が可能となった。
4	北秋田市鷹巣地域保全組織（秋田県北秋田市）	<ul style="list-style-type: none"> 北秋田市土地改良区管内にある17活動組織が参加して広域協定を締結。 土地改良区は広域協定の一員として事務を受託し、各活動に対する指導・助言を行い事業全体の調整を図っている。

②世界かんがい施設遺産を管理する地域の事例

No.	地区	概要
1	長野堰広域協定（群馬県高崎市）	<ul style="list-style-type: none"> 「長野堰用水」では小学校や自治会と連携して景観形成活動や土砂上げ・ゴミ拾い等の保全活動を実施しているほか、ウォーキングイベントを開催し、施設の魅力を発信している。
2	村山の郷・育む会（山梨県北杜市）	<ul style="list-style-type: none"> 「村山六ヶ村堰疎水」の歴史や役割について学ぶ親子3世代イベントを開催するとともに、疎水によって育まれる食材の魅力発信などもイベントに取り入れ、地域内の様々な組織と連携し、集落間や親子3代の交流を図る。

③ため池の管理を行う地域の事例

No.	地区	概要
1	香南地区自然保護組合（香川県高松市）	<ul style="list-style-type: none"> ため池の堤防への小段の設置等、安全対策に取り組みむことで組織内での作業の安全に対する意識が高まった。 本制度活用によりため池に足を運ぶ回数が増え、破損箇所の早期発見につながっている。
2	田治らめきの里協議会（福井県福井市）	<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみでため池の維持管理体制を構築し、非農業者が活動に参加するとともに、地域外からの来訪者があることで積極的な活動に繋がっている。
3	富木地区環境保全協議会（兵庫県加古川市）	<ul style="list-style-type: none"> 活動組織が中心となって非農家も参加するかいぼりや、地域内の清掃活動に加え、近隣のため池管理者や他の活動組織との意見交換会、地元の大学生との交流会を実施。メディアを通して地域に周知されることで地域住民の参加意欲を高めている。

■〇. 活動組織との座談会

～ 栗見出在家町^{くりみでさいけちやう} 魚のゆりかご水田協議会(滋賀県^{ひがしおうみ} 東近江^{ひがしおうみ}市)～ ■

【座談会の目的】

地域活動への女性の積極的な参画により、現場に多様な価値観や創意工夫がもたらされ、取組の多様化や農業・農村の多面的機能の更なる発揮が期待されるます。そこで、本号では、組織で活躍する女性をご紹介します。

組織の概要

栗見出在家町は東近江市の最北端に位置し、琵琶湖に面した地形を生かし、滋賀県が推進する「魚のゆりかご水田プロジェクト」事業に取り組んでいます。

活動範囲は、田 60.17ha、畑 4.19ha、水路 13km、農道 4km

～インタビュー～

Q: 女性役員が誕生したきっかけを教えてください。

A: 地域で農地・水・環境保全向上対策を活用する話が挙がった際に、申請書を作成できる者がいなかったことから、当時公民館に勤めていた私に声がかかりました。それをきっかけに組織の事務担当として活動に参加するようになりました。



事務局 小林氏

Q: 組織における現在の役割を教えてください。

A: 組織の会計などの基本的な事務作業の他に、本組織におけるPR活動や現地視察の受け入れ、今年からは魚のゆりかご水田米を使用した6次化商品である洋菓子作りを行っています。組織のPR動画作成においては、動画の企画から撮影、編集までの全てに携わりました。また、組織が開催する生き物観察会や田植え体験などのイベントの際には、段取りを始め、非農家を含めた地域の女性参加者の取りまとめを行っています。

Q: 組織の活動当初における女性参加で苦労した点を教えてください。

A: 昔から地域の会議等においては、一家の代表である男性が参加していたので、そのような場所で女性が発言する機会がなく、活動当初においても女性の発言を聞いてもらうことが難しかったです。しかし、長年積極的に活動についての意見を伝え続け、女性参加の願いを一軒一軒行った結果、多くの女性が活動に参加するようになるとともに、組織の3名の女性役員による新たな企画立案が行われるようになりました。今では、女性も一緒に活動に取り組むという考え方が浸透し、会議等の場においても女性の意見を聞いてもらえるようになりました。



米粉を使った洋菓子（6次化商品）

Q: 女性の活動参加を促すために工夫されていることはありますか。

A: 地域の子供会には、必ずお母さん方が一緒に参加されますので、子供会にも組織のイベントに参加してもらい、その際に組織の取組を知ってもらうとともに、一人一人に声替えをして活動の参加をお願いしています。また、地域のおばあちゃんにも畑仕事以外の時間で、参加してもらうように声掛けを行っています。昔から地域行事への手伝いには積極的に参加する地域性があるので快く参加していただけます。

Q: 組織において女性が中心となった取組はありますか。

A: 組織の6次化商品として、魚とゆりかご水田米の米粉を使用した洋菓子作りは、女性が中心となり行い、週に一度地域の直売所で販売をしています。私は組織の役員として参加した時から女性が活動する場所を作りたいと考えており、近年実現することができました。女性が活躍できる場所があることと自分たちが開発した商品が売れることへの喜びで活動への意欲がわき、組織活動がさらに活発化しています。



- ・代表 村林氏（右から2人目）
- ・事務局 小林氏（左から2人目）
- ・東近江農業農村振興事務所 田中氏（右から1人目）
- ・東近江市農村整備課 上田氏（左から1人目）

- 新型コロナウイルス禍でも水路等を維持管理するための活動は継続的に行われる必要。
- 兵庫県の活動組織では、感染拡大を防止するため、ITツールを活用して総会等を実施したり、稲刈りをバーチャルで体験できるようにDVDを制作、配付する等工夫した取組を実施。

ITツールを活用して役員会や総会での「3密」を回避

つそめ かさい
○都染環境保全隊（兵庫県加西市）

認定農用地面積：田 41ha
 畑 1ha
対象施設：水 路 11.1km
 農 道 4.2km
 ため池 3箇所

（感染防止のために講じた工夫）

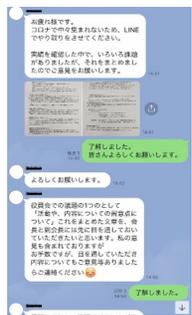
新型コロナウイルス禍において組織内の合意形成を図るために、下記の取組を実施。

- ① メールやLINE等を活用して役員会を実施。
- ② 遠隔会議ソフト（ZOOM）を活用して総会を実施。併せて説明資料の見せ方を工夫（動画、グラフ等を取入れ視覚化）する事により参加者の理解度向上を図った。

【新型コロナウイルス禍前】 対面で会議



LINEの活用



【感染防止策を実施】

ZOOM会議



稲刈りをバーチャル体験できるDVDを制作・配付

かんて こうべ
○神出東エコ農業活動組織（兵庫県神戸市）

認定農用地面積：田 44ha
 畑 1ha
対象施設：水 路 13.8km
 農 道 12.9km
 ため池 5箇所

（感染防止のために講じた工夫）

- ① 子供連れ参加者が多い「稲刈り体験」の実施を見送り、代替として各自バーチャルで体験できるように地元で稲刈りの様子の動画を撮影編集し、収穫したお米とDVDを参加予定者に配布。
- ② 本年度の対面での活動は基本的に地元関係者だけとし、濃厚接触者を明確に特定できるように心がけた。

【新型コロナウイルス禍前】 屋外ほ場で稲刈り体験



【感染防止策を実施】

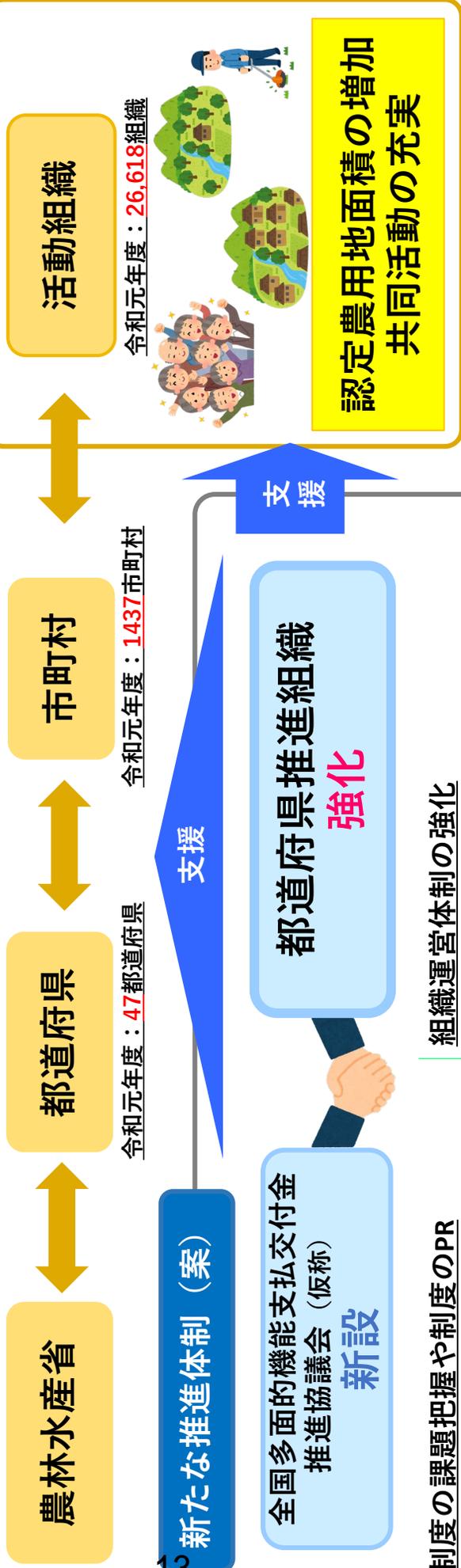
バーチャルで稲刈り体験



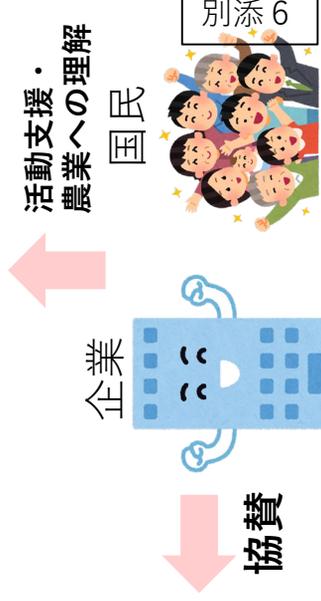
多面的機能支払交付金推進体制の強化について (案)

2021年3月

- 近年、多面的機能支払交付金を活用する活動組織において、事務の負担感や後継者不足等を背景とする活動継続の断念が見受けられ、令和元年度には制度創設以来初めて認定農用地面積が減少した。
- 全国的な協力体制を構築し、活動組織における課題の把握・対応策の検討を進め、本交付金事業に関わる都道府県、市町村、活動組織への支援を強化すべく、都道府県推進組織の体制を強化すると共に全国推進組織を設立して、本交付金事業の効果的な推進を図る。



- 制度の課題把握や制度のPR**
 - ・ 事務負担軽減策等の研究
 - ・ 制度の弾力的な運用に係る調査
 - ・ 全国的な広報活動の展開
- 組織運営体制の強化**
 - ・ 推進組織による事務及び技術的支援の強化・推進
 - ・ 研修の実施、活動手引きの作成
 - ・ 等
- 土地改良区連携の推進**
 - ・ 活動組織と土地改良区の関わりを深化
 - ・ 活動組織への技術的知見の共有
 - ・ 等
- 活動組織の横つながりの強化**
 - ・ 優良事例収集、全国表彰事業の開催
 - ・ SNSコミュニティの運営
 - ・ 等



国 共通申請サービスについて

1. 共通申請サービスの概要について

令和2年3月に策定された「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、農林水産省が所管する補助金や交付金等の申請をオンラインで行えるようにするため、大臣官房広報評価課情報管理室が共通申請サービスを開発中。

農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画とは、令和元年に内閣官房が策定し、閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」が行政手続きのオンライン化（農林水産省では、令和4年度までに所管する全ての補助金や交付金等をオンライン上で手続きが可能な環境を整えることを目標としている）を進めるという方針を掲げたことを受けて、農林水産省が策定した中長期計画。

農林水産省は、

令和4年度（2022年度）までに行政手続きのオンライン化率 100%

令和7年度（2025年度）までに共通申請サービスの利用率 60%

を目標としている。

2. 多面的機能支払交付金に係る開発内容

- (1) エクセル様式の内容を共通申請サービス入力フォームに自動入力する機能
- (2) エラーチェック機能
- (3) 集計機能

多面的機能支払交付金の共通申請サービス登録に係る プロジェクト計画書（案）

高めよう 地域協働の力！



令和 3 年 4 月

農林水産省農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

多面的機能支払交付金のシステム化背景・目的

活動組織・市町村からの視点

- 人口減少や高齢化により、活動継続が困難となっている事例が見られる。
- 市町村職員が縮減されているなかで、本制度の専任職員が減少している。

背景

- 高齢化が進む中で、予算管理等の事務作業の不安から解散する組織が増加しつつある。
- 多くの市町村が独自で写真帳の整理を求めているため、組織の多大な負担となっている。
- 市町村担当者は事務作業に追われ、活動組織へのサポートが十分できない。

課題

政策手段からの視点

- 農林漁業者等に係る農林水産省関係手続きのオンライン化100%（令和4年度）
- 組織のデータが共有されておらず、活用できるオープンデータとして整備できていない。

- 実績報告の提出後にも活動組織から修正報告があり、整理に市町村が多大な労力を要する。
- 地方公共団体がオープンデータの整理を行うためには、人員・費用が必要となる。
- 市販の事務支援ソフトが複数あり、申請システムとの変換ソフトが必要。

目的

「簡素・迅速・正確なオペレーション」と「タイムリーで可視化された情報提供」を実現する申請システムの構築

対応

今年度中に、農政局・県・市町村・活動組織とのヒアリングを行い、システム開発内容を決定する。

共通システムとのデマケに留意しつつ、開発予算や運用費との状況も踏まえ、要望の強い一部の機能（エラーチェック機能・集計機能等）のみを実装するか、業務に係るフロー全てをシステム化するかは予算課や情報管理室との調整により決定していく。

多面的機能支払交付金のシステム化の目標

申請書類作成の簡素化（活動組織・広域活動組織）

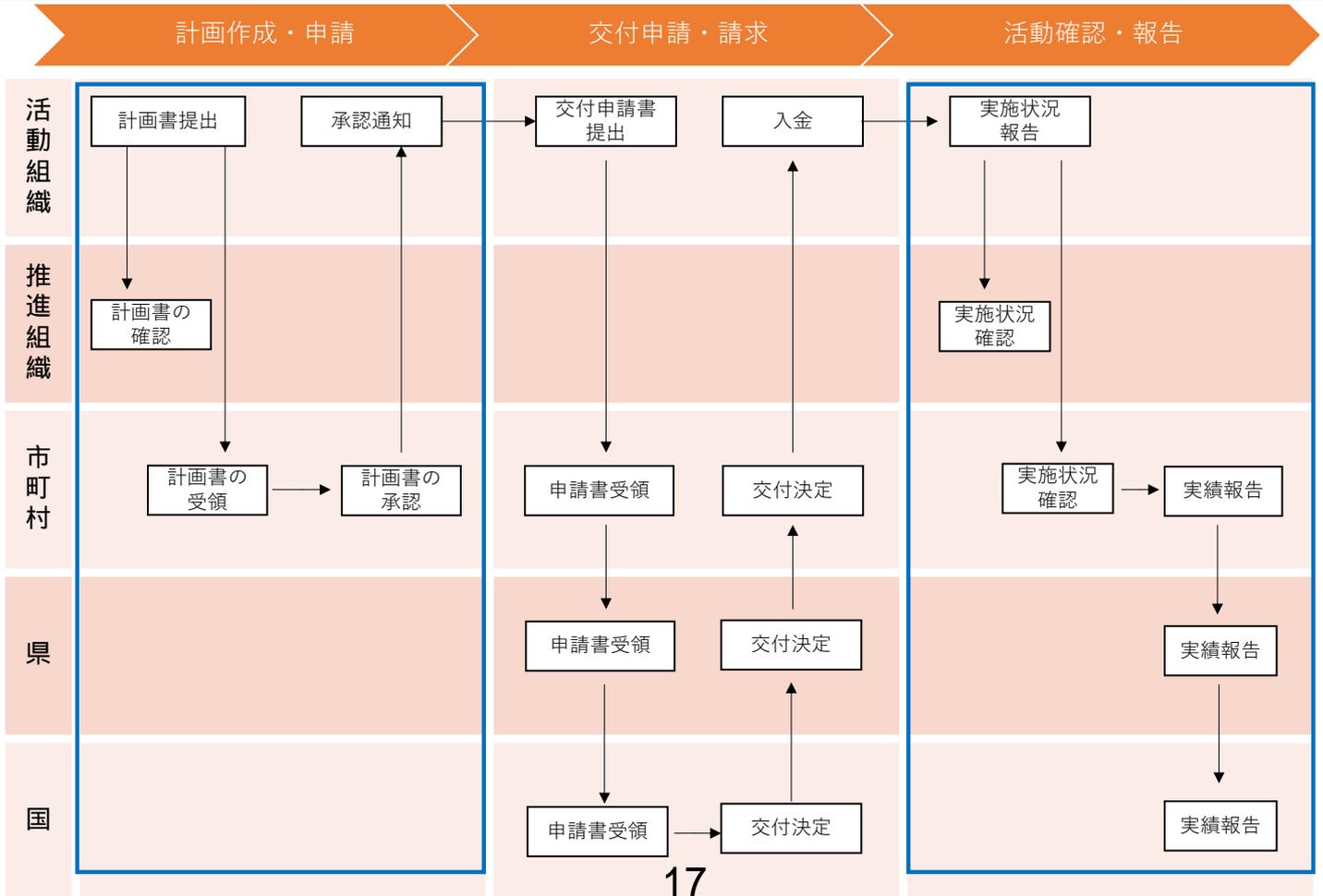
課題：書類作成に時間がかかる。
記入漏れや記入ミスチェックが大変。
報告様式が変更されると新様式に一から入力しなければならない。

目標：自動チェックを可能にする。
旧様式で活用できる情報を新様式に反映できるようにする。

確認時間の削減
集計作業の不要化（市町村）

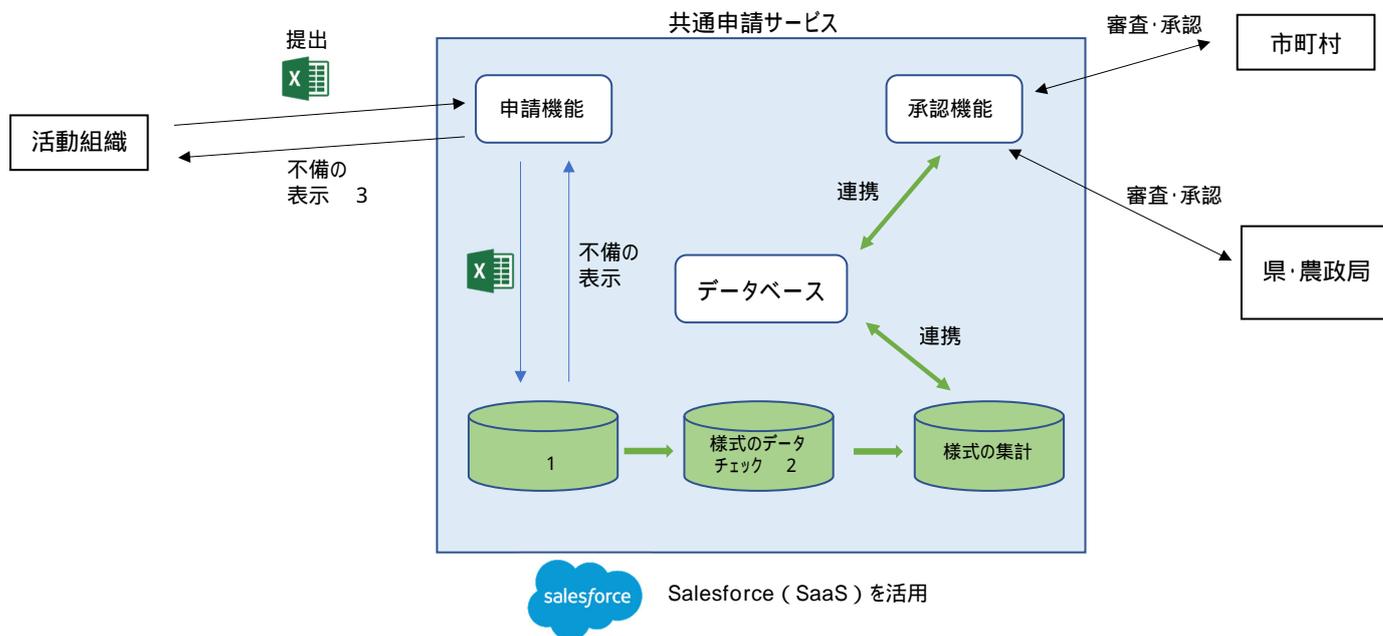
課題：活動組織から提出された実績報告書のチェックや取りまとめ作業が煩雑。
目標：活動組織から提出された資料を自動でチェックし、取りまとめを行う。

多面的機能支払交付金の業務フロー（P）について（現状）



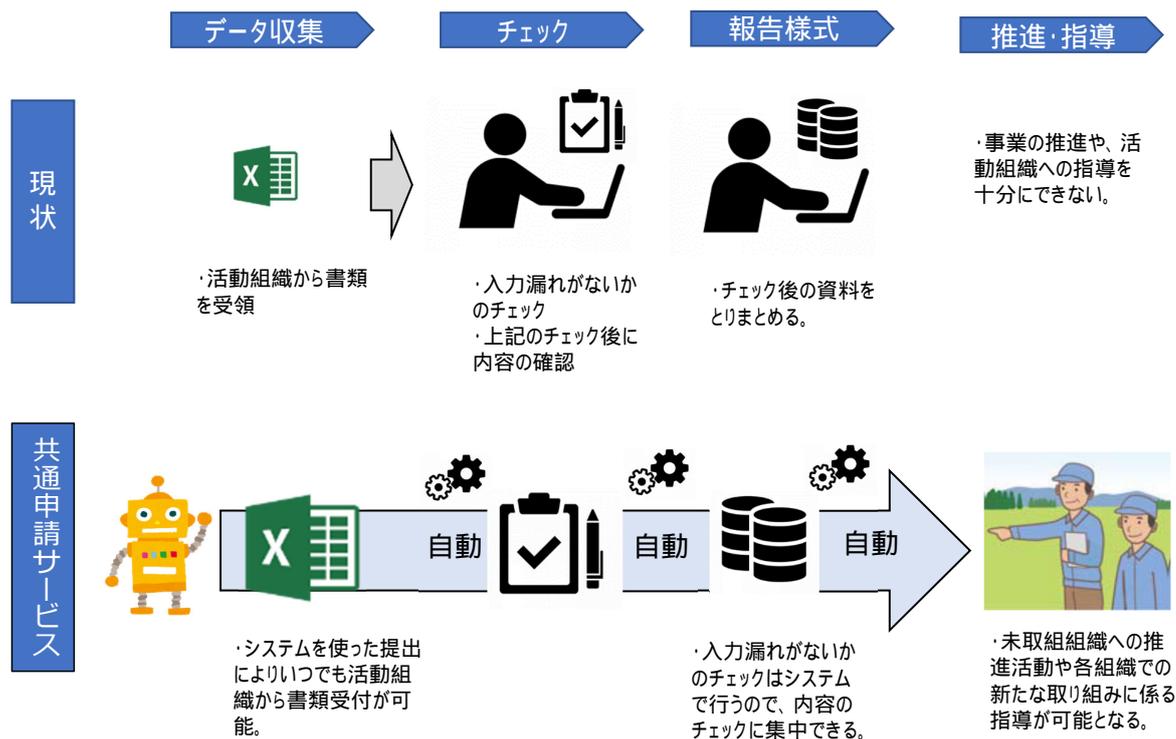
多面的機能支払交付金の業務概要図（検討中）

活動組織はR7年度までに共通申請サービスの申請機能により60%の組織が資料を提出するものとする。



- 1 データ化する項目や方法はR3要件定義で決定
- 2 データチェックの項目や方法はR3要件定義で決定
- 3 形式的な不備の表示方法、処理方法はR3要件定義で決定

システム化参考イメージ（市町村担当者）



共通申請サービスと多面の独自機能のデマケ

機能一覧	共通申請サービス				多面の独自機能としての必要性	理由	運用・保守費
	R1～R2 (1期開発)	R3 (2期開発)	R4～R5 (3期開発)	開発状況			
申請・報告様式のデータ化機能	×	×	×	エクセルの添付は可能だが、資料を読み込み、データベース化するの不可		共通申請サービス入力フォームへの入力作業の負担軽減を図る。	データ化機能は、共通申請サービス上で運用されるため、新たな運用・保守費は発生しない。
申請・報告資料のデータチェック機能	×	×	×	個別事業のデータチェック機能については原課が開発する必要がある。		自動チェックを可能にし、活動組織や市町村等の事務負担軽減を図る。	データチェック機能は、共通申請サービス上で運用されるため、新たな運用・保守費は発生しない。
申請・報告様式の集計機能	×	×	×	エクセルの添付は可能だが、集計は不可		集計結果を公表資料や施策評価に活用する。	集計機能は、共通申請サービス上で運用されるため、新たな運用・保守費は発生しない。
証拠書類保管機能	×			システムへの添付機能について、共通申請サービスの標準機能として検討中		共通申請サービス上に保管することで整理の手間や保管場所の確保等、活動組織の事務負担軽減を図る。	標準機能として開発されるのであれば、開発費・運用・保守費は発生しない。

多面の独自機能の詳細（案）

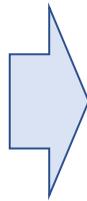
1. 申請・報告様式のデータ化機能

共通申請サービスに添付したexcelから必要な情報を抽出し、共通申請サービス入力フォームに反映

excel

1. 活動期間						
	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	計画変更年度	計画変更年度	
農地維持支払	令和2年度	令和6年度	5年	年度	年度	
資源向上支払 (共同)	令和2年度	令和6年度	5年	年度	年度	
資源向上支払 (農業者向け)	令和2年度	令和6年度	5年	年度	年度	
中山間地域等 直接支払	年度	年度	年	年度	年度	
環境保全型農産物 直接支払	年度	年度	年	年度	年度	

2. 実施区域内の農用地、施設						
指定農用地面積 又は指定農用地面積 率	計				55歳未満 農地保有 率	年当たりの 交付金額 上限
	田	畑	草地	採草放牧地		
多額 支払	4,600a	900a	a	5,500 a	25 a	4,839,296円
中山間 支払	a	a	a	a	a	円
取組 面積	2					円



共通申請サービス上の入力フォーム画面

1. 活動期間						
	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	計画変更年度	計画変更年度	
農地維持支払	令和2年度	令和6年度	5年	○年度	○年度	
資源向上支払 (共同)	令和2年度	令和6年度	5年	○年度	○年度	
資源向上支払 (農業者向け)	令和2年度	令和6年度	5年	○年度	○年度	
中山間地域等 直接支払	年度	年度	年	年度	年度	
環境保全型農産物 直接支払	年度	年度	年	年度	年度	

2. 実施区域内の農用地、施設						
指定農用地面積 又は指定農用地面積 率	計				55歳未満 農地保有 率	年当たりの 交付金額 上限
	田	畑	草地	採草放牧地		
多額 支払	4,600a	900a	a	5,500 a	25 a	4,839,296円
中山間 支払	a	a	a	a	a	円
取組 面積	2					円

excelから必要なデータを反映

2. 申請・報告様式の集計機能

共通申請サービスに添付したexcelから必要な情報を集計

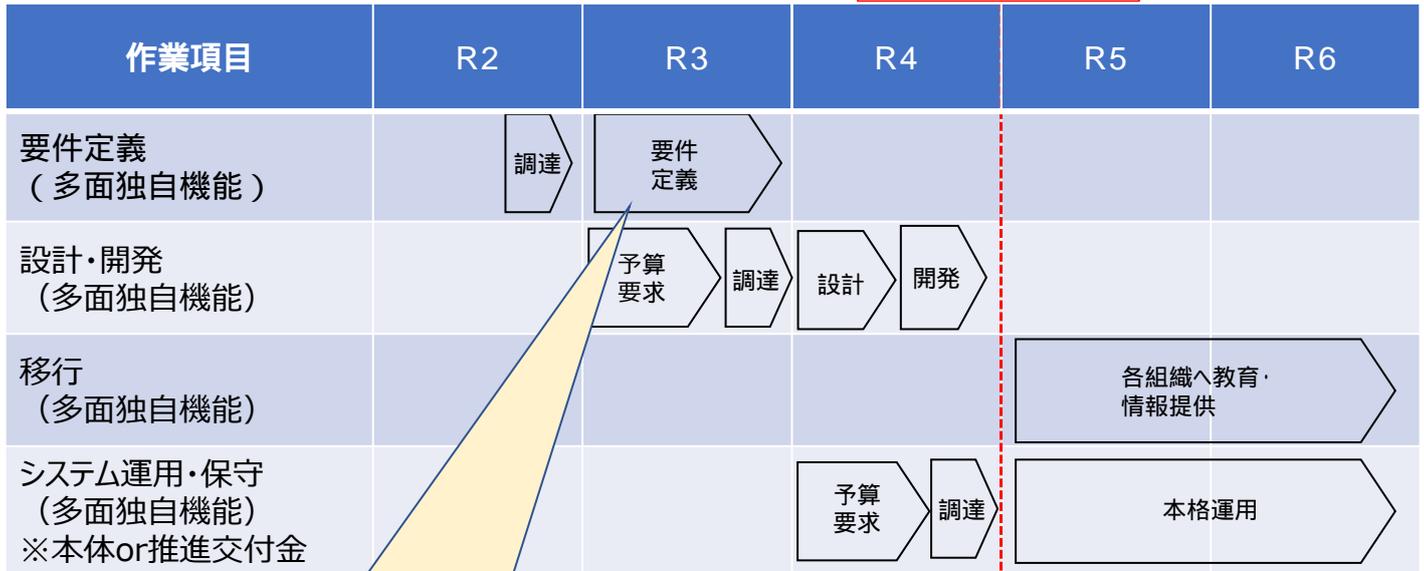
都道府県名	市町村名	対象組織名	広域化・体制強化		構成員(農業者)													活動に参加した最大人数				
			広域活動組織	特定非営利活動法人	団体				個人									農業者以外	合計			
					農業者組合(団体数)	その他の農業者団体(団体数)	農業者	農業者以外	合計団体数	農業者	農業者以外	合計										
県	市	地域資源保全会	2	2	2	2	0	4	6	1	1	0	0	0	0	1	0	0	3	50	55	105

3. 申請・報告様式のデータチェック機能

入力漏れや入力誤り、計算誤りをチェック

共通申請サービスの本格運用にかかるスケジュール（案）

R4年度までに手続きのオンライン化100%



令和3年度に活動組織、市町村等へ共通申請サービスに係る現地調査又はヒアリングを予定
(地区数未定)

多面組織の活動期間は原則5年間であるが、H30に活動期間が終了した組織は140万ha（H30合計は229万ha）と、約6割を占める。この組織が継続している場合、原則R5に活動期間が終了するため、本格的な運用はR6年度からを想定。

国 農林水産省地理情報共通管理システムについて

1．農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF 地図)について

農地に関する行政手続きについては、様々な農地に関する台帳が個別に管理されていること、紙の地図を使用して現地確認を行っている地域が多く見受けられることから、大臣官房広報評価課情報管理室では、農地情報を統合してデジタル地図上で一元管理できるデジタル地図の開発を進めている。

デジタル地図が整備されることで、活動組織の認定農用地面積の確認や市町村による現地確認作業の省力化が期待される。(別紙2のとおり)

2．農地情報の一元化に向けた紐づけ作業について

デジタル地図の開発にあたり、各機関がそれぞれ管理している台帳(地番、面積、所有者等が記載されているもの)を収集して、農地情報の一元管理化に向けた農地情報の紐づけを実施する必要があり、現在市町及び県で作業中。

- ・対象：多面的機能支払を実施している組織がある市町村(令和2年度時点)
- ・提供依頼する資料：
市町村で所有している活動組織の認定(対象)農用地面積を1筆ごとに整理した台帳データ
市町村で現地確認の際に使用している図面データ

○ 政府全体の動向

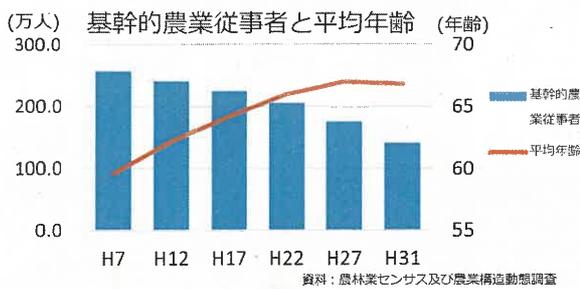
- 平成28年12月：官民データ活用推進基本法成立
- 平成30年1月：デジタル・ガバメント実行計画（以下「実行計画」）閣議決定
 - 行政サービスの100%デジタル化等のデジタル・ガバメントを推進することが記載
- 同年6月：「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「中長期計画」）策定
 - 具体的なオンライン化の手法について検討開始
- 令和元年12月：「デジタル手続法」施行、実行計画改定
- 令和2年3月：中長期計画改定 → 農林水産省共通申請サービスの構築を明記
 - 食料・農業・農村基本計画改定（閣議決定） → （同上）

○ 農林水産省の問題意識

- ・ 農業従事者数の減少及び高齢化
- ・ 市町村の農政担当者職員等の減少
- ・ データに基づく経営・行政の必要性

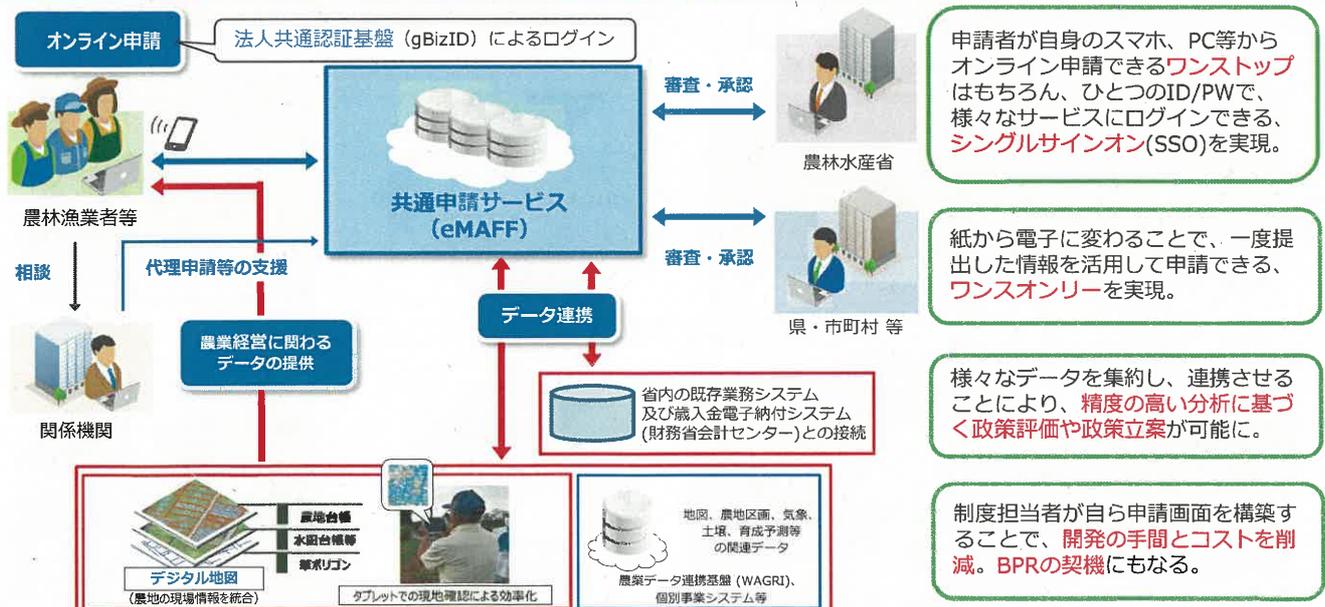
データを十分に活用して、農業者が経営に、自治体等の職員が農業者のサポートに、農林水産省が効果的な政策の企画立案に注力できるようにする必要

申請手続のオンライン化は、農林水産業を成長産業とするための必要不可欠な手段



農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の仕組み

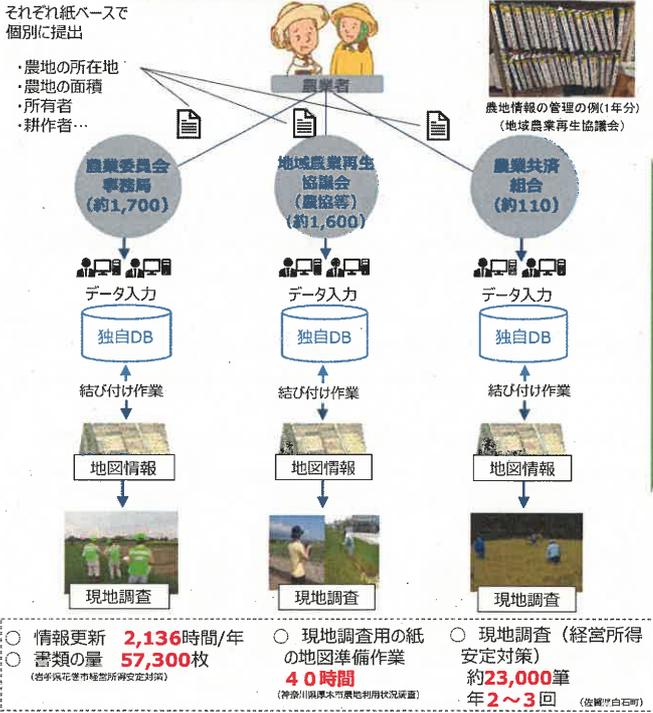
- 農林水産省所管の法令に基づく手続や補助金・交付金の手続(地方自治体の事務も含む)3000超を対象。
- 国に対する手続だけでなく、地方公共団体で完結する手続も含めた共同基盤として開発。
- 農林水産行政等のデータを集約し、データを十分に活用した政策立案を可能にするDBを構築。
- 端末操作に不慣れな高齢農業者等に配慮し、支援機関による代理申請の機能も装備。
- SaaSを採用することで、申請者等に統一感のあるUI/UXを提供。
- eMAFFとデジタル地図を組合せ、現場の農地情報を統合し、一元的に管理できる農林水産省地理情報共通管理システム開発に本格着手。



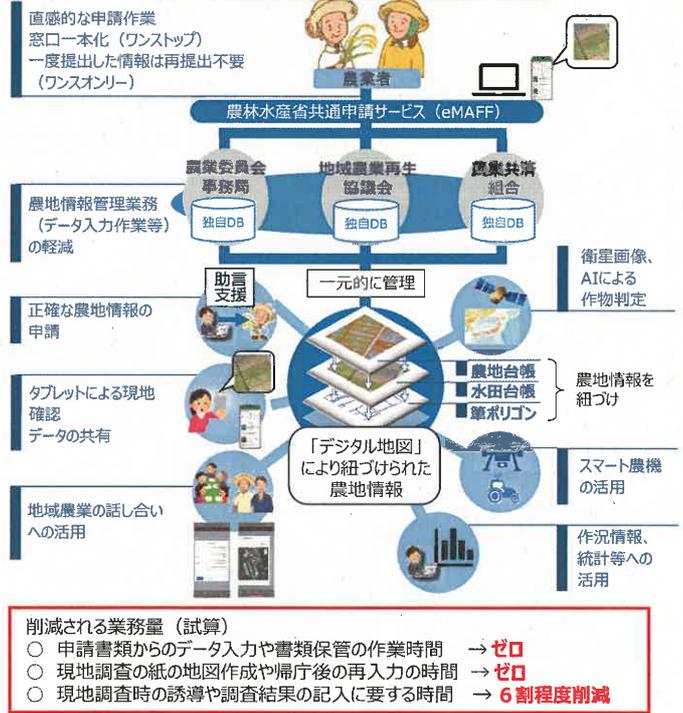
eMAFFとデジタル地図を活用した農地情報の一元的管理

- 農地情報は、機関ごとにバラバラに収集・管理されているため、農業者は申請に必要な情報を機関ごとに都度申告しなければならず、地方自治体職員も現地確認や農地情報の更新・整合性確保に多大な労力。
- eMAFFとデジタル地図を組合せ、現場の農地情報を統合し、一元的に管理できる農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）の開発に本格着手。

農地情報の管理の現状



目指す姿



現地調査へのデジタル地図の活用の実地検証

- 農地関係業務の中でも、現地調査は大きな負担。
- 試作アプリケーションを作成し、農業者や地方自治体職員に操作してもらい実地検証を実施。
- 現地調査業務では、以下が課題。
 - ① 紙地図による現在地や境界の把握
 - ② 写真等の記録及びその管理
- 上記課題に関し、試作アプリの機能について、農業委員等から高い評価



課題① 紙地図による現在地や境界の把握



- ・タブレットによるGPS機能
- ・ポリゴンの表示



課題② 写真等の記録及びその管理



- ・写真を農地ごとにクラウド上に現地保管



試作アプリケーションの画面及び操作の流れ



デジタル地図の運用開始に向けたスケジュールと検討課題

- デジタル地図については、**令和4年度に運用開始**を目指し、令和2年度第3次補正及び令和3年度当初予算を概算決定。
- 本システムの検討課題は、大きく分けて以下の2点。
 - ① **デジタル地図システム構築**：
農地法、経営所得安定対策の現地調査へのデジタル地図の活用の検討等、農業者や自治体職員にとって使いやすいシステム設計を検討
 - ② **農地情報の一元化に向けた紐付け・データ移行**：
農地台帳、水田台帳、共済台帳等、バラバラに管理されている台帳間の紐付けを行うことにより、農地情報を一元的に管理することで、より効率的・効果的な農地管理を実現し、地域農業の話し合い、データ分析等への地図データ活用を検討

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
デジタル地図システム構築	現地調査へのデジタル地図の活用の実地検証 システム設計検討	設計 開発 テスト	設計 開発 テスト 農地ナビ部分運用開始	運用・保守
農地情報の一元化に向けた紐付け・データ移行	台帳間の紐付け方法の検討	実態調査 手法開発 テスト	全国約1700の自治体において紐付けの実施	

農地データ整備の実態①: 台帳間の紐づけに関する課題(その1)

- 各農地に関する台帳は、長期間それぞれ個別に管理されてきたことから、共通キーが存在せず、データ連携のための紐づけが困難。
- また、登記簿ベースと現況ベースの違いにより、必ずしも1:1の対応にならないため、複雑な対応関係を整理する必要。

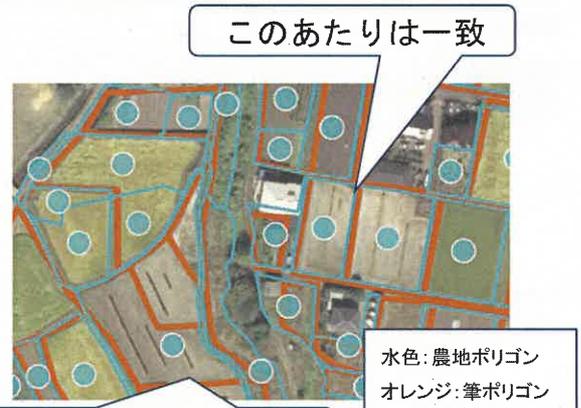
各台帳間の整理の現状

各台帳が独自の表記方法で整理され、共通キーがない状態



農地台帳と筆ポリゴンについて

- 農地ポリゴン(農地台帳)は、農業委員会が登記簿ベースの情報を整理したもの。
- 一方、筆ポリゴンは、50cm解像度の人工衛星画像等を用いて、統計部の職員の手により、現況ベースで作成・整備したもの。
- 農地ポリゴンと筆ポリゴンは、その更新時期の違いや現況と登記情報の違いにより、必ずしも1:1対応とはならないため、複雑な関係性の整理が必要。



このあたりは1:1対応にならない

農地データ整備の実態①: 台帳間の紐づけに関する課題(その2)

地番の異体字・外字や表記ゆれの存在

- 農地については、住居表示がないため、地番により台帳等が整備※1。
- 地番をキーとして紐づけや連携を行う際、
 - ① 地番に異体字や外字※2が使われている場合や
 - ② 各台帳が台帳・担当ごとに異なる入力方法により整備されている場合はそのままでは照合、紐づけはできないため、データクレンジングが必要となり多大な労力を要する。

- 同じ地番の表記であっても、使用している漢字が異なる

静 静 → 静
 葛 葛 → 葛
 邊 邊 → 邊

- 同じ地番の表記であっても、入力の差異(表記ゆれ)が存在

霞が関12-1番 霞ヶ関12ノ1番
 文字列情報の整備が必要
 かすみがせき一二の一 霞ヶ関十二一一番

いずれの場合も、現状では同じ地番としてコンピューターが処理できないため、統一する処理(データクレンジング)が必要

※1 住居表示は、住居表示法により、住居表示実施区域において、施設の所在する場所を街区符号と住居番号または道路の名称と住居番号で表されるもの。地番は、不動産登記法により、一筆ごとに付されている番号のこと。

※2 パソコンに標準の文字として登録されていないもの。画像として登録されている場合が多い。

多面的機能支払交付金 静岡県内の取組状況

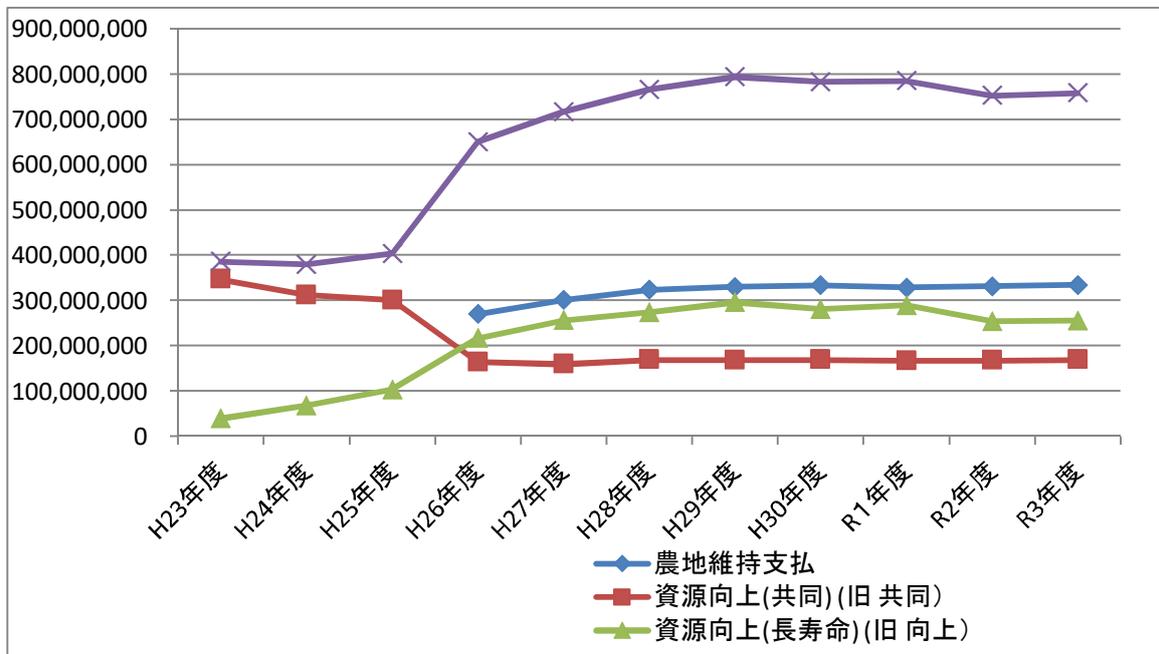
資料2-4

事務所名	市町名	2期(26年度から多面的機能支払交付金、27年度から法制化)															3期(多面的機能支払交付金)														
		H26年度			H27年度			H28年度			H29年度			H30年度			R元年度			R2年度			R3年度 (R3.11月時点)								
		活動組織数		協定農用地面積	活動組織数		認定農用地面積	活動組織数		認定農用地面積	活動組織数		認定農用地面積	カバー率	活動組織数		認定農用地面積	カバー率	活動組織数		認定農用地面積	カバー率	活動組織数		認定農用地面積	カバー率					
		(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(%)	(ha)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)						
賀茂	下田市	133												1	1.0	0.7	1	1.0	0.7	1	1.0	0.7									
	東伊豆町	382		1	3.3	1	3.3	1	3.3	1	3.3	0.9	1	3.3	0.9	1	3.3	0.9	1	3.3	0.9										
	河津町	211	1	20.4	1	20.4	1	20.4	1	20.4	1	20.4	9.7	1	20.4	9.7	1	20.4	9.7	1	20.4	9.7	1	20.4	9.7						
	南伊豆町	185												1	4.2	2.3	1	4.2	2.3	1	4.2	2.3	1	4.2	2.3						
	松崎町	266	3	15.4	3	15.4	3	15.4	(3) 2	(14.6) 7.8	(3) 2	(14.6) 7.8	(5.5) 2.9	(3) 1	(14.6) 3.6	(5.5) 1.4	(3) 1	(14.6) 3.6	(5.5) 1.4	(3) 1	(14.6) 3.6	(5.5) 1.4	(3) 1	(14.6) 3.6	(5.5) 1.4						
	西伊豆町	98				1	11.0	1	11.0	1	11.0	11.2	2	19.1	19.5	2	19.1	19.5	2	19.1	19.5	(2) 1	(19.1) 8.1	(19.5) 8.3							
	小計	1,275	4	35.8	5	39.1	6	50.1	(6) 5	(49.3) 42.5	(6) 5	(49.3) 42.5	(3.9) 3.3	(9) 7	(62.6) 51.6	(4.9) 4.0	(9) 7	(62.6) 51.6	(4.9) 4.0	(9) 6	(62.6) 51.6	(4.9) 4.0	(9) 6	(62.6) 51.6	(4.9) 4.0						
東部	沼津市	1,999	1	90.0	2	100.1	2	100.1	3	115.7	3	114.7	5.7	3	114.7	5.7	3	132.5	6.6	3	132.5	6.6									
	熱海市	130																													
	三島市	501	2	61.5	4	118.8	4	118.8	4	118.8	23.7	4	118.8	23.7	(4) 3	(118.8) 93.1	(23.7) 18.6	(4) 3	(118.8) 93.1	(23.7) 18.6	(3) 3	(118.8) 93.1	(23.7) 18.6								
	伊東市	559	2	40.1	2	40.1	2	40.1	2	39.2	2	39.2	7.0	2	39.2	7.0	2	39.2	7.0	2	39.2	7.0	2	39.2	7.0						
	御殿場市	1,340	5	156.8	7	229.8	7	229.8	7	218.3	7	218.3	16.3	9	(262.8) 259.2	(19.6) 19.3	10	(327.8) 324.9	(24.5) 24.2	10	(327.8) 324.9	(24.5) 24.2									
	裾野市	369	1	57.0	1	57.0	1	57.0	1	57.0	15.4	1	57.0	15.4	1	57.0	15.4	1	57.0	15.4	1	57.0	15.4								
	伊豆市	1,096	4	67.7	4	67.7	4	65.6	5	77.4	5	77.4	7.1	5	(77.4) 76.4	(7.1) 7.0	5	(86.2) 85.2	(7.9) 7.8	5	(86.2) 85.2	(7.9) 7.8									
	伊豆の国市	804	3	136.8	3	136.8	3	136.8	(3) 0	(136.8) 0.0	(3) 0	(136.8) 0.0	(17.0) 0.0	(3) 0	(136.8) 0.0	(17.0) 0.0	(3) 0	(136.8) 0.0	(17.0) 0.0	(3) 0	(136.8) 0.0	(17.0) 0.0									
	函南町	465	1	16.4	1	16.4	1	16.4	(1) 0	(16.4) 0.0	(1) 0	(16.4) 0.0	(3.5) 0.0	(1) 0	(16.4) 0.0	(3.5) 0.0	(1) 0	(16.4) 0.0	(3.5) 0.0	(1) 0	(16.4) 0.0	(3.5) 0.0									
	清水町	-																													
	長泉町	140	1	90.4	1	88.8	1	88.8	1	88.8	1	88.8	63.4	1	88.8	63.4	1	88.8	63.4	1	88.8	63.4	1	88.8	63.4						
	小山町	410	1	20.0	1	20.0	3	64.0	4	70.1	4	70.1	17.1	4	70.1	17.1	4	70.1	17.1	4	70.1	17.1	4	70.1	17.1						
	小計	7,813	21	736.7	26	875.4	28	917.3	(31) 27	(938.3) 785.1	(31) 27	(937.3) 784.1	(12.0) 10.0	(33) 29	(981.8) 824.2	(12.6) 10.5	(34) 29	(1,073.5) 890.7	(13.7) 11.4	(33) 29	(1,073.5) 890.7	(13.7) 11.4									
	富士	富士宮市	2,437	5	180.6	5	180.6	5	180.6	(5) 4	(180.6) 148.8	(5) 4	(180.6) 148.8	(7.4) 6.1	(5) 4	(180.6) 147.6	(7.4) 6.1	(5) 4	(180.6) 147.6	(7.4) 6.1	(5) 4	(180.6) 147.6	(7.4) 6.1								
富士市		1,913	4	666.5	4	666.5	4	666.5	5	691.5	5	691.5	36.1	5	691.5	36.1	5	691.5	36.1	5	691.5	36.1									
小計		4,350	9	847.1	9	847.1	9	847.1	(10) 9	(872.1) 840.3	(10) 9	(872.1) 840.3	(20.0) 19.3	(10) 9	(872.1) 839.1	(20.0) 19.3	(10) 9	(872.1) 829.7	(20.0) 19.1	(10) 9	(872.1) 829.7	(20.0) 19.1									
中部	静岡市	5,825	31	954.2	38	1,063.9	39	1,080.3	(39) 38	(1,010.5) 962.5	(39) 37	(1,007.1) 949.5	(17.3) 16.3	(39) 34	(1,007.1) 915.7	(17.3) 15.7	(42) 34	(1,036.3) 893.4	(17.8) 15.3	(43) 34	(1,042.2) 897.7	(17.9) 15.4	1	5.9							
	小計	5,825	31	954.2	38	1,063.9	39	1,080.3	(39) 38	(1,010.5) 962.5	(39) 37	(1,007.1) 949.5	(17.3) 16.3	(39) 34	(1,007.1) 915.7	(17.3) 15.7	(42) 34	(1,036.3) 893.4	(17.8) 15.3	(43) 34	(1,042.2) 897.7	(17.9) 15.4	1	5.9							
志太 棲原	島田市	3,028	10	580.2	12	605.6	15	888.5	(16) 14	(1,079.3) 1,012.5	(16) 14	(1,108.3) 1,041.5	(36.6) 34.4	(16) 13	(1,108.3) 1,030.5	(36.6) 34.0	(16) 12	(1,108.3) 1,020.1	(36.6) 33.7	(16) 11	(1,133.3) 1,045.1	(37.4) 34.5									
	焼津市	1,231	4	153.1	4	145.6	5	158.1	(6) 5	(168.2) 151.4	(7) 6	(175.6) 158.8	(14.3) 12.9	(7) 6	(175.6) 158.8	(14.3) 12.9	(7) 6	(175.6) 158.8	(14.3) 12.9	(7) 6	(175.6) 158.8	(14.3) 12.9									
	藤枝市	2,041	7	153.9	8	172.8	10	229.7	(10) 9	(223.3) 185.3	(10) 9	(223.3) 185.3	(10.9) 9.1	(10) 9	(223.3) 185.3	(10.9) 9.1	(10) 9	(223.3) 185.3	(10.9) 9.1	(10) 9	(223.3) 185.3	(10.9) 9.1									
	牧之原市	3,232	6	259.6	7	303.0	8	455.3	8	455.3	14.1	8	455.3	14.1	8	(455.3) 452.8	(14.1) 14.0	(9) 9	(468.1) 465.6	(14.5) 14.4	(9) 9	(468.1) 465.6	(14.5) 14.4								
	吉田町	267							1	18.4	1	18.4	6.9	1	18.4	6.9	1	18.4	6.9	1	18.4	6.9									
	川根本町	631	2	53.2	2	53.2	3	82.4	(3) 2	(82.4) 49.2	(3) 2	(82.4) 49.2	(13.1) 7.8	(3) 2	(82.4) 49.2	(13.1) 7.8	(3) 2	(82.4) 49.2	(13.1) 7.8	(3) 1	(82.4) 20.0	(13.1) 3.2									
	小計	10,430	29	1,200.0	33	1,280.1	40	1,661.7	(44) 39	(2,026.9) 1,872.1	(45) 40	(2,063.3) 1,908.5	(19.8) 18.3	(45) 39	(2,063.3) 1,895.0	(19.8) 18.2	(46) 39	(2,076.1) 1,897.3	(19.9) 18.2	(46) 37	(2,101.1) 1,893.1	(20.1) 18.2									
中遠	磐田市	3,905	7	648.3	7	648.3	7	648.3	8	674.9	8	674.9	17.3	9	723.8	18.5	9	723.8	18.5	10	761.8	19.5	1	38.0							
	掛川市	5,083	19	1,264.0	20	1,275.6	24	1,692.5	30	2,006.2	31	2,023.2	39.8	32	(2,033.2) 2,013.9	(40.0) 39.6	(32) 31	(2,033.2) 2,013.8	(40.0) 39.6	(33) 32	(2,058.4) 2,046.8	(40.5) 40.3	1	50.0							
	袋井市	3,025	15	2,074.2	15	2,073.1	15	2,071.9	15	2,071.2	15	2,070.2	68.4	(15) 14	(2,070.2) 2,045.6	(68.4) 67.6	(15) 14	(2,070.2) 2,045.6	(68.4) 67.6	(15) 14	(2,070.2) 2,045.6	(68.4) 67.6									
	御前崎市	1,407	2	93.7	2	93.7	3	112.7	3	103.2	3	103.2	7.3	3	103.2	7.3	3	103.2	7.3	(4) 3	(153.3) 136.3	(11.0) 9.7	1	52.1							
	菊川市	2,608	9	495.7	9	495.7	9	495.7	(10) 8	(531.7) 419.7	(10) 8	(531.7) 419.7	(20.4) 16.1	(10) 8	(531.7) 417.9	(20.4) 16.0	(11) 9	(574.7) 460.9	(22.0) 17.7	(11) 9	(574.7) 460.9	(22.0) 17.7									
	森町	927	1	116.9	1	116.9	1	116.9	1	116.8	1	116.8	12.6	1	116.8	12.6	1	116.8	12.6	1	116.8	12.6									
	小計	16,955	52	4,692.8	53	4,703.2	58	5,138.0	(66) 64	(5,504.0) 5,392.0	(67) 65	(5,519.9) 5,407.9	(32.6) 31.9	(69) 66	(5,578.8) 5,424.1	(32.9) 32.0	(70) 66	(5,621.9) 5,464.0	(33.2) 32.2	(73) 68	(5,737.2) 5,587.1	(33.8) 33.0	3	140.1							
西部	浜松市	11,699	33	4,114.0	36	4,269.9	37	4,368.8	39	4,497.8	39	4,497.8	38.4	(39) 35	(4,497.8) 4,014.3	(38.4) 34.3	(40) 36	(4,528.8) 4,052.4	(38.7) 34.6	(40) 36	(4,528.8) 4,052.4	(38.7) 34.6									
	湖西市	1,129	4	99.7	9	197.7	9	197.7	11	236.4	13	255.4	22.6	13	255.4	22.6	13	255.4	22.6	13	255.4	22.6									
	小計	12,828	37	4,213.7	45	4,467.6	46	4,566.5	50	4,734.2	52	4,753.2	37.1	(52) 48	(4,753.2) 4,269.7	(37.1) 33.3	(53) 49	(4,784.2) 4,307.8	(37.3) 33.6	(53) 49	(4,784.2) 4,307.8	(37.3) 33.6									
計	59,476	183	12,680.2	209	13,276.5	228	14,261.0	(248) 232	(15,135.2) 14,628.6	(250) 235	(15,202.2) 14,686.0	(25.6) 24.7	(257) 232	(15,318.9) 14,219.3	(25.8) 23.9	(264) 233	(15,526.6) 14,334.5	(26.1) 24.1	(267) 232	(15,672.8) 14,457.7	(26.4) 24.3	4	146.0								

① 3期から対象農用地面積は平成27年12月の農用地区域内農用地の数値
 ② 活動組織「浅羽一万石」は、磐田市と袋井市に計上。
 ③ 平成29年度以降のう段()書きは、農地保全活動取組面積 (H20年度以降に活動終了組織を含む。)

美農里プロジェクト 予算の推移

	農地維持支払	資源向上(共同) (旧 共同)	資源向上(長寿命) (旧 向上)	合計	備考
H23年度		346,098,000	39,300,928	385,398,928	
H24年度		311,445,920	67,870,840	379,316,760	
H25年度		300,166,820	102,797,440	402,964,260	
H26年度	269,802,150	163,881,360	216,243,280	649,926,790	新旧制度混在 法制化
H27年度	301,136,950	159,122,984	255,700,080	715,960,014	
H28年度	323,262,380	168,503,748	273,499,872	765,266,000	
H29年度	329,735,860	167,900,636	295,459,656	793,096,152	
H30年度	333,181,900	168,721,616	280,380,484	782,284,000	
R1年度	328,727,800	166,648,964	288,935,236	784,312,000	
R2年度	331,582,300	166,812,594	253,513,106	751,908,000	
R3年度	334,176,700	168,348,891	255,240,408	757,765,999	
	1,885,847,040	1,952,490,048	1,820,187,816	5,658,524,904	



令和3年9月2日

(件名)

多面的機能支払交付金の県基本方針の一部改正について

(農地局農地保全課)

1 要 旨

多面的機能支払交付金県基本方針を一部改正し、交付金の対象となる活動を拡充することで取組面積の拡大を図り、農地の保全及び担い手への農地集積を促進する。

2 主な改正内容（案）

	改正箇所	改正内容	改正理由・効果				
			遊休農地発生防止	担い手への集積の後押し	集落機能の向上	防災力の強化	良好な農村景観の維持
農地維持・資源向上 (共同)		以下の対応を可能とする					
	遊休農地の発生防止	茶園の台刈り等管理	○	○			○
		暗渠施設の清掃	○	○			
		農用地進入路の適正管理	○	○	○	○	
	水路・ため池附帯施設	安全施設の適正管理		○	○	○	
	異常気象時の対応	異常気象前の見回り・対応	○		○	○	
	農道の軽微な補修等	農道の破損個所や老朽化した箇所の簡易な補強（舗装）			○	○	
				○	○		
県、市町が特に認める活動	地域資源を活用した活動による関係人口の創出・拡大	○	○	○		○	
	ふじのくに美しく品格のある邑（むら）づくり	○	○	○		○	
資源向上 (長寿命化)	水路の補修・更新等	スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等の老朽化部分の補修・更新	○	○			
		田面排水柵の補修・更新	○	○		○	
		水路蓋の設置	○	○	○	○	
	農地付帯施設等の補修・更新等	鳥獣害対策施設の補修・更新	○	○	○	○	
		畦畔撤去、簡易整地、客土	○	○			
		進入路の補修、設置	○	○	○	○	
		暗渠排水施設の更新	○	○	○		

その他、事務簡素化を目的として複数に及ぶ活動項目番号等を集約等

3 改正のスケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	
内容		素案作成	意見照会	案作成・協議申請	農政局承認・改正	説明会
	情報連絡会・抽出検査等 (活動組織等の要望) 全都道府県の要綱基本方針参照	市町 農林 農政局	農政局協議申請	R3年度から適用	市町 農林 (Web)	

多面的機能支払交付金の活用の具体例「邑マルシェ」

(農地局農地保全課)

1 要旨

令和3年9月に、多面的機能支払交付金の要綱基本方針を一部改正し、多面的機能の増進を図る活動として「59 県、市町が特に認める活動：地域資源を活用した活動による関係人口の創出・拡大」に対し、多面的機能支払交付金を拠出可能となったことを踏まえ、「邑マルシェ」の事案を例に、具体例を示す。

2 目的の整理

以下(1)、(2)より目的は合致する。

(1) 邑マルシェ

農地や美しい景観などの地域資源を次世代に継承するための取組「ふじのくに美しく品格のある邑」づくりの拡大を目指し、本取組みへの県民意識の向上と、県民に対し農村地域での活動を促すことを目的としている。

(2) 「59 地域資源を活用した活動による関係人口の創出・拡大」

地域資源の役割の維持・発展に繋がる関係人口の創出・拡大を図ることを目的としている。

3 取組の整理

以下(1)、(2)より、農地や農村環境の保全活動や農業体験等を通じて、地域外の住民や組織に対して、取り組み紹介等を行い、関係人口の創出・拡大に発展させる活動として合致する。

(1) 邑マルシェ

しずおか農山村サポーター「むらサポ」の企業会員である「トヨタカローラ静岡(株)」の店舗にて開催されるマルシェに「ふじのくに美しく品格のある邑」として出店し、県民にそれぞれの邑の魅力を、邑の農産物や加工品の販売や取り組み紹介等によって伝える。

(2) 「59 地域資源を活用した活動による関係人口の創出・拡大」

農地や農村環境の保全活動や農業体験等、多面的機能支払交付金の活動を通じた地域外の住民や組織との交流活動を行う。(前提条件：ふじのくに美しく品格のある邑(むら)に登録)

4 交付金拠出適用範囲

多面的機能支払交付金の活動(農地や農村環境の保全活動等)の取り組み紹介に要した経費(日当、取り組み紹介用資料作成、移動経費)

・・・別紙 拠出適用範囲表 参照

5 注意事項

- ・農産物や加工品の販売に要する経費(運搬や袋詰め、加工等)は交付金では拠出できない
- ・交付金により遊休農地を活用して得た副産物(農作物や菜種油等)を販売する場合、売り上げは全額、多面的機能支払交付金の活動費に繰り入れなければならない

拠出適用範囲表

多面的機能支払交付金の拠出可能範囲を以下に示す

取組内容	ふじのくに美しく品格のある邑	
	多面的機能支払交付金 活動組織	その他団体・組織・個人
取り組みの紹介に要する 人件費（日当）	○	×
取り組みの紹介に要する 資料の作成に要する費用	○	×
取り組みの紹介を行うた めに必要な移動費用	○	×
交付金を活用し遊休農地 を耕作して得られた副産 物（農作物や菜種油等） の販売に要する経費	○ ※但し、売り上げは多面 的機能支払交付金の資源 向上（共同）に全額繰り 入れなければならない。	×
上記以外の農産物や加工 品の販売に要する経費	×	×

※多面的機能活動交付金を利用する組織が、交付金を使用した活動と分離して行う活動として、交付金を活用していない農作物や加工品を販売する場合は、交付金の会計とは分離して会計を行うことで、邑マルシェには参加できます。

(様式第2-6号)

静岡県

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 取組の推進に関する基本的考え方

静岡県は、農業者の高齢化・減少等に伴う集落機能の低下と担い手の不足等から農地や農業用水等の資源の保安全管理が困難になっている状況や農村の自然環境や景観の保全・形成等の農業の持つ多面的機能の発揮への県民の要請を踏まえ、平成19年度から地域協働による農地・農業用水等の資源の保安全管理と農村環境の保全のための活動に対して支援を行ってきた。

現在までに地域協働によるこれらの取組は水田を中心に10,000haを超え、一定の成果が得られたが、依然として脆弱な農業生産構造と農産物を含む経済協定交渉等の国際化の進展や産地間競争の激化により、取組の一層の強化と迅速化が必要となっている。

このような中、県は「静岡県経済産業ビジョン(2018年3月策定)」において、優良農地の集積による経営耕地面積の拡大による低コスト化を進めるとともに、それにより発生が懸念される集落機能の低下と環境の悪化に対する対応に取り組み、将来に確保すべき「農業に利用されている農地面積」を59,200ha確保することとした。

本県の農山村づくりにおいて「多彩で高品質な本県農産物の安定供給」と「農業の持つ多面的機能の発揮」という農山村の重要な役割を将来にわたって維持・発展させていくためには、農業構造の改善という産業政策に合わせ農村の振興を図る必要があることから、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や農地の出し手農家の農業への関わり方の維持等を可能とする地域主体の保安全管理の取組等の地域政策を強化することが重要である。

このため、従来の地域協働による農地等の資源や農村環境の保全活動等に加え、農業者や農業団体等で構成される組織による農業用水や農地の維持に必要な取組に対しても、多面的機能支払交付金により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づく多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長。以下「実施要領」という。)別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、本県の農業の特徴である茶畑やみかん畑等の畑地かんがい施設の適正管理を図るために、防霜施設に関する活動等、地域の実態を踏まえた取組を追加する。

また、遊休農地の発生防止や担い手への集積の後押し、良好な農村景観の維持などを一層推進するため、暗渠排水施設等の維持管理や茶園の台刈り管理等についても、地域の共同管理における合意により対象活動とする。

なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の「地域資源の基礎的な保全活動」のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。また、点検結果から取り組む必要がない項目は、実施したものとみなす。

イ. 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

地域活動指針の「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」について、構造変化に対応した保安全管理の目標を1以上定めた上で、その目標を達成するための保安全管理の内容、取組方向、取組内容を1以上選択する。

なお、対象組織（実施要綱別紙5及び実施要綱別紙6で規定する広域活動組織及び活動組織をいう。以下同じ。）は、活動計画書に定めた活動期間中に地域資源保全管理構想を策定するものとする。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的な保全活動

区分		活動内容の追加
活動区分	実践活動	
対象施設等	農用地	
活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理	
	□ 農用地の草刈り等	
活動内容	農用地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、 <u>必要に応じて立枯木等支障木の伐採・除根等も行い</u> 、活動期間内に遊休農地を解消すること。	
活動要件	—	
区分		活動内容の追加
活動区分	実践活動	
対象施設等	農用地	
活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理	
	□ 茶園の台刈り等管理	
活動内容	遊休農地発生防止のための保全管理の一環として、台刈り等の管理作業の対策を行うこと	
活動要件	—	
区分		活動内容の追加
活動区分	実践活動	
対象施設等	農用地	
活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理	
	□ 暗渠排水施設の清掃	
活動内容	暗渠施設の排水機能の維持のため、暗渠施設の清掃等を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。	
活動要件	—	
区分		活動内容の追加
活動区分	実践活動	
対象施設等	農用地	
活動項目	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	
	□ 畦畔・農用地法面等の草刈り	
活動内容	ほ場内の作業性の確保、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草、 <u>立枯木等支障木の伐採等</u> を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しない。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
活動要件	—	
区分		活動内容の追加
活動区分	実践活動	
対象施設等	農用地	
活動項目	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	
	□ 防風林の枝払い・下草の草刈り	

活動内容	ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草、 <u>立枯木等支障木の伐採・除根</u> 等の作業により適正な管理を行うこと。この際には、枝払い、 <u>立枯木等支障木の伐採・除根</u> 等、草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合は農業生産・生活環境への支障がないようにすること。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理（防風ネット等の適正管理） <input type="checkbox"/> 防風ネット等の適正管理
活動内容	防風ネットや防霜施設周辺の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路・パイプライン）
活動項目	9 水路附帯施設の保守管理 <input type="checkbox"/> 安全施設の適正管理
活動内容	農業用排水路周りの転落防止柵など安全施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	10 農道の草刈り
活動内容	活動計画書に位置付けた農道及び一体的に整備された農用地進入路の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	12 路面の維持
活動内容	活動計画書に位置付けた農道及び一体的に整備された農用地進入路の簡易補修等、通行の障害をなくすようにすること。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	13 ため池の草刈り

	<input type="checkbox"/> ため池の草刈り
活動内容	活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草、 <u>立枯木等支障木の伐採等</u> を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には草刈り又は除草、 <u>立枯木等支障木の伐採等</u> 活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存地する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理 <input type="checkbox"/> 安全施設の適正管理
活動内容	ため池周りの転落防止柵など安全施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	共通
活動項目	16 異常気象時の対応 <input type="checkbox"/> 異常気象前の見回り
活動内容	洪水、台風、地震、渇水、豪雪、融雪等の異常気象が予見された場合に、十分に安全を確認した上で、農用地（畦畔、排水口、法面等）、水路、地上部パイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）農道、ため池及び附帯施設の見回りをを行い、施設状況を把握すること。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	共通
活動項目	16 異常気象前の応急措置 <input type="checkbox"/> 異常気象前の応急措置
活動内容	異常気象前等の見回りの結果、農用地に障害が生じる状況である場合、又は水路、農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地、水路、農道、ため池
活動項目	共通 100 除排雪、融雪剤の散布
取組内容	融雪による施設の法面等の浸食防止や、施設の適正な維持管理のため、施設やその周辺部の除排雪や融雪剤を散布すること。
活動要件	—

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動
追加事項なし

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

静岡県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

静岡県の農地維持活動の交付単価については、②に掲げる表のとおりとする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3,000円	1,500円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	250円	125円

※県が静岡県多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年7月1日付け農保第206号静岡県交通基盤部長通知。）に基づき国の助成と合わせた金額を市町へ交付する際、対象組織ごとの地目・面積に応じた農地維持支払交付金の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとする。

※国の助成の変更等の事情により、市町と協議の上、対象農用地の面積等を調整することを可能とする。

③ 加算単価

事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落（実施要領第1の12（4）に定める集落）が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価（以下「小規模集落支援」という）は、次の表のとおりとする。

ただし、1小規模集落当たりの交付額は、20万円／年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は、40万円／年を上限とする。

また、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

適用	地目	農地維持支払交付金の 10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	1,000円	500円
	畑	600円	300円
	草地	80円	40円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

静岡県の農地維持活動の交付金の算定の対象とする農用地は、次のとおりとする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存在し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年6月法律第78号。以下「法」という。）第6条で規定する農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）において

法第3条第3項第1号の事業を推進する区域内に存在するもの。

- ② 次に掲げる農用地で、市町が、多面的機能の発揮を図ることのできる、かつ、その必要があると認めるもので、促進計画において法第3条第3項第1号の事業を推進する区域内に存在するもの。

ア. 生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地

イ. 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

ウ. 多面的機能の発揮を図るための取組を上記（3）の①の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

- （4）その他必要な事項

なし

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

- （1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

- ① 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、本県の農業の特徴である茶畑やみかん畑等の畑地かんがい施設を適正に管理するために、防霜施設に関する活動等、地域の実態を踏まえた取組を追加する。

また、遊休農地の発生防止や担い手への集積の後押し、良好な農村景観の維持などを一層推進するため、暗渠排水等施設の維持管理等についても、地域の共同管理における合意により対象活動とする。

なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

- ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

- ア. 施設の軽微な補修

活動計画書において、保全管理するものと位置付けた農用地、施設について必要な取組を実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。また、研修については、各活動組織が活動計画書に定めた活動期間中に1回以上実施する。

- イ. 農村環境保全活動

テーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を毎年度1以上実施する。

- ウ. 多面的機能の増進を図る活動

任意の取組とし、以下のとおりとする。

（ア）取組内容を定めた上で、毎年度実施する。

（イ）広報活動は毎年度実施する。ただし、対象農用地に実施要領第1の4の（8）の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は実施要領第1の4の（9）の8法地域に該当する場合は、広報活動の実施を必ずしも求めるものではない。

- ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

- ア. 施設の軽微な補修

区分	活動内容の追加
活動区分	機能診断・計画策定
対象施設等	—
活動項目	29 機能診断・補修技術等に関する研修 □ 遊休農地の発生防止・解消のための技術に関する研修

活動内容	遊休農地の適切な除草管理、遊休農地を復旧する方法等の活動組織の技術向上対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	機能診断・計画策定
対象施設等	—
活動項目	29 機能診断・補修技術等に関する研修 □ 野生鳥獣による農業生産への障害を防止するための技術に関する研修
活動内容	野生鳥獣による農業生産への障害が生じないようにするため、緩衝地帯等の設置方法や鳥獣害防護柵等の維持管理の技術向上対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等 □ 防風ネットや防霜施設の補修・設置
活動内容	防風ネットや防霜施設の補修を行うこと。又は新たに防風ネットや防霜施設を設置すること。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等 □ 田面排水柵の補修及び設置等
活動内容	田面排水柵の補修及び設置等を行い、排水路溝畔の崩壊防止、農用地法面の補強等を行うこと。
活動要件	水田の貯留機能向上活動を実施していること。
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地 30 農用地の軽微な補修等（きめ細やかな雑草対策）
活動内容	畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。ただし、「薬剤による地上部の除草」の薬剤は、地上部のみを枯死させる特別なものに限る。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	31 水路の軽微な補修等 □ 安全施設の補修
活動内容	水路の転落防止柵等の安全施設について、老朽箇所の補修等の対策を行うこと。

	活動要件	—
区分	活動内容の追加	
活動区分	実践活動	
対象施設等	水路	
活動項目	31 水路の軽微な補修等	
	<input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策	
活動内容	水路法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。ただし、「薬剤による地上部の除草」の薬剤は、地上部のみを枯死させる特別なものに限る。	
活動要件	—	
区分	活動内容の追加	
活動区分	実践活動	
対象施設等	農道	
活動項目	32 農道の軽微な補修等	
	<input type="checkbox"/> 破損施設の補修	
活動内容	破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強（舗装）等の対策を行うこと。	
活動要件	—	
区分	活動内容の追加	
活動区分	実践活動	
対象施設等	農道	
活動項目	32 農道の軽微な補修等	
	<input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策	
活動内容	路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。ただし、「薬剤による地上部の除草」の薬剤は、地上部のみを枯死させる特別なものに限る。	
活動要件	—	
区分	活動内容の追加	
活動区分	実践活動	
対象施設等	ため池	
活動項目	33 ため池の軽微な補修等	
	<input type="checkbox"/> 安全施設の補修	
活動内容	ため池の転落防止柵等の安全施設について、老朽箇所の補修等の対策を行うこと。	
活動要件	—	
区分	活動内容の追加	
活動区分	実践活動	
対象施設等	ため池	
活動項目	33 ため池の軽微な補修等	
	<input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策	

活動内容	ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。ただし、「薬剤による地上部の除草」の薬剤は、地上部のみを枯死させる特別なものに限る。
活動要件	—

イ. 農村環境保全活動

区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	生態系保全
活動項目	40 外来種の駆除
活動内容	地域における生物多様性保全及び農作物への被害を防止するため、外来の魚類等の生物の駆除等の活動を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	景観形成・生活環境保全
活動項目	45 植栽等の景観形成活動 □ 景観形成のための施設への植栽等
活動内容	農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）や、その施設周辺を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	景観形成・生活環境保全
活動項目	45 植栽等の景観形成活動 □ 農用地等を活用した景観形成活動
活動内容	・農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	水田の貯留機能増進・地下水かん養
活動項目	48 水田の貯留機能向上活動
活動内容	大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ、補修、補強等を行うこと。
活動要件	—

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区分	活動内容の追加
活動区分	多面的機能の増進を図る活動
活動項目	53 農地周りの環境改善活動の強化
活動内容	鳥獣被害防止のための対策施設の設置、 <u>害獣の捕獲、追い払い・追い上げ活動、緩衝帯の整備</u> や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	多面的機能の増進を図る活動
活動項目	59 県、市町が特に認める活動 <input type="checkbox"/> 地域活動指針に基づく活動
活動内容	・県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	多面的機能の増進を図る活動
活動項目	59 県、市町が特に認める活動 <input type="checkbox"/> 地域資源を活用した活動による関係人口の創出・拡大
活動内容	・地域資源の役割の維持・発展に繋がる関係人口の創出・拡大を図るために、農地や農村環境の保全活動や農業体験等、多面的機能支払交付金の活動を通じた地域外の住民や組織との交流活動を行うこと。
活動要件	ふじのくに美しく品格のある邑（むら）に登録、もしくは事前協議中であること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

静岡県資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）（以下「資源向上支払交付金（共同）」という。）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

⑤ 水田貯留機能強化計画書の策定について

資源向上活動における水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を実施する場合は、県知事と協議の上、水田貯留機能強化計画を策定するものとする。対象組織は、市町村の策定する水田貯留機能強化計画に基づき、水田の雨水貯留機能強化に係る実施面積、年度別計画及び位置図を事業計画書に記載するものとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

ア. 基本単価

静岡県資源向上支払交付金（共同）の交付単価については、②に掲げる表に定めるとおりとする。

イ. 継続地区の交付単価

地域共同による農地・農業用水等の資源の質的向上活動が定着してきたことを踏まえ、法に基づき市町長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動（共同）を5年間以上実施した農用地又は資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）（以下「資源向上活動（長寿命化）」という。）の対象農用地については、②及び③の表中の基本単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動の取扱い

多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、別に農村振興局長の定めがある場合を除き、当該支払の交付単価に 5/6 を乗じた額を交付単価とする。

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（共同）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから 5 年未満の農用地）	田	2, 400 円	1, 200 円
	畑	1, 440 円	720 円
	草地	240 円	120 円
継続単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動を 5 年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）	田	1, 800 円	900 円
	畑	1, 080 円	540 円
	草地	180 円	90 円

※県が静岡県多面的機能支払交付金交付要綱（平成 26 年 7 月 1 日付け農保第 206 号静岡県交通基盤部長通知。）に基づき国の助成と合わせた金額を市町へ交付する際、対象組織ごとの地目・面積に応じた資源向上支払交付金（共同）の額に 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとする。

※国の助成の変更等の事情により、市町と協議の上、対象農用地の面積等を調整することを可能とする。

③ 加算単価

ア 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取り組みを選択し、1 取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組（ただし、広報活動を除く。）から 2 取組以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次の表のとおりとする。

適用	地目	資源向上支払交付金（共同）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから 5 年未満の農用地）	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円
	草地	40 円	20 円
継続単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動を 5 年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）	田	300 円	150 円
	畑	180 円	90 円
	草地	30 円	15 円

イ 農村協働力の深化に向けた活動への支援

アの支援を受ける対象組織であって、次の（a）又は（b）のいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限りアの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次の表のとおりとする。

（a）農業者以外の者が構成員のうち 4 割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する

- 個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合
 (b) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合

適用	地目	資源向上支払交付金（共同）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから5年未満の農用地）	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円
継続単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）	田	300円	150円
	畑	180円	90円
	草地	30円	15円

ウ 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(a)または(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、次の表のとおりとする。

(a) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）

(b) 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする）

適用	地目	資源向上支払交付金（共同）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから5年未満の農用地）	田	400円	200円
継続単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）	田	300円	150円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

静岡県の資源向上支払交付金（共同）の算定の対象とする農用地は、次のとおりとする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存在し、法第6条で規定する促進計画において法第3条第3項第1号の事業を推進する区域内に存在するもの。
- ② 次に掲げる農用地で、市町が、多面的機能の発揮を図ることのできる、かつ、その必要があると認めるもので、促進計画において法第3条第3項第1号の事業を推進する区域内に存在するもの。
 - ア. 生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
 - イ. 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

ウ. 多面的機能の発揮を図るための取組を上記3の(3)の①の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(4) その他必要な事項
なし

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎とし、本県の農業の特徴である茶畑やみかん畑等の畑地かんがい施設を適正に管理するために、防霜施設に関する活動等、地域の実態を踏まえた施設や対象活動を追加する。

また、遊休農地の発生防止や担い手への集積の後押し等を目的とし、畦畔の撤去や暗渠排水等施設の補修・更新等についても、地域の共同管理における合意により対象活動とする。

なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合の取扱いは次によるほか、別途定めることとする。

ア. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

地域共同により管理している農地周りの水路、農道、農用地及びため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

b 内容について市町から県に協議を求める場合の要件

対象施設等の緊急度を踏まえ、以下の場合に限り、県と協議の上、実施できるものとする。

- ・適用可能な事業がない。
- ・県や市町予算の状況、事業執行体制等から別事業での実施が困難。

c 市町の役割

市町は、他の補助事業での実施の可否の判定や必要な指導等を行う。

d 県又は推進組織が行う技術的指導の内容

県は、活動の実施にあたり現地調査等により整備内容や工法の確認を行う。また、施工時や工事完了後に実施状況の確認を行い、必要な助言を行う。

県は、技術的指導の実施者を市町とすることができる。

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	61 水路の補修 ①水路本体 □ 水路の破損部分の補修
活動内容	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊、水路底の洗掘など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
活動要件	—

区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	61（旧 101） 水路の補修 ②附帯補修 □ ファームポンド（貯水施設）、ポンプ小屋、圧力タンクの老朽化部分の補修
活動内容	ファームポンド（貯水施設）、ポンプ小屋、圧力タンク等の破損や老朽化部分の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	61（旧 102） 水路の補修 ②附帯補修 □ 給水栓、 <u>スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等</u> の老朽化部分の補修等
活動内容	共同管理している給水栓、 <u>スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等</u> の破損や老朽化部分の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	62 水路の更新等 ②附帯施設 □ 田面排水柵の更新
活動内容	田面排水柵の破損や老朽化した箇所の更新等の対策を行うこと。
活動要件	水田の貯留機能向上活動を実施していること
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	62 水路の更新等 ②附帯施設 □ 水路蓋の設置
活動内容	土砂、落葉、雪等の水路内への流入により、水路を閉塞し越流し水路法面の破損、水路本体に影響を与える箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	62 水路の更新等 ②附帯施設 □ 刈草等の集積施設の設置
活動内容	刈草等の下流域への流出等を防止するため、スクリーン（刈草等を集積するもの）を設置すること。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	62（旧 103） 水路の更新等 ②附帯施設 □ 分水栓、バルブ、給水タンク等の老朽化した附帯設備の更新等

活動内容	分水栓、バルブ、給水タンク等の老朽化した附帯施設の更新等することによる対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	62（旧 104） 水路の更新等 ②附帯施設 □ ファームポンド（貯水施設）やポンプ小屋等の管理用地の舗装
活動内容	ファームポンド（貯水施設）やポンプ小屋等の管理用地が未舗装で、パイプライン附帯設備の維持管理等に支障が生じている場合、路面を舗装することによる対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	62（旧 105） 水路の更新等 ②附帯施設 □ 給水栓、 <u>スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等</u> の老朽化部分の更新等
活動内容	共同管理している給水栓、 <u>スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等</u> の老朽化部分の更新等することによる対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	63 農道の補修 ①農道本体 □ 農道路肩、農道法面及び一体的に整備された農用地進入路の補修
活動内容	・ 農道路肩、農道法面及び一体的に整備された農用地進入路に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	63（旧 106） 農道の補修 ②附帯施設 □ 索道・軌道の補修
活動内容	農地に接する部分に支障が生じている索道・軌道について部分的な補修などの対策を行うこと。ただし、共同利用及び共同管理しているものに限り、駆動部の補修は除く。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	64 農道の更新等 ①農道本体 □ 未舗装農道及び一体的に整備された農用地進入路を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）
活動内容	・ 未舗装農道及び一体的に整備された農用地進入路において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	64(旧107) 農道の更新等 ②付帯施設 □ 索道・軌道の補修
活動内容	農地に接する部分に支障が生じている索道・軌道についてレール路線すべての更新などの対策を行うこと。ただし、共同利用及び共同管理しているものに限り、駆動部の補修は除く。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	65(旧112) ため池の補修 ①ため池本体 □ 浚渫すべき土砂量を把握及び浚渫
活動内容	堤体等の安定性を確保し、下流域の洪水被害や土砂流出被害を軽減するため、ため池又は沈砂池において浚渫すべき土砂量を事前に把握し、浚渫を行う等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	120(旧108) 農地付帯施設の補修 □ 防風ネット等の補修
活動内容	防風ネットや防霜施設の破損個所や老朽化部分の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	120(旧109) 農地付帯施設の補修 □ 排水施設の補修
活動内容	排水施設の破損個所や老朽化部分の補修等の対策を行うこと。ただし、排水施設の補修は、遊休農地発生防止のための保全管理の一環として、対象組織で合意された場合のみ対象とする。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	120 農地付帯施設の補修 □ 鳥獣害対策施設の補修等
活動内容	鳥獣害防護柵に劣化、破損などがある場合、補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	120 農地付帯施設の補修

	<input type="checkbox"/> 畦畔撤去、簡易整地
活動内容	遊休農地発生防止のため、狭小な区画の畦畔撤去や簡易整地を行う等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	120 農地附帯施設の補修 <input type="checkbox"/> 客土
活動内容	遊休農地発生防止のため、高低差等のために、作業に影響をきたすと認められる場合、土を補填する。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	130(旧 110) 農地附帯施設の更新 <input type="checkbox"/> 防風ネット等の更新
活動内容	老朽化等により機能に支障が生じている防風ネットや防霜施設の更新等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	130 農地附帯施設の更新 <input type="checkbox"/> 鳥獣害対策施設の更新
活動内容	鳥獣害防止のため、防護柵の設置や更新等の対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	130(旧 111) 農地附帯施設の更新 <input type="checkbox"/> 暗渠排水施設の更新
活動内容	湿潤な農用地で農業用機械による農作業に支障が生じている場合、遊休農地発生防止のため暗渠排水施設を更新することによる対策を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	130(旧 111) 農地附帯施設の更新 <input type="checkbox"/> 暗渠排水施設の再生
活動内容	暗渠施設の機能を維持するために、暗渠排水施設の補修や殻疎水材の補充等を行うこと。
活動要件	—

※農地に係る施設や対象活動については、対象組織が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で実施することができるものとする。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙3）

静岡県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）（以下「資源向上支払交付金（長寿命化）」という。）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙3のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

静岡県の資源向上支払交付金（長寿命化）の算定の対象とする農用地は、次のとおりとする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存在し、法第6条で規定する促進計画において法第3条第3項第1号の事業を推進する区域内に存在するもの。
- ② 次に掲げる農用地で、市町が、多面的機能の発揮を図ることのできる、かつ、その必要があると認めるもので、促進計画において法第3条第3項第1号の事業を推進する区域内に存在するもの。
 - ア. 生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
 - イ. 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
 - ウ. 多面的機能の発揮を図るための取組を上記4の(2)の①の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(3) その他必要な事項

① 資源向上支払交付金（長寿命化）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（長寿命化）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
交付要件等を満たしている取組地区	田	4,400円	2,200円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	400円	200円

※県が静岡県多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年7月1日付け農保第206号静岡県交通基盤部長通知。）に基づき国の助成と合わせた金額を市町へ交付する際、対象組織ごとの地目・面積に応じた資源向上支払交付金（長寿命化）の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとする。

※国の助成の変更等の事情により、市町と協議の上、対象農用地の面積等を調整することを可能とする。

② 交付金の算定

4の(3)①に規定する地目ごとの交付単価（実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあつては、当該単価に5/6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額を交付上限額とする。また、実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

5. 広域協定の規模

(1) 静岡県内においては、実施要項別紙5の要件を満たす場合、広域協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市町村区域程度、又は200ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、実施要綱別紙5の要件を満たし、生産条件が不利な農用地等が存在する地域として、次のいずれかの指定地域が協定の対象となる区域に含まれている場合、広域協定

の対象とする区域が 50ha 以上の規模を有している、又は協定に参加する集落が 3 集落以上であれば、広域活動組織を設立することができる。

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- ② 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）
- ④ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ⑤ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- ⑥ 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、県、市町、農業者団体、集落等の緊密な連携により実施することが必要であることから、本県では、県、市町、農業者団体等から構成する地域協議会を実施要綱別紙 4 の第 1 に規定する推進組織として位置づけることとする。

(2) 関係団体の役割分担

① 静岡県

- ア. 法第 5 条で規定する農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を策定する。
- イ. 実施要綱第 3 の 2 (1) に基づき、多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
- ウ. 法第 6 条で規定する「促進計画」について、市町と協議を行う。
- エ. 本交付金の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- オ. 他の県事業と連携して、説明会の開催や指導等を実施する。

② 市町

- ア. 促進計画を作成し、県と協議を行う。
- イ. 管内の広域活動組織の広域協定並びに対象組織の事業計画を認定する。
- ウ. 本交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、多面的機能支払交付金の交付を行う。
- エ. 毎年度、対象組織の本交付金に係る活動の履行確認を行う。
- オ. 他の市町事業と連携して、説明会の開催や指導等を実施する。

③ 地域協議会

- ア. 毎年度、対象組織に対して説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- イ. 本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する研修会の開催、手引きの作成などを行う。
- ウ. 対象組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。

(3) 市町等への推進交付金の交付の方法

市町及び地域協議会への推進交付金は、国から静岡県に交付を受けた額のうち、市町推進事業・推進組織推進事業の実施に必要な経費の一部を静岡県から交付するものとする。

【参考添付資料】

(参考 1) 関係団体の役割分担表

(参考 2) 実施体制図

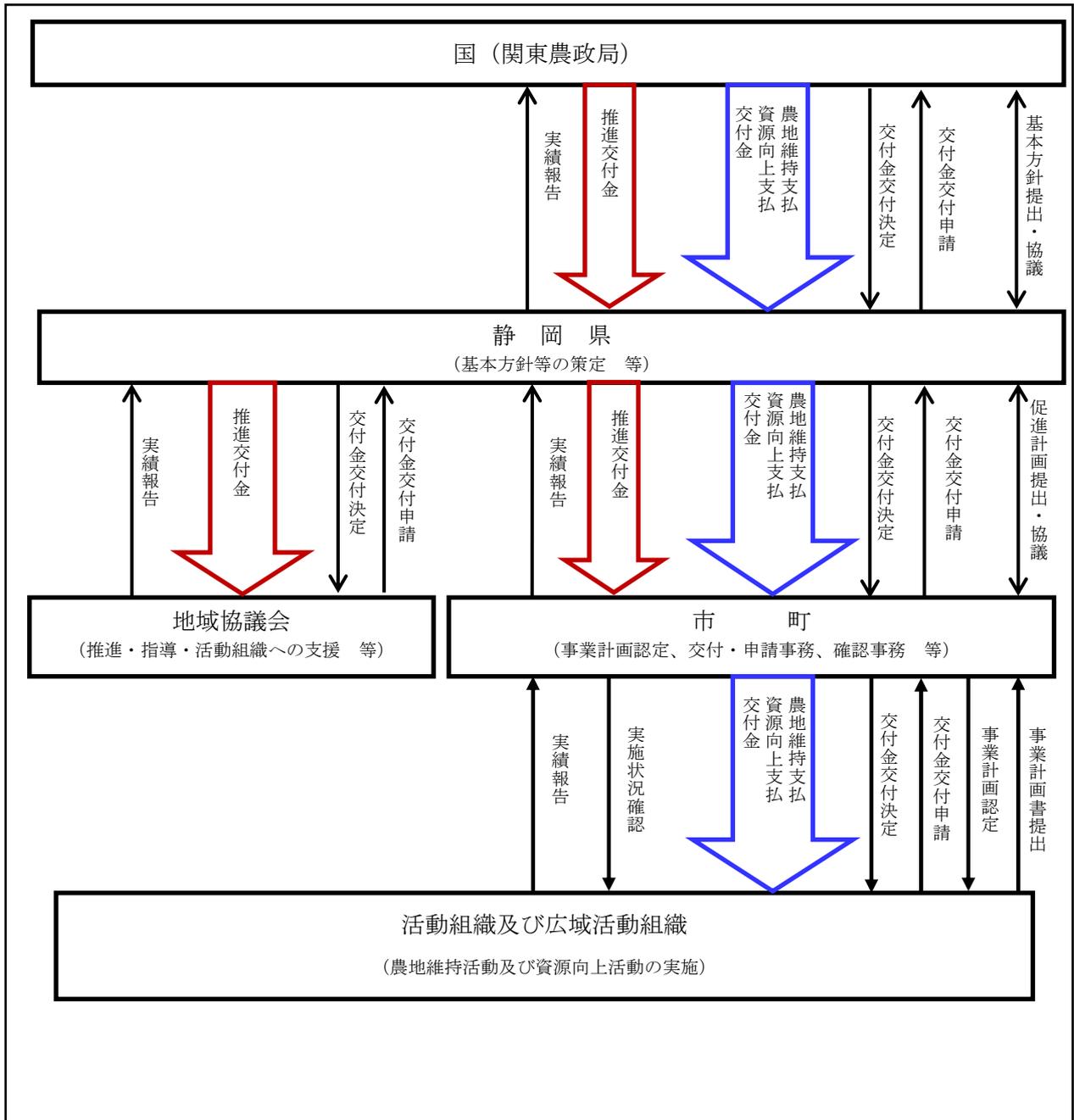
<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	静岡県	関係市町	推進組織 (地域協議会)	
多面的機能支払交付金				実施主体は活動組織又は広域活動組織
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導・審査		○		
(2) 事業計画の認定		○		
(3) 長寿命化整備計画の協議	○	○		
6. (1) 広域協定の指導、審査		○		
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○		
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引き等の作成			○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援	○	○		
9. (1) 交付申請書等の審査	○	○		
(2) 通知・交付	○	○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項				
(1) 地域協議会の総会の開催			○	
(2) 地域協議会の規約等の策定			○	
(3) その他の事業を実施する上で必要な活動	○	○	○	

<参考2>

実施体制図



事務連絡
令和 3 年 4 月 21 日

各地方農政局農村振興局農地整備課長	}	殿
北海道農政部農村振興局農村設計課長		
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長		

農林水産省農村振興局整備部農地資源課
多面的機能支払推進室長

多面的機能支払交付金の都道府県中間評価書の報告について

多面的機能支払交付金（以下、「本交付金」という。）については、国と都道府県のそれぞれに第三者機関を設置し、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映することとしています。

令和 3 年度は第Ⅱ期（令和元年～5年）の中間年度に位置していることから、年度末に中間評価を行うこととしており、国の評価にあたっては、都道府県における評価を参考とすることが重要と考えています。

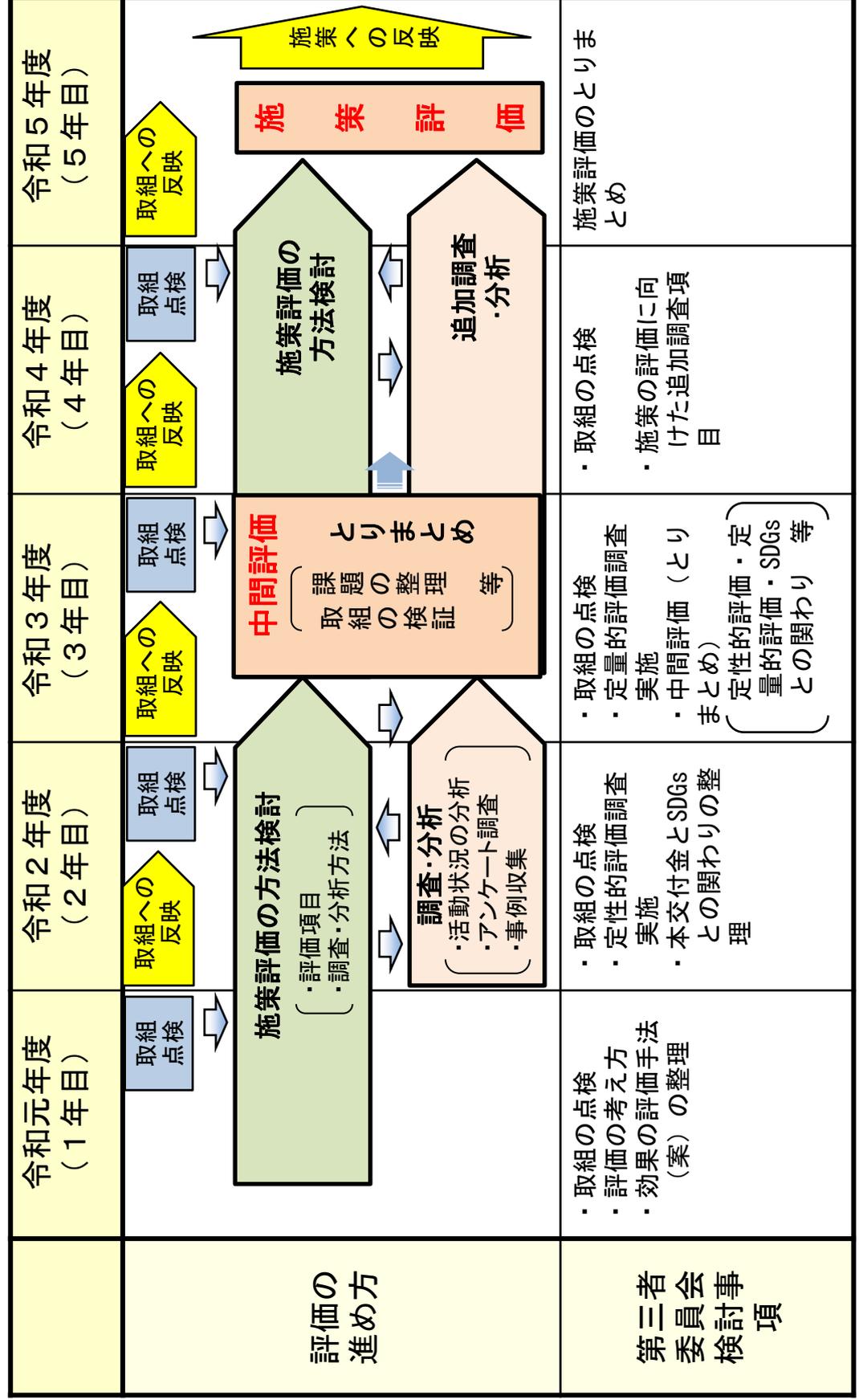
つきまして、都道府県における中間評価について、下記のとおりご報告いただきますよう、管内都道府県への協力を依頼願います。

記

1. 報告項目（イメージ）：別紙のとおり
2. 報告様式：別添「多面的機能支払交付金 都道府県中間評価報告書（案）」のとおり
3. 報告期限：令和 3 年 10 月 1 日 中間評価報告書案
令和 4 年 1 月 7 日 中間評価報告書
4. 報告先：農地資源課多面的機能支払推進室
課長補佐（企画班） 浜崎 hiromasa_hamasaki860@maff.go.jp
調整係長 菊池 masaru_kikuchi200@maff.go.jp

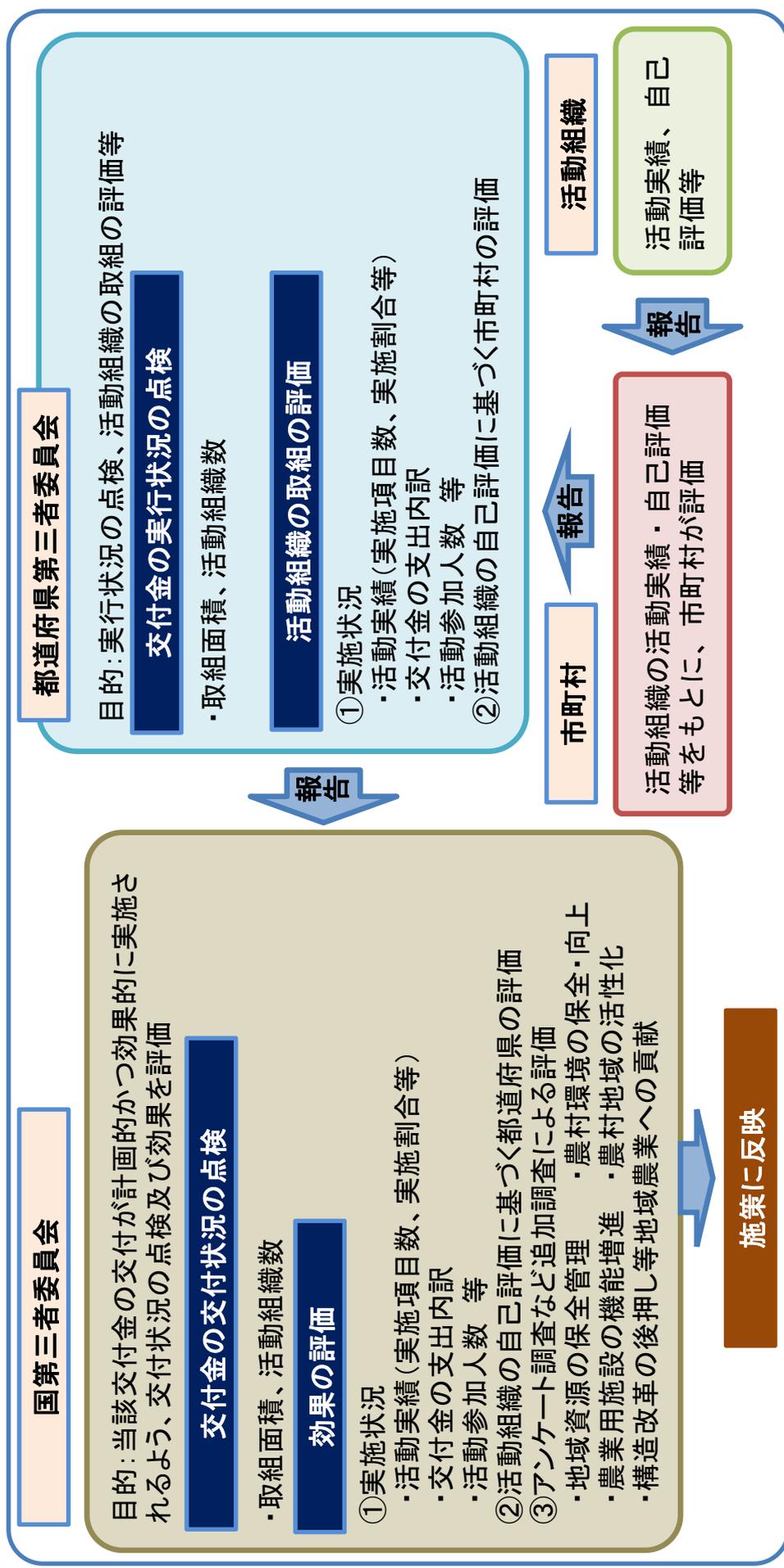
1 施策の評価の進め方

- 多面的機能支払交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検や制度の効果等の効果等の検証を行い、施策に反映。
- 第三者委員会における検討を踏まえ、3年目(令和3年度)に中間評価、5年目(令和5年度)に施策評価を実施。



5 中間評価の体制

- 都道府県の第三者委員会は、多面的機能支払交付金実施要綱に基づき、ア) 交付金の実行状況の点検、イ) 活動組織の取組の評価等を行うことを目的として、各都道府県単位で設置している。
- 中間評価では、活動組織の自己評価等に基づく市町村評価の報告も参考に、都道府県の第三者委員会が評価する。



(参考)都道府県からの中間評価の報告項目イメージ

多面的機能支払交付金 都道府県中間評価書の項目(案)

第1章 取組の基本方針

1. 基本的な考え方
2. 農地維持支払に関する事項
3. 資源向上支払(共同)に関する事項
4. 資源向上支払(長寿命化)に関する事項
5. その他推進体制等

(5) 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献

→ **社会**

(6) 構造改革の後押し等地域農業への貢献

→ **経済**

第2章 取組の状況

1. 取組実績
 - (1) 市町村数
 - (2) 活動組織数
 - (3) 取組面積
 - (4) 対象施設等
 - (5) 交付金額

第4章 取組の推進に関する課題や今後の取組方向等

1. 課題と今後の取組方向
2. 制度に対する提案等
(参考) 都道府県独自の取組

2. 多面的機能支払交付金から創設された活動項目の取組状況

- (1) 農地維持活動における「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」
- (2) 資源向上活動(共同)における「多面的機能の増進を図る活動」

第3章 取組による効果

1. 評価の視点と調査方法
2. 効果の発現状況
 - (1) 地域資源の保全管理
 - (2) 農業用施設の機能増進
 - (3) 農村環境の保全・向上
 - (4) 自然災害の防災・減災・復旧

資源と環境

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)と本交付金活動との関わりについて

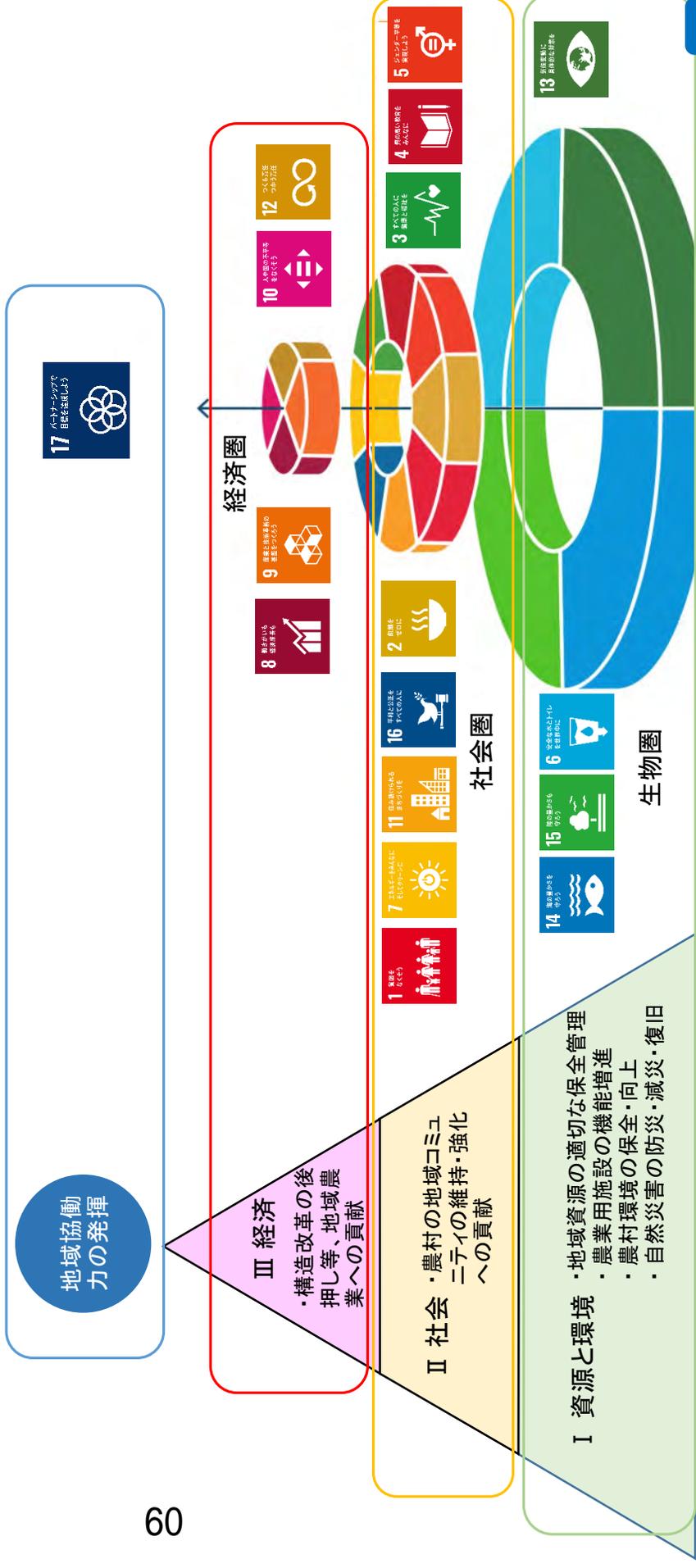
- 持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）は、持続可能な世界を目指す国際目標である。
- 一方、多面的機能支払交付金は、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある中、地域資源の適切な保全管理を推進するなど、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に資する各種の取組が地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たすものである。
- SDGsと本交付金の活動目標は、持続可能な社会を目指す点において共通しており、親和性が高いものと考えられる。
- このため、SDGsと本交付金の活動内容の関係性から、具体的に共通する部分を確認し、本交付金の活動が、持続可能でよりよい世界を目指すSDGsの達成にどのように貢献しているか整理することとする。

59



図：SDGsと本交付金の活動目標の関係性（イメージ）

- 一方、本交付金の活動の効果を評価する際は、「Ⅰ. 資源と環境」、「Ⅱ. 社会」、「Ⅲ. 経済」の3つの視点から検討している。
- これらの相互の関係性についても、「Ⅰ. 資源と環境」は、地域資源の適切な保全管理や農村環境の保全・向上等の活動を通じて「Ⅱ. 社会」にある農村の地域コミュニティの維持・強化を図り、「Ⅲ. 経済」は、「Ⅰ. 資源と環境」及び「Ⅱ. 社会」を土台として成り立っている。また、これらの総体として、本交付金による地域協働力の発揮が位置付けられている。
- このように、SDGsの構成と本交付金の評価の視点の成り立ちには類似性があるため、今回、本交付金の3つの評価の視点とSDGsウェディングケーキモデルの3つの階層とを関連付けて整理を試みた。



図：本交付金の評価の視点の成り立ちとSDGs（イメージ）

I. 資源と環境

地域資源と農村環境の保全等への貢献

- 1 地域資源の適切な安全管理
- 2 農業用施設の機能増進
- 3 農村環境の保全・向上
- 4 自然災害の防災・減災・復旧

目標

ターゲット(達成目標)

本交付金の活動指標

6 安全な水とトイレを世界中に



地域における水質を保全する

【6.3】汚染を減らす、ゴミが捨てられな
いようにする、有害な化学物質が流れ
込むことを最低限にする、処理しない
まま流す排水を半分に減らす、世界中
で水の安全な再利用を大きく増やすな
どの取組によって、水質を改善する。

水質保全、ゴミ等の投棄防止、水の循環利用を増やすなどの取組によって、水質を改善する。

- ◆水質保全(畑からの土砂流出対策)に取り組み組織数(様式2-4)
- ◆水質保全(その他:水質保全等を考慮した施設の適正管理、循環かんがいの実施等)に取り組み組織数(様式2-4)
- ◆景観形成等、施設等の定期的な巡回点検・清掃に取り組み組織数(様式2-4)
- ◆本交付金と合わせて環境保全型農業直接支払交付金に取り組み組織数

13 気候変動に具体的な対策を



気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する

【13.1】気候に関する災害や、自然災害
が起きたときに、対応したり立ち直った
りできるような力をすべての国でそな
える。

災害に対する強靱性、対応力を強化する。

- ◆農地維持支払に取り組み組織数(様式2-4)
- (農地維持に取り組み組織では異常気象時の対応を実施)
- ◆水田貯留機能増進に取り組み組織数(様式2-4)
- ◆増進活動(地域住民による直営施工)に取り組み組織数(様式2-4)

災害時における応急体制の整備、水田やため池の雨水貯留機能の活用などによる防災・減災のための啓発・普及を図る。

14 海の豊かさを守めろ



海洋・海洋資源を保全する

【13.3】気候変動が起きるスピードをゆるめたり、気候変動の影響に備えたり、影響を減らしたり、早くから警戒するた
めの、教育や啓発を、より良いものに
し、人や組織の能力を高める。

増進活動(防災・減災力の強化)に取り組み組織数(様式2-4)

- ◆地域住民等との交流活動を実施している(地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図っている)組織数(様式2-4)

海洋ゴミや富栄養化などによる海洋の汚染を防ぐ。

- ◆水質保全に取り組み組織数(様式2-4)
- ◆水源かん養林の保全に取り組み組織数(様式2-4)
- ◆景観形成等、施設等の定期的な巡回点検・清掃に取り組み組織数(様式2-4)

I. 資源と環境

地域資源と農村環境の保全等への貢献

- 1 地域資源の適切な安全管理
- 2 農業用施設の機能増進
- 3 農村環境の保全・向上
- 4 自然災害の防災・減災・復旧

目標

ターゲット(達成目標)

**本交付金の活動
指標**

15 陸の豊かさも守ろう



地域における生物多様性を保全する

【15.5】自然の生息地がおとろえなことを抑え、生物の多様性が損なわれないうようにし、2020年までに絶滅が心配されている生物を保護し、絶滅を防ぐため、緊急に対策をとる。

生物多様性保全のための取組を行う。

- ◆生態系保全に取り組み組織数(様式2-4)
- *「生物の生息状況の把握」、「外来種の駆除」、「その他」のいずれかに取り組み組織数

【15.8】移動先に定着する外来種の侵入を防ぐとともに、外来種が陸や海の生態系に与える影響を大きく減らすための対策を始める。特に優先度の高い外来種は駆除する。

外来種の侵入を防止するとともに、外来種を駆除する取組を行う。

- ◆生態系保全(外来種の駆除)に取り組み組織数(様式2-4)

II. 社会

農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献

目標

ターゲット(達成目標)

**本交付金の活動
指標**

3 すべての人に健康と福祉を



やすらぎや福祉の機会を提供する。

【3.4】2030年までに、予防や治療をすすめ、感染症以外の病気で人々が早く命を失う割合を3分の1減らす。心の健康への対策や福祉もすすめる。

地域資源の有するやすらぎや教育の場としての活用を図る。

- ◆増進活動「やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」に取り組み組織数(様式2-4)

II. 社会

農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献

目 標	ターゲット(達成目標)	本交付金の活動 指 標
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>地域内外の人に質の高い教育、生涯学習の機会を提供する</p>	<p>【4.7】教育を受けるすべての人が、持続可能な社会をつくっていくために必要な知識や技術を身につけられるようにする。そのために、例えば、持続可能な社会をつくるための教育や、持続可能な生活のしかた、人権や男女の平等、平和や暴力を使わないこと、世界市民としての意識、様々な文化があることなどを理解できる教育を進める。</p>	<p>持続可能な地域づくりに必要な知識や技術について、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及を図る。</p> <p>◆農村環境保全活動に取り組む組織数(様式2-4) (地域住民等の理解度を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施) *「生物の生息状況の把握」～「地域資源の活用・資源循環のための活動」までのいずれかに取り組む組織数)</p>
<p>5 ジェンダー平等を實現しよう</p>  <p>女性の参画により地域や活動組織の取り組みの可能性を広げる</p>	<p>【5.5】政治や経済や社会のなかで、何かを決めるときに、女性も男性と同じように参加したり、リーダーになったりできるようにする。</p>	<p>活動組織の役員や活動に参加する女性の割合を増加させる。</p> <p>◆女性役員がいる活動組織数 *今回は、「女性会」が参画している組織数で代替 ◆活動に参加する女性の割合(効果等に関するアンケート)</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <p>持続可能なエネルギーの利用を推進する</p>	<p>【7.2】エネルギーをつくる方法のうち、再生可能エネルギーを使う方法の割合を大きく増やす。</p>	<p>再生可能エネルギーに関する施設を保全する。</p> <p>◆資源循環(小水力発電施設の適正管理)を行っている組織数</p>

II. 社会

農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献

目 標	ターゲット(達成目標)	本交付金の活動 指 標
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>住み続けられる地域をつくる</p>	<p>【11.3】だれも取り残さない持続可能なまちづくりをすすめる。すべての国で、だれもが参加できる形で持続可能なまちづくりを計画し実行できるような能力を高める。</p> <p>【11.4】世界の文化遺産や自然遺産を保護し、保っていくための努力を強化する。</p>	<p>多様な主体の参画により、持続可能な地域づくりをすすめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆全国の農業集落に占める多面的機能支払に取り組み農業集落の割合(農水省統計部経営・構造統計課センサス統計室、2016年12月公開) ◆多様な主体の参画数(構成員数)(様式2-4) <p>地域の文化や自然を保護する活動を実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆生態系保全その他(生物多様性保全に配慮した施設の適正管理、放流・植栽を通じた在来生物の育成等)に取り組み組織数(様式2-4) ◆伝統的施設や農法の保全・実施に取り組み組織数 ◆増進活動(農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化)に取り組み組織数(様式2-4)
<p>16 平和と公正をすべての人に</p>  <p>多様な主体の参画による地域づくりを促進する</p>	<p>【11.a】国や地域の開発の計画を強化して、都市部とそのまわりの地域と農村部とが、経済的、社会的、環境的にうまくつながりあうことを支援する。</p>	<p>都市的地域と農業地域が連携して活動に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆都市的地域と平地～山間農業地域に跨る活動組織の数(様式2-4) *「都市的地域」に加え「平地・中間・山間」のいずれかに該当する組織数
	<p>【16.7】あらゆるレベルでものごとが決められるときには、実際に必要とされていることにこたえ、取り残される人がないように、また、人びとが参加しながら、様々な人の立場を代表する形でなされるようにする。</p>	<p>活動組織に参画する主体を増加させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆女性会、子供会、学校・PTAが参画する組織数(様式2-4) ◆保全管理の目標【多様な参画・連携型】を選択した組織数(様式2-4) ◆増進活動(やすらぎ・福祉及び教育機能の活用)に取り組み組織数(様式2-4)

Ⅲ. 経済

構造改革の後押し等、地域農業への貢献

目標		本交付金の活動指標	
<p>2</p>  <p>持続可能な農業生産を支える</p>	<p>【2.4】食料の生産性と生産量を増やし、同時に、生態系を守り、気候変動や干ばつ、洪水などの災害にも強く、土壌を豊かにしていくような、持続可能な食料生産の仕組みをつくり、何が起こってもすぐに回復できるような農業を行う。</p>	<p>安定した農業生産を支えるための地域資源の適切な保全管理と災害への対応力の強化を図るとともに、環境保全型農業の取り組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆本交付金の取組が行われている農地の割合(カバー率)(様式2-4) ◆本交付金と合わせて環境保全型農業直接支払交付金に取り組み組織数 	
<p>8</p>  <p>地域における所得向上や雇用の確保を図る</p>	<p>【8.9】地方の文化や産品を広め、働く場所をつくりだす持続可能な観光業を、政策をつくり、実践していく。</p>	<p>地域の文化を振興するとともに、六次産業化や持続的な観光を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に取り組み組織数(様式2-4) ◆地域住民以外の方の参加する活動を実施している組織数 ◆景観形成等により、地域住民以外の方が来訪する資源を創出している組織数 ◆都市と農村の交流、6次産業化が促進された組織の割合 	

出典：国連広報センター及び日本ユニセフ協会HP掲載資料を基に加筆・修正して作成

Ⅲ. 経済

構造改革の後押し等、地域農業への貢献

目 標	ターゲット(達成目標)	本交付金の活動 指 標
<p>9 <small>産業と雇用革新の 基盤をつくらう</small></p>  <p>災害に強いインフラづくりとそのための技術の開発に貢献する</p>	<p>【9.1】すべての人のために安くて公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていけるように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。</p>	<p>地域資源の質的向上、長寿命化により、安全で災害などに強いインフラをつくる。</p> <p>◆資源向上支払(共同、長寿命化)の対象施設量(様式2-4)</p>
	<p>【9.4】資源をより無駄なく使えるようにし、環境にやさしい技術や生産の方法をより多く取り入れてインフラや産業を持続可能なものにする。</p>	<p>資源循環の取り組みを進める。</p> <p>◆資源循環に取り組み組織数(様式2-4)</p>
	<p>【9.5】イノベーションをすすめたり、研究や開発の仕事をしている人の100万人あたりの人数を大きく増やしたり、政府と民間による研究や開発の支出を増やしたりして、開発途上国をはじめとするすべての国で、様々な産業での科学研究を進め、技術能力をのばす。</p>	<p>大学や企業との連携により、研究開発の促進や技術の向上に貢献する。</p> <p>◆大学、企業との連携を行っている組織割合</p>

出典：国連広報センター及び日本ユニセフ協会HP掲載資料を基に加筆・修正して作成

Ⅲ.経済

構造改革の後押し等、地域農業への貢献

目 標	ターゲット(達成目標)	本交付金の活動 指 標
<div data-bbox="664 1607 821 1761" data-label="Image"> </div> <p>持続可能な生産・消費を進める</p>	<p>【12.2】天然資源を持続的に管理し、効率よく使えるようにする。</p> <p>【12.5】ごみが出ることを防いだり、減らしたり、リサイクル・リユースをして、ごみの発生する量を大きく減らす。</p> <p>【12.6】とくに大きな会社やさまざまな国で活動する会社に、持続可能な取組をはじめ、会社の成果を報告する定期的なレポートに持続可能性についての情報を含めるように勧める。</p> <p>【12.8】人々があらゆる場所で、持続可能な開発や自然と調和したくらし方に関する情報と意識を持つようにする。</p>	<p>水資源の持続可能な管理、利用を進める。</p> <p>◆地下水かん養機能向上活動、水源涵養林の保全に取り組む組織数 (14-1と共通)(様式2-4)</p> <p>資源循環の取り組みを進める。(9-4と共通)</p> <p>◆資源循環に取り組む組織数(9-4と共通)(様式2-4)</p> <p>これまでの活動を定期的に振り返り、活動の実施状況や成果を点検するとともに、取組の持続可能性を阻害するリスクを低減するための取組(持続可能な組織運営への取組)の実施状況の確認を促す。</p> <p>◆取組の継続、発展を図ることを目的とした新たな自己評価システムを導入した組織数(様式2-4)</p> <p>持続可能な地域づくりや自然と調和したライフスタイルの啓発・普及に取り組む。</p> <p>◆農村環境保全活動に取り組む組織数 (地域住民等の理解度を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施している)*「生物の生息状況の把握」～「地域資源の活用・資源循環のための活動」までのいずれかに取り組む組織数</p>

地域協働力

目 標	ターゲット(達成目標)	本交付金の活動 指 標
 <p>17 地域協働の力により目標を達成する</p>	<p>【17.6】国、地方公共団体、関係団体等が連携し、技術や情報の共有化を推進する。</p> <p>【17.17】国、地方公共団体、関係団体、活動組織の連携体制を強化する。</p>	<p>国、地方公共団体、関係団体等が連携し、技術や情報の共有化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆多面的機能支払に取り組む市町村数 ◆地方公共団体、推進組織による指導・支援等の実施状況(市町村推進事業実施計画書(実績報告書)) <p>国、地方公共団体、関係団体、活動組織の連携体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆NPO法人化した活動組織数(様式2-4) ◆土地改良区と連携して活動を行っている活動組織数(様式2-4)

出典：国連広報センター及び日本ユニセフ協会HP掲載資料を基に加筆・修正して作成

多面的機能支払交付金静岡県中間評価報告書（案）

第1章 取組の推進に関する基本的考え方.....	1
第2章 多面的機能支払交付金の実施状況.....	2
1. 3支払の実施状況.....	2
(1) 農地維持支払.....	2
(2) 資源向上支払（共同）.....	3
(3) 資源向上支払（長寿命化）.....	3
2. 多様な主体の参画状況（対象組織の構成員）.....	4
第3章 多面的機能支払交付金の効果.....	5
1. 調査方法.....	5
2. 効果の発現状況.....	5
(1) 資源と環境.....	6
1) 地域資源の適切な保全管理.....	6
2) 農業用施設の機能増進.....	7
3) 農村環境の保全・向上.....	8
4) 自然災害の防災・減災・復旧.....	10
(2) 社会.....	11
1) 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献.....	11
(3) 経済.....	13
1) 構造改革の後押し等地域農業への貢献.....	13
(4) 都道府県独自の取組.....	15
第4章 対象組織の自己評価に対する市町村評価.....	16
1. 地域資源の適切な保全のための推進活動に係る自己評価及び市町村評価.....	16
(1) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況.....	16
(2) 推進活動の自己評価に対する市町村評価.....	16
2. 多面的機能の増進を図る活動に係る市町村評価.....	16
第5章 取組の推進に係る活動状況.....	17
1. 基本的な考え方.....	17
2. 都道府県の推進活動.....	17
3. 市町村の推進活動.....	17
4. 推進組織の推進活動.....	17
第6章 取組の推進に関する課題、今後の取組方向等.....	19
1. 取組の推進に関する課題、今後の取組方向.....	19
2. 制度に対する提案等.....	20

第1章 取組の推進に関する基本的考え方

静岡県は、農業者の高齢化・減少等に伴う集落機能の低下と担い手の不足等から農地や農業用水等の資源の保全管理が困難になっている状況や農村の自然環境や景観の保全・形成等の農業の持つ多面的機能の発揮への県民の要請を踏まえ、平成19年度から地域協働による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対して支援を行ってきた。

現在までに地域協働によるこれらの取組は水田を中心に10,000haを超え、一定の成果が得られたが、依然として脆弱な農業生産構造と農産物を含む経済協定交渉等の国際化の進展や産地間競争の激化により、取組の一層の強化と迅速化が必要となっている。

このような中、県は「静岡県経済産業ビジョン（2018年3月策定）」において、優良農地の集積による経営耕地面積の拡大による低コスト化を進めるとともに、それにより発生が懸念される集落機能の低下と環境の悪化に対する対応に取り組み、将来に確保すべき「農業に利用されている農地面積」を59,200ha確保することとした。

本県の農山村づくりにおいて「多彩で高品質な本県農産物の安定供給」と「農業の持つ多面的機能の発揮」という農山村の重要な役割を将来にわたって維持・発展させていくためには、農業構造の改善という産業政策に合わせ農村の振興を図る必要があることから、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や農地の出し手農家の農業への関わりの維持等を可能とする地域主体の保全管理の取組等の地域政策を強化することが重要である。このため、従来の地域協働による農地等の資源や農村環境の保全活動等に加え、農業者や農業団体等で構成される組織による農業用水や農地の維持に必要な取組に対しても、多面的機能支払交付金により支援する。

第2章 多面的機能支払交付金の実施状況

1. 3支払の実施状況

農地維持支払交付金（以下「農地維持支払」という。）は、県内31市町において、233組織が約1万4千haの農用地で、約4千kmの水路、約2千kmの農道、約230箇所のため池を対象に地域の共同による保全管理活動を実施している。

平成30年度と比較すると、対象組織数及び認定農用地面積はほぼ横ばいとなっている。

資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）（以下「資源向上支払（共同）」という。）は、県内28において、200組織が約1万2千haの農用地で、地域の多様な主体の参画を得て地域資源の質的向上を図る共同活動を実施している。これらは、農地維持支払に取り組む組織の約86%、認定農用地面積の約88%を占めている。

平成30年度と比較すると、対象組織数はほぼ横ばいとなっているが、活動終期を迎え活動を休止した対象活動組織と、新規対象活動組織の認定農用地面積の差により、年度毎に約1千haの変動となっている。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）（以下「資源向上支払（長寿命化）」という。）は、県内17市町において130組織が約8百kmの水路、約3.5百kmの農道、約90箇所のため池を対象に補修又は更新を計画している。これらは、農地維持支払で保全管理する対象湿雪のうち、水路は約20%、農道は約15%、ため池は約40%を占めている。

（1）農地維持支払

		H30	R1	R2	備考
市町村数		29市町	31市町	31市町	全市町村数：35市町
	取組率	82.9%	88.6%	88.6%	市町村数÷全市町村数
対象組織数		235組織	232組織	233組織	
	広域活動組織	14組織	14組織	14組織	
認定農用地面積		14,686ha	14,219ha	14,318ha	農振農用地面積（R2）：59,476ha
	カバー率	24.7%	23.9%	24.1%	認定農用地面積÷農振農用地面積
	農振農用地区域外	0ha	0ha	0ha	
対象施設	水路	4,151km	4,002km	4,040km	
	道路	2,501km	2,375km	2,360km	
	ため池	225箇所	227箇所	231箇所	
交付金額		333百万円	329百万円	332百万円	

※カバー率の算出における、認定農用地面積については、農地維持払に取り組んでいる組織の認定農用地面積の合計を記載して下さい。

(2) 資源向上支払（共同）

		H30	R1	R2	備考
市町村数		29市町	28市町	28市町	全市町村数：35市町
	取組率	82.9%	80.0%	80.0%	市町村数÷全市町村数
対象組織数		203組織	199組織	200組織	
	広域活動組織	12組織	12組織	12組織	
認定農用地面積		12,981ha	11,616ha	12,589ha	農振農用地面積（R2）：59,476ha
	カバー率	21.8%	19.5%	21.2%	認定農用地面積÷農振農用地面積
	農振農用地区域外	0ha	0ha	0ha	
対象施設	水路	3,681km	3,525km	3,549km	
	道路	2,310km	2,200km	2,195km	
	ため池	217箇所	219箇所	222箇所	
交付金額		169百万円	167百万円	167百万円	
テーマ	生態系保全	31組織	31組織	28組織	
	水質保全	8組織	8組織	10組織	
	景観形成 ・生活環境保全	201組織	192組織	192組織	
	水田貯留 ・地下水かん養	0組織	0組織	0組織	
	資源循環	1組織	0組織	1組織	

※カバー率の算出における、認定農用地面積については、資源向上支払（共同）に取り組んでいる組織の認定農用地面積の合計を記載して下さい。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

		H30	R1	R2	備考
市町村数		16市町	17市町	17市町	全市町村数：35市町
	取組率	45.7%	48.6%	48.6%	市町村数÷全市町村数
対象組織数		127組織	126組織	130組織	
	広域活動組織	10組織	10組織	10組織	
対象農用地面積		10,524ha	9,890ha	10,042ha	農振農用地面積（R2）：59,476ha
	カバー率	17.7%	16.6%	16.9%	対象農用地面積÷農振農用地面積
	農振農用地区域外	0ha	0ha	0ha	
対象施設	水路	1,371km	882km	824km	
	道路	338km	346km	353km	
	ため池	89箇所	89箇所	91箇所	
交付金額		280百万円	289百万円	254百万円	

2. 多様な主体の参画状況（対象組織の構成員）

県内の対象組織には、農業者・非農業者合わせて約3万4千人・団体が参画しており、このうち非農業者は約6.6千人・団体で全体の約2割を占めている。対象組織に参画する団体は、自治会、子供会、女性会等多様な主体により構成。

農業者及び非農業者個人の参画割合の推移を見ると、割合が年々減少している。

		H30	R1	R2	備考
農業者	個人	29,814人	28,908人	27,575人	※H30 集計誤り 修正不可能
	農事組合法人	3団体	4団体	10団体	
	営農組合	44団体	43団体	33団体	
	その他の農業者団体	128団体	153団体	171団体	
	団体数計	175団体	200団体	214団体	
農業者以外	個人	15,583人	6,464人	5,743人	※H30 集計誤り 修正不可能
	自治会	393団体	339団体	355団体	
	女性会	31団体	34団体	34団体	
	子供会	70団体	62団体	64団体	
	土地改良区	39団体	40団体	42団体	
	JA	25団体	23団体	24団体	
	学校・PTA	99団体	45団体	45団体	
	NPO	10団体	11団体	12団体	
	その他	305団体	287団体	295団体	
	団体数計	972団体	841団体	871団体	

第3章 多面的機能支払交付金の効果

1. 調査方法

以下による。

- ・ H30・R2・R3 自己評価・市町村評価
- ・ 令和2年度の国アンケート調査結果
- ・ H30・R2・R3 実施状況報告

2. 効果の発現状況

以下【評価区分】により効果の発現状況を示す。

【評価区分】

- | |
|---|
| <p>a. ほとんどの組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
（全体の8割程度以上で効果が発現している、又は、発現が見込まれる）</p> <p>b. 大半の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
（全体の5割程度以上8割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる）</p> <p>c. 一部の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
（全体の2割程度以上5割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる）</p> <p>d. 効果の発現が限定的である、又は、発現の見込みが限定的である
（全体の2割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる）</p> |
|---|

(1) 資源と環境

1) 地域資源の適切な保全管理

推進活動を行うことにより現れている地域の変化について、「共同活動により地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生が抑制」と75%の市町が評価している。

本交付金に取り組んでいなければ、農業用施設（水路、農道、ため池等）の粗放化、施設の機能低下が「かなり進行していると思う」又は「進行していると思う」と全ての組織が回答している。

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
遊休農地の発生防止 (市町評価：共同活動により地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生を抑制 75% (参考：全国 82%))	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
水路・農道等の地域資源の適切な保全 (活動組織アンケート Q2：もし、多面的機能支払交付金に取り組んでいなければ、農業用施設の管理が粗放化、施設の機能低下が進行していると思う 100% (参考：全国 92%))	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
鳥獣被害の抑制・防止 (自己評価：鳥獣被害の防止等の農地利用や地域環境の改善 35% (参考：全国 38%))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成 (活動組織アンケート Q3：活動を通じて、地域の農地や農業水利施設等への関心や理解、取組への協力意識が高まっていると思う 60% (参考：全国 63%))	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化 (自己評価：水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保 56% (参考：全国 59%))	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

令和 2 年度の静岡県の農振農用地面積は約 5 万 9 千となっており、そのうち本交付金の取組が行われている認定農用地面積は約 1 万 4 千となっており、カバー率は 24.1%である。

全国の同カバー率は約 55%となっている。

指 標	現況 (R2)
SDGs 2：持続可能な農業生産を支える	
本交付金の取組が行われている農地の割合 (カバー率)	24.1%

2) 農業用施設の機能増進

資源向上支払（長寿命化）に取り組まなかった場合、10年後の農業用排水路等は、破損、老朽化等により「農業生産や周辺地域への被害が想定され、何らかの対処が必要である」または、「農業生産への影響が出ると思う」と全ての組織が回答しており、破損、老朽化等の影響が懸念されている。

資源向上支払（共同）、資源向上支払（長寿命化）への取組により、補修技術が「かなり高まっている」又は「高まっている」と回答した組織は60%を占めている。また、定期的な機能診断、補修等の実施や、直営施工を導入したこと等により、施設の維持管理費が「かなり低減されていると思う」又は「低減されていると思う」と回答した組織は80%を支援している。

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制 (活動組織アンケート Q6: 資源向上支払 (長寿命化) に取り組まなかった場合、破損、老朽化等により農業生産への影響が出ると思う 100% (参考: 全国 98%))	■	□	□	□
農業用施設の知識や補修技術の向上 (活動組織アンケート Q4: 資源向上支払 (共同活動)、資源向上支払 (長寿命化) への取組により、補修技術が高まっていると思う 60% (参考: 全国 68%))	□	■	□	□
定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減 (活動組織アンケート Q5: 、定期的な機能診断、補修等の実施や、直営施工を導入したこと等により、施設の維持管理費が低減されていると思う 80% (参考: 全国 86%))	■	□	□	□

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

地域資源の質的向上、長寿命化により、安全で災害などに強いインフラをつくることに対して、下表のとおり貢献している

指 標	現況 (R2)
SDGs 9 : 災害に強いインフラづくりとそのための技術開発に貢献する	
資源向上支払（共同、長寿命化）の対象施設量	水路 4,040km 道路 2,360km ため池 231 箇所
増進活動（地域住民による直営施工）に取り組む組織数	29 組織 12.4%

3) 農村環境の保全・向上

本交付金を活用することによって現れている地域の変化について、「農村環境の向上」と回答した組織が69%を占めている。

農村環境保全活動の取組による効果について、「かなり効果が出てきたと思う」又は「効果が出てきたと思う」と回答した組織の割合は、生態系保全及び水質保全は60%、景観形成・生活環境保全では100%を占めている。

活動を通じて環境保全への関心や理解、取組への協力意識が「かなり高まっている」又は「高まっている」と回答した組織の割合は、景観形成・生活環境保全において100%を占めている。

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
地域の環境の保全・向上 (自己評価：農村環境の向上 69% (参考：全国 57%))	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の環境の保全・向上 (生態系) (活動組織アンケート Q9：活動を通じて、生息する在来生物の種類や生息数が増えたり、外来生物の生息範囲や生息数が減るなど、生態系保全の効果が出てきたと思う 66% (参考：全国 50%))	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の環境の保全・向上 (水質) (活動組織アンケート Q10：活動を通じて、地域の農業用水などの水の濁りや異臭が減少するなど、水質保全の効果が出てきたと思う 66% (参考：全国 64%))	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の環境の保全・向上 (景観) (活動組織アンケート Q7-3-1：活動を通じて、景観形成のための植栽面積が増えたり、雑草の繁茂や不法投棄が減るなど、景観形成・生活環境保全の効果が出てきたと思う 100% (参考：全国 84%))	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上 (活動組織アンケート Q7-3-2：活動を通じて、参加者は、景観形成・生活環境保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思う 100% (参考：全国 85%))	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

本交付金の農村環境の保全・向上の取組が、持続可能な開発目標（SDGs）の達成へ、どれだけ貢献しているか、下表のとおり整理した。

指 標	現況 (R2)
SDGs15：地域における生物多様性を保全する	
生態系保全に取り組む組織数	28 組織 12.0%
生態系保全（外来種の駆除）に取り組む組織数	3 組織 1.3%
SDGs 6：地域における水質を保全する	
水質保全に取り組む組織数	10 組織 4.3%
景観形成・生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数	192 組織 82.4%
SDGs14：海洋・海洋資源を保全する	
水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数	0 組織 0%
水質保全に取り組む組織数（SDGs 6 と重複）	10 組織 4.3%
景観形成・生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数（SDGs 6 と重複）	192 組織 82.4%
SDGs 7：持続可能なエネルギーの利用を推進する	
資源循環に取り組む組織数	1 組織 0.4%
SDGs12：持続可能な生産・消費を進める	
資源向上支払（共同＝農村環境保全活動）に取り組む組織数	200 組織 85.8%
水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数（SDGs14 と重複）	0 組織 0%
資源循環に取り組む組織数	1 組織 0.4%

4) 自然災害の防災・減災・復旧

本交付金による継続的な施設の維持管理は、異常気象時における被害減少や早期復旧に「かなり役立っている」又は「役立っている」と全ての組織が回答した。

防災・減災の効果については、「水路等の施設を適正に管理することで大雨の水害を防止している」と80%の組織が回答した。

復旧の効果については、「軽微な被害箇所を早急に復旧」と60%の組織が回答した。

一方で、本交付金を活用することによって現れている効果として、「地域住民の防災・減災に対する意識の向上」と回答した組織は8%である。

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止 (活動組織アンケート Q9: 排水路の泥上げやため池の点検・補修など、多面的機能支払交付金により継続的に施設の維持管理を行う活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に役立っていると思う 100% (参考: 全国 93%)) (活動組織アンケート Q10-1: 水路等の施設を適正に管理することで、大雨時の水害を防止に役立っていると思う 80% (参考: 全国 81%))	■	□	□	□
災害後の点検や復旧の迅速化 (活動組織アンケート Q10-6: 軽微な被害箇所の早急な復旧に役立っていると思う 60% (参考: 全国 66%))	□	■	□	□
地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化 (自己評価: 地域住民の防災・減災に対する意識の向上 8% (参考: 全国 9%))	□	□	□	■

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※》

本交付金による自然災害の防災・減災・復旧の取組が、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成へ、どれだけ貢献しているか、下表のとおり整理した。

指 標	現況 (R2)
SDGs13: 気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する	
農地維持支払に取り組む組織数 (異常気象時の対応を行っている組織数)	233 組織 100%
水田貯留機能増進・地下水かん養に取り組む組織数	0 組織 0%
増進活動 (防災・減災力の強化) に取り組む組織数	14 組織 6.0%
啓発・普及 (地域住民等との交流活動) で、地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図っている組織数	0 組織 0%

(2) 社会

1) 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献

本交付金を活用することによって現れている効果として、「地域コミュニティの維持・発展に対する意識の向上」と回答した組織は40%を占めている。また、「農村の将来を考える地域住民の増加」と回答した組織は50%を占めている。

本交付金による取組が地域づくりのリーダーの育成に「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答した組織は60%を占めている。

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化 (自己評価:地域コミュニティの維持・発展に対する意識の向上40% (参考:全国40%))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
各種団体や非農業者等の参画の促進 (自己評価:農村の将来を考える地域住民の増加 50% (参考:全国42%))	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域づくりのリーダーの育成 (活動組織アンケート Q14-4: 本交付金による取組は、地域づくりのリーダーの育成に役立っている 60% (参考:全国57%))	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 (自己評価:伝統農法・文化の復活や継承を通じた農村コミュニティの強化 19% (参考:全国16%))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

本交付金による農村の地域コミュニティの維持・強化の取組が、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成へ、どれだけ貢献しているか、下表のとおり整理した。

指 標	現況 (R2)
SDGs16 : 多様な主体の参画による地域づくりを促進する	
女性会、子供会、学校・PTA が参画する組織数	82 組織 35.2%
保安全管理の目標 (多様な参画・連携型) を選択した組織数	73 組織 31.3%
SDGs 5 : 女性の参画により、地域や組織の取り組みの可能性を広げる	
女性会が参画する組織数	29 組織 12.4%
女性役員がいる組織数	36 組織 15.5%
活動に参加する女性の割合※活動組織アンケート等	42.5%
SDGs 8 : 地域における所得向上や雇用の確保を図る	
増進活動 (農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化) に取り組む組織数	29 組織 12.4%
SDGs11 : 住み続けられる地域をつくる	
多面的機能支払に取り組む農業集落の割合 ※2020年農林業センサス (3,337集落)	697 集落 20.9%
多様な主体の参画数 (構成員数)	4,872 人 871 団体
都市的地域と平地～山間農業地域に跨る組織数	3 組織 1.3%
SDGs 4 : 地域内外の人に質が高い教育・生涯学習の機会を提供する	
資源向上支払 (共同＝農村環境保全活動) に取り組む組織数	200 組織 85.8%
啓発・普及活動 (学校教育等との連携) に取り組む組織数	32 組織 13.7%
SDGs 3 : やすらぎや福祉の機会を提供する	
増進活動 (やすらぎ・福祉及び教育機能の活用) に取り組む組織数	1 組織 0.4%

(3) 経済

1) 構造改革の後押し等地域農業への貢献

本交付金を活用することによって現れている効果として、「地域内外の担い手農業者との連携体制の構築」と回答した組織は31%を占めている。また、「地域農業の将来を考える農業者の増加」と回答した組織は44%を占めている。一方で「不在村地主との連絡体制の確保」と回答した組織は12%にとどまっている。

本交付金による取組が新たな生産品目づくり、農業経営の複合化、6次産業化などのきっかけとして「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答した組織は20%となっている。

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者の負担軽減 (自己評価：地域内外の担い手農業者との連携体制の構築 33% (参考：全国 31%))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
担い手農業者の育成・確保 (自己評価：地域農業の将来を考える農業者の増加 44% (参考：全国 46%))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農地の利用集積の推進 (自己評価：不在村地主との連絡体制の確保 12% (参考：全国 19%))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
農産物の高付加価値化や6次産業化の推進 (活動組織アンケート Q11-3：本交付金の取組は、新たな生産品目づくり、農業経営の複合化、6次産業化などのきっかけになるなど、地域農業の発展に役立っている 20% (参考：全国 23%))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

本交付金による構造改革の後押し等地域農業への貢献の取組が、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成へ、どれだけ貢献しているか、下表のとおり整理した。

指 標	現況 (R2)
SDGs 2 : 持続可能な農業生産を支える	
本交付金と合わせて環境保全型農業直接支払交付金に取り組む組織数	0 組織 0%
SDGs 8 : 地域における所得向上や雇用の確保を図る	
地域住民以外の方が参加する活動を実施している組織数	21 組織 9.0%
景観形成等により地域住民以外の方が来訪する資源を創出している組織数	131 組織 56.5%
都市と農村との交流、6次産業化が促進された組織数	0 組織 0%

(4) 都道府県独自の取組

特になし

第4章 対象組織の自己評価に対する市町村評価

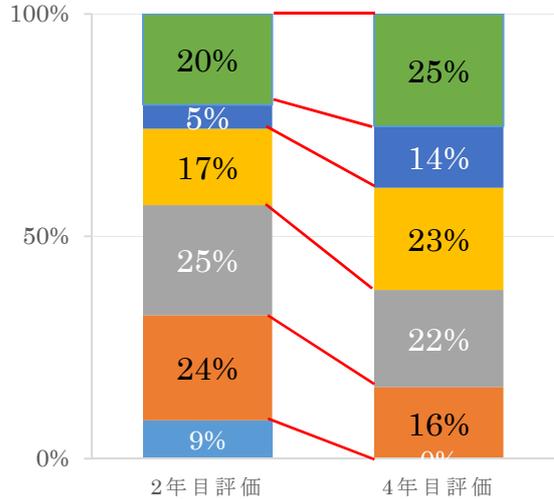
1. 地域資源の適切な保全のための推進活動に係る自己評価及び市町村評価

(1) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況

「推進活動」の取組状況に対する活動組織の自己評価は、2年目評価ではステップ2以下の組織が多いが、4年目評価ではステップ3以上が増加しており活動が進むにつれて上位のステップに進んでいる。

- ⑥ステップ5_地域資源保全管理構想を作成し実践
- ⑤ステップ4_保全管理の体制強化の方針が決定
- ④ステップ3_課題解決や保全管理の方法を検討
- ③ステップ2_目標に向けてどのような課題があるか整理
- ②ステップ1_地域の現状や目標を関係者の間で共有
- ①ステップ0_話し合いの場を持つための体制を整えている段階

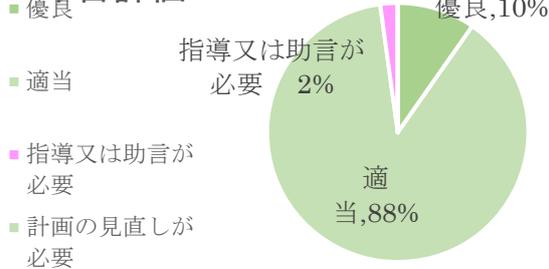
活動組織の取組状況に対する自己評価



(2) 推進活動の自己評価に対する市町村評価

活動組織の活動状況等に対する市町村評価の2年目評価において「指導又は助言が必要」と評価した割合は2%であったのに対して、4年目評価において「フォローが必要」との評価は0%となっている。

2年目評価



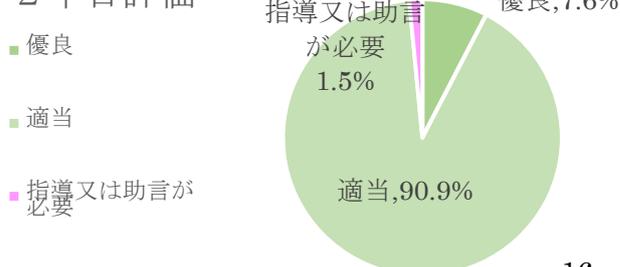
4年目評価



2. 多面的機能の増進を図る活動に係る市町村評価

活動組織の活動状況等に対する市町村評価の2年目評価において「指導又は助言が必要」と評価した割合は1.5%であったのに対して、4年目評価において「フォローが必要」との評価は0%となっている。

2年目評価



4年目評価



第5章 取組の推進に係る活動状況

1. 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、県、市町、農業者団体、集落等の緊密な連携により実施することが必要であることから、本県では、県、市町、農業者団体等から構成する地域協議会を推進組織として位置づけることとする。

2. 都道府県の推進活動

ふじのくに美農里プロジェクト（本県における多面的機能支払交付金の愛称）のホームページ上に令和元年度より、全ての活動組織及び活動内容の紹介を行っている。この紹介内容について活動報告書としてまとめ、県内の農業農村振興に関わる関係部署へ配布した。

実施した推進・指導、支援内容（具体的な内容）	評価
ホームページを通じた情報の提供 （具体的な内容：活動組織毎の紹介を実施）	◎
パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発 （具体的な内容：活動報告書を1,000部 作成、関係団体のほか、県内土地改良区にも配布）	◎
研修会等の実施 （具体的な内容：コンクリート水路補修研修、安全講習会の研修）	○
優良活動表彰による普及・啓発 （具体的な内容：関東農政局長表彰、知事顕彰）	○
イベント、メディア等を通じた広報活動 （具体的な内容：新聞投げ込み、むらサポ）	○

評価 ◎：かなりの効果があった、かなりの効果が現れる見込みがある
○：ある程度効果があった、ある程度効果が現れる見込みがある
△：あまり効果がなかった、あまり効果が現れる見込みがない
×：全く効果がなかった

3. 市町村の推進活動

県と協力し、啓発資料の配布、優良団体の推薦などを実施している。

4. 推進組織の推進活動

県と協力し、ホームページの作成・編集、研修会・講習会の開催などを実施している。

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

本交付金の推進活動が、持続可能な開発目標（SDGs）の達成へ、どれだけ貢献しているか、下表のとおり整理した。

指 標	現況 (R2)
SDGs17：地域協働の力により目標を達成する	
多面的機能支払交付金に取り組む市町村数	31 市町村 88.5%
NPO 法人化した組織数	0 組織 0%
土地改良区と連携して活動を行っている組織数	40 組織 17.1%

第6章 取組の推進に関する課題、今後の取組方向等

1. 取組の推進に関する課題、今後の取組方向

(1) 取組範囲の拡大

- ・本県のカバー率(対象農用地面積に対する取組面積の割合)は24.1%と、全国的平均55%に比べると低く、その動向はこの5年間ほぼ横ばいである
- ・県内の認定農用地面積に対する、多面的機能支払交付金を利用した取組面積を示した数字であるが、認定農用地面積の属性(都市農業地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域)等の分析を行ったうえで、カバー率の評価を実施し、ターゲットを明確化したうえで効果的な普及に繋げる
- ・また、多面的機能支払制度の支援内容に対する要望を活動組織及び市町に伺い、県要綱基本方針の内容を見直すなどして、本県にとって一層利用価値の高い制度となるように改正を行う

(2) 取組の継続の支援

- ・アンケート調査結果等から、活動組織及び市町は、活動による効果を実感している
- ・一方で、高齢化や担い手不足を理由として、活動の継続に不安を持つ活動組織は増加傾向にある
- ・令和3年度末をもって、活動期間(5年間)の一区切りを迎える組織は233組織中93組織ありそのうち15年目を迎える組織は57組織に及ぶことから、次年度以降の活動の継続を促すことが急務となっている
- ・多面的機能支払の取組が、SDGsの達成に貢献しているなど、活動の意義を活動組織へ周知していく
- ・また、農業者が中心に運営を行っている活動組織は、今後、事務等を担当する人材の高齢化や不足が特に懸念されることから、自治会等の活動との融合を活動組織・市町自治体に促し、持続的に取り組むことが定着する仕組みとなるように誘導していく

(3) 事務負担の軽減

- ・市町への提出書類の作成(活動記録、実施状況報告書、交付申請書等)、会計処理(金銭出納簿の記入、支出証拠書類の編綴、通帳管理等)など、慣れない事務作業に対する抵抗感や負担感を訴える声が、本制度開始時より、続いている
- ・地元JA、土地改良区、土地改良事業団体連合会などへの事務委託等の方策を引き続き提案していく
- ・また、本制度は15年目を迎え、交付金に対する提出書類等作成量は見直し続けられ、現状をもって最適化されているため、活動組織の事務担当者の交代の折には「なぜその書類が必要なのか」が伝わるように、説明会等の開催支援を行う
- ・一方で、事務作業についてもソフトウェアの開発や、電子申請など、デジタル化が一層進むことも踏まえ、対応可能な活動組織には、デジタル化への移行を促進していく

2. 制度に対する提案等

現在、本制度を利用している地域は、農地の維持について意識が高く、行政と関わる頻度が比較的多い地域である。

今後、本制度の普及促進を働きかける地域は、農地の維持について意識が比較的低い、もしくは行政との関わりが比較的小さい、またはその両方の地域が考えられる。

これらの地域に普及を図る際は、一層制度の分かり易さと、取り組み易いイメージが求められる。

本制度は、農地や農村の維持に係る取組項目を、広く支援することが可能であるが、取組項目に対する説明内容もその分多く、事務作業の煩わしさを想像させてしまう。

そこで、今後の普及にあたっては、草刈り労務に対する支援に特化した制度メニューを提案していきたい。

交付金を利用できる範囲も限定することで、事務作業の煩雑さを軽減していく。

【 提案イメージ 】

普及に向けて掲げるコンセプト

「心意気で草刈りをしている方々へ支援を届けたい」

○ 提出書類の作成

- ・活動記録、実施状況報告書 → 記入項目を草刈りに特化した内容に限定

○ 会計処理

- ・金銭出納簿の記入、支出証拠書類の編綴、 → 同上

・交付単価は、草刈りの支援に必要な経費となるように積算

・取組を行い、農村環境の保全に資する理解を深め、通常の多面的機能支払の取組に移行したい場合は、それを可能とする

市町の自治会担当課等に制度を説明し、自治会の年間の活動において、農村部の草刈りに対する支援制度として提案していくことを想定。

令和3年12月24日

(件名)

多面的機能支払交付金 令和4年度 of 取組方針について (案)

(農地局農地保全課)

1 要 旨

多面的機能支払交付金を利用する市町の意向調査結果を踏まえ、以下のとおり取組を実施する。

- ソフト多面（草刈り・泥上げに特化版）の検討・普及
⇒ 活動組織の継続性を高めるために、自治会活動との融合の推進を図る
- 広域化の推進
⇒ 広域化組織事務局の設置プロセスや運営ノウハウ等について、先進他県事例の勉強会を開催し、令和5年以降の広域化組織増を目指す
- デジタル化の普及推進
⇒ 広域化の推進と併せて、事務局運営をより円滑に実施できるように開発されたソフトウェア等について、説明会や研修会を開催し、事務局となりえる土地改良区等の団体へ普及促進を図る
- 長期（15年以上）活動組織への感謝状贈呈
⇒ R3：93組織、R5：90組織が事業完了を迎えることを踏まえ、今まで取り組んできた活動の尊さを改めて認識してもらい、今後のモチベーション維持、地域の話題性向上や行政との前向きな関りの機会として、感謝状（仮）の贈呈を図る

(件名)

美農里プロジェクトの継続に関わる市町意向調査の結果について

(農地局農地保全課)

1 要旨

本年度、活動組織232組織中93組織が事業計画における最終年度を迎え、次年度以降の多面的機能支払交付金利用（以下多面）の継続を判断する時期であること踏まえ、標記の件について市町へ意向調査を行った。

2 調査結果（回答 31市町）

調査内容		市町回答	割合
(1)	農地・農業用施設の維持管理に係る対応方針について	・多面を活用していく	100% (31/31)
		・農業者以外（自治会、地域住民）と連携した体制づくりを目指す	81% (25/31)
(2)	活動継続に向けた対応方針について	・代替え組織（自治会）や合併・広域化など、多面の体制維持方法を探す	29% (9/31)
		仮に多面的機能支払交付金を利用しなくなった場合 ・市単費や原材料支給等により活動の継続を促す	26% (8/31)
		その他の意見 ・「多面をやめる組織はない・説得する」などの意見多数	
(3)	長期活動組織に対する感謝状贈呈について	・活動意志の継続、活動組織との良好な関係づくりに繋がる等、賛同する	100% (31/31)
		その他の意見 ・感謝状以外に実用性のあるものやモチベーションが上がるもの等も検討してもらいたい ・感謝状より功労賞的な名称がよい ・総会前に贈呈するのが、組織内で周知しやすい	

3 今後の展開

- (1) 市町自治会等の支援ライン（(県)地域振興課→(市町)市町民協働課等）へ多面の制度周知を働きかけ、市町農政部局の動きを支援する
- (2) 市町の多面の広域化勉強会（R4現地視察 他県）を行い、R5導入を目指す
- (3) 長期活動組織への感謝状（仮）贈呈を企画推進する（以下スケジュール(案)）

ふじのくに美農里プロジェクト活動組織の継続について

(農地保全課)

1 背景

美農里プロジェクトは H19 年度の開始以来、現在までに延べ 268 組織が取り組み、県内の農地面積の 26.1%にあたる 15,527ha が守られてきました。

これにより、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの農業・農村の多面的機能が発揮され、県民へ多くの恵沢をもたらしています。

これらの多面的機能が発揮され続けるためには、草刈りや泥上げといった地道な活動や、農業用水路や農道、ため池といった施設の点検、補修といった維持管理を活動組織が継続する必要があります。

現在 232 組織が本プロジェクトを継続しておりますが、その内 93 組織は、多面的機能支払交付金の事業計画において最終年度を迎え、次年度以降の継続を判断する時期となっております。

本プロジェクトの趣旨を改めて理解して頂いた上で判断していただくことが重要です。

2 課題

(1) 活動組織が多面的機能支払交付金の利用をやめることで生じる課題

<活動組織>

あらゆる経費を 100%負担で捻出

- ☞草刈りや泥上げといった基礎的な活動に必要な、資機材等消耗品や、作業労務等にかかる経費の捻出
- ☞施設の点検や補修といった維持管理にかかる経費の捻出

<市町が活動組織の必要経費を負担する場合>

現状の 4 倍の経費負担

- ☞草刈りや泥上げといった基礎的な活動に必要な、資機材等消耗品や、作業労務等にかかる経費の捻出
- ☞施設の点検や補修といった維持管理にかかる経費の捻出



(2) 活動組織が活動をやめることで生じる課題

- ☞草刈りや泥上げといった基礎的な活動を行政が直営、もしくは委託で実施
- ☞施設の点検や補修といった維持管理を行政が直営、もしくは委託で実施

(1) の課題を解決しなければ、(2) の課題が発生。(2) の課題が解決できない場合は自治体の問題へと転じる

3 今後の対応の検討

(1) 農地・農業用施設の保全・維持管理のあり方に係る検討のお願い

静岡県は農地・農業用施設の継続的な保全・維持管理をしていくために多面的機能支払交付金の利用拡大を図っていく必要があると考えています。

それは、農業・農村の多面的機能の発揮、ひいては、行政だけでは解決が困難な課題に対し、最も有効な手段であると考えているからです

ここで市町の皆様にごお願いがあります。

今後の、草刈りや泥上げといった保全管理や、水路や農道、ため池といった施設の維持管理のあり方を検討し、市あるいは町としてのお考えをお教えてください。

(2) 多面的機能支払交付金の利用をやめる活動組織への今後の対応についての検討のお願い

前述の2 課題で説明したとおり、多面的機能支払交付金の利用をやめることで、活動組織と市町には必要経費の負担増など新たな課題が生じます。

その点について、対応方法を検討し、市あるいは町としてのお考えをお教えてください。

(3) 県の提案に対する検討のお願い

静岡県は多面的機能支払交付金の利用推進を一層図るべく、活動の支援内容の充実や、事務作業負担への提案に努めてまいります。一方で、長期間活動に取り組みられてきた活動組織に対して感謝状を贈呈し、今まで取り組まれてきた活動の効果の再認識と今後の活動への意欲を持っていただくことを検討しております。

<想定される効果>

- ・活動組織とポジティブに打合せする機会を創出
- ・活動継続の活動に対する励みに寄与
- ・地域における活動組織に対する話題性の向上
- ・行政と地域・活動組織の良好な関係に寄与 など

このことについて市町のご意向をお教えてください。

以上、(1)～(3)について説明会終了後、調査票を送付しますので、ご協力をお願いいたします。

4 今後のスケジュール

- (1) 今後の対応について市町の意向確認（～11月上旬）別紙 調査票（案）
- (2) R4 要望量調査の照会（11月上旬～11月下旬）

美農里プロジェクト活動組織の継続について 市町意向 調査票（案）

静岡県は多面的機能支払交付金の利用を一層拡大するべきと考えています。

それは、農業・農村の多面的機能の発揮、強いては行政だけでは解決が困難な課題に対して、最も有効な解決方法であると認識しているからです

そのため、行政と地域が課題を共有し、その解決に向けた行政と地域の最適な体制づくりを進めるべく、現状の市町のお考えをお伺いしたいと考えております。

以下の質問（１）～（３）についてお考えご回答いただきますようお願い申し上げます。

（１）草刈りや泥上げといった保全管理や、水路や農道、ため池といった施設の維持管理について、今後、市町としての対応方針をお教えてください。

例 多面的機能支払交付金の活用を、農業者だけでなく、単位自治会等にも周知し、地域住民による保全管理や維持管理を成し得る体制の構築を目指す。その為に、農政部局だけでなく、市民協働部局とも連携し、予算の効率的効果的な執行を検討する。

（２）多面的機能支払交付金の利用をやめる活動組織がある場合、市町として今後の対応について、お考えをお教えてください。

例 多面的機能支払交付金の利用をやめる組織へは、草刈り等の継続の旨を確認し、市として、その市単費で支援を行う。また、活動もやめる場合は、その地域の保全管理、維持管理を行う組織の醸成（自治会等との調整）を図り、多面的機能支払交付金の利用も視野に調整を進める。

（３）長期間活動に取り組んできた活動組織へ、感謝状を贈呈することについて、市町としての意向をお教えてください。

例 感謝状を贈呈することによって、活動意志の継続に繋がる考えるため、賛同する。
例 活動組織との良好な関係づくりに寄与すると考えるため、賛同する。

感謝状の贈呈となった場合、検討していきたい内容

1 具体的内容（案）

以下内容について、関係市町の意見照会を行い、最適な方法とする。

(1) 感謝状贈呈対象

美農里プロジェクトに15年以上取り組む活動組織

(2) 贈呈者名

検討中（静岡県知事、多面的機能支払交付金推進協議会長など）

(3) 贈呈時期

- ・決定のお知らせ（要望量調査時（11月））
- ・贈呈時期（総会の時期（2～4月末））

2 感謝状の内容の検討（案）

2015年に国連において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」と、本プロジェクトの活動目標は、持続可能な社会を目指す点において共通している。

今回、感謝状贈呈の対象となる活動組織に対して、地道に活動を継続してきたことの尊さを、社会的な意義も踏まえて伝え、感謝の意を表することで、今後の活動の励みとしていただきたい旨を、感謝状に記す。



高めよう 地域協働の力!

多面的機能支払交付金

活動組織の広域化推進の手引き

[要約版]

～事務を効率化し組織力を高めて共同活動を続けていこう～

この手引きは、活動組織及び関係機関の皆様が広域活動組織を設立するにあたっての検討及び合意形成の手順、その留意点等について要約した資料です。

令和元年度

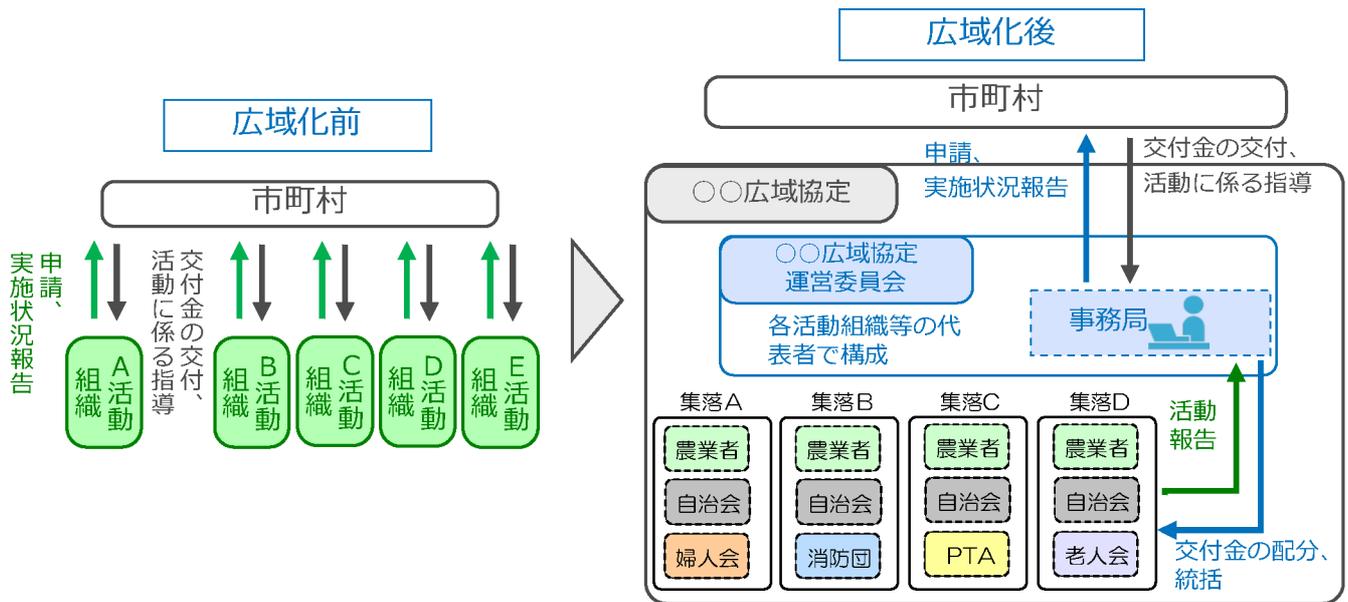
農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

I 広域活動組織とは

広域活動組織は、旧市区町村区域等の広域エリアで複数の集落又は活動組織その他関係者の合意により設立される、地域資源の保安全管理等を行う組織のことで。

活動組織と広域活動組織の活動の流れ（イメージ）



- ・規模要件：市区町村区域程度又は農用地面積200ha以上（北海道にあっては、3,000ha以上）
※中山間地域等は50ha以上（北海道にあっては1,500ha以上）又は3集落以上
- ・支援措置：設立された広域活動組織に面積規模等に応じた交付額とするとともに、最長5年間（当該活動期間中）わたって継続的に支援

都府県	北海道	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)
3集落以上または 50ha以上200ha未満	3集落以上または 1,500ha以上3,000ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	3,000ha以上15,000ha未満 または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円	80万円

II 広域活動組織設立までの手順

推進主体が主

1 推進主体による広域化推進の方向性の決定



- ・広域化の推進主体（市町村、土地改良区等）は、地域における組織運営上の課題等を踏まえ、広域化の必要性等について検討を行い、広域化を推進することについて意向を固める

2 推進主体による基本的な方針の決定



- ・推進主体は、広域活動組織の範囲や構成、組織の運営方針（交付金の運用方針、事務局体制）等の基本的な方針について検討を行い、取りまとめる

3 広域化対象集落等への説明会



- ・推進主体は、広域化対象範囲の集落や参加を呼びかける関係団体に対して広域化の基本的な方針の説明を行って意見を募るとともに、必要に応じて方針の見直しを行う
- ・各集落の代表者が集落内に説明し意見調整を行う

4 集落等から広域活動組織への参加意向を確認



- ・推進主体は、広域化対象の集落や関係団体から広域活動組織への参加の意向を確認する

5 広域活動組織運営方針等の具体案の検討



- ・広域化準備委員会（仮称）を立ち上げ、広域活動組織の運営方針の具体案について検討を行う
- ・検討結果を踏まえ、広域協定運営委員会規則、広域協定書、事業計画書の案を作成する



6 各集落への説明、参加同意の確認



- ・準備委員会での検討結果を各集落の構成員に説明する
- ・各集落の参加意向を踏まえ、対象農用地の確定、参加同意の最終確認を行う

7 広域活動組織設立

- ・設立委員会または設立総会を招集し、広域協定運営委員会の設置等について議決を得る
- ・広域協定運営委員会を開催し、広域協定書や事業計画書等を決定するとともに、広域活動組織を設立
- ・市町村長に広域協定書や事業計画書等を提出し、認定を受ける



運営委員会の委員となる予定者が主

III 広域化で解決できる可能性のある集落・活動組織の諸問題

- ・共同活動を実施しようとしても、なかなか人が集まらない。
- ・組織のリーダーや役員のなり手がいない。
- ・組織内の特定の人物に事務処理等の負担が集中している。
- ・組織の運営体制の世代交代が進まない。
- ・集落の立地等条件の違いにより活動内容に不均衡が生じている。



IV 広域化のメリット、デメリット

1) メリット

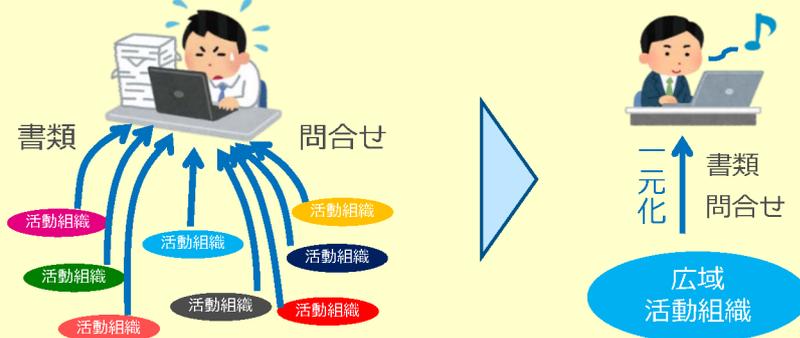
<集落・活動組織>

- ・ 単独では地域資源の保全管理が難しくなった集落を取り込み、集落間連携により活動を継続することが可能。
- ・ 未取組集落が新たに活動を開始したい場合、広域活動組織に取り込むことで、単独で設立する場合に比べて設立や申請に係る手続等の労力が少なくて済む。
- ・ 事務作業を事務局に集約することで、各集落の事務作業の負担を減少。
- ・ 事務委託や工事発注、資材や物品等購入等をまとめて行うことで、経費を節減。
- ・ 優先度の高い施設への予算の重点配分や、小規模集落への基礎配分による活動の継続が可能。
- ・ 集落間連携により、資機材、人材、技術力の融通が可能になり、活動を活発化。
- ・ 単独ではハードルの高い学校教育や企業との連携による取り組みが進めやすくなる。



<市町村>

- ・ 交付や実施状況確認等の件数が減り、事務負担が大幅に軽減するとともに、組織への連絡系統が集約化され効率的・効果的な指導が可能。



<土地改良区>

- ・ 周辺の未取組集落が活動に取り組む契機となり、土地改良区の運営基盤である受益農地の保全体制がさらに強化。

2) デメリット

- ・ 意思決定や集落間調整に時間を要するなど機動的な対応が難しくなる場合がある。
- ・ 各組織で決めた交付金の使途や日当単価等のルールを広域活動組織で統一する場合が生じるなど、集落間の調整が必要になる。
- ・ 広域活動組織の事務局任せになるなど参加集落の主体性が弱くなる。



広域化に向けて、地域内でよく話し合いをしましょう。

V 広域化に向けて検討すべきこと

- ・ 地域にとっての広域活動組織の最適規模を考えて、広域化の区域設定をします。

■ 区域設定の単位として考えられるタイプ

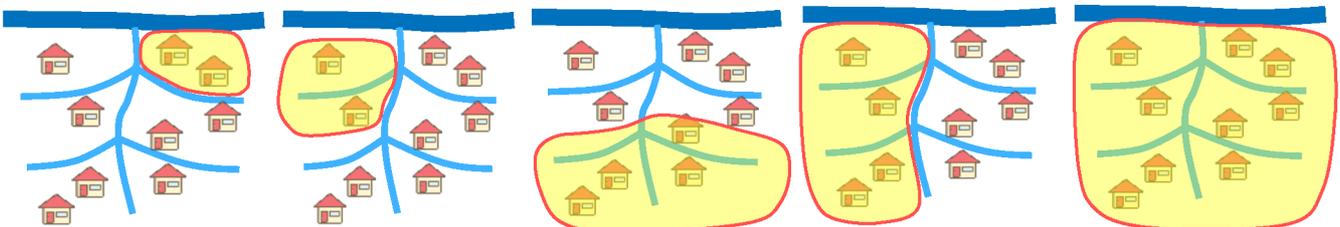
複数集落単位

水系単位

土地改良区単位

旧市町村単位

現市町村単位



2) 事務局体制の検討

- ・広域活動組織では、複雑で負担の大きい事務を円滑に行うために事務局を設置し、事務作業を集落から切り離すことで、集落は活動に専念でき、活動の活性化が期待できます。
- ・事務局に専任の事務員を置き、対価を払って事務作業を依頼するには、次のような方法があります。

ア. 構成員による対応

- ・市町村や土地改良区職員OBなど適切な事務処理能力のある方に依頼。

イ. 雇用

- ・事務員が対応しなければならない業務量があり、費用面で外部委託より合理的な場合は、事務員の雇用が可能。

事務局

- ・申請等書類作成
- ・金銭出納簿や活動記録等の整理
- ・交付金の管理
- ・外部委託に係る発注等手続
- ・集落間、行政との連絡調整



ウ. 外部委託

- ・土地改良区やJA等事務処理能力のある外部団体や個人に委託契約します。

! ✓ 土地改良区が事務を受託する場合には、当該活動組織の構成員となる必要があります。

3) 交付金の運用方針

①交付金の配分方法

$$\boxed{\text{交付額}} - \boxed{(\text{事務運営費} + \text{重点課題配分枠})} = \boxed{\text{集落配分額}}$$

- ・各集落への交付金支払いは、活動実績に応じた後払いとすることも可能です。このことにより、年度途中での交付金の弾力的な運用が可能です。

■ 広域活動組織における予算の項目の例

項目	内容
事務運営経費	・事務局や運営委員会の事務費等の広域活動組織の運営に必要な共通経費（事務員人件費、委員手当、旅費、印刷製本費、会議費、消耗品費等）
重点課題配分枠	・重要な施設の補修・更新や環境保全活動などの地域の共通課題に対応するための活動に係る経費。
集落配分枠	・集落が行う活動に係る経費。各集落に配分し、実施した活動に応じて支出する。 ・別途、小規模集落の活動費を確保するための基礎配分枠を設ける場合もある。 (例 10万円/集落以上となるよう配分)

②日当、機械借上単価の設定

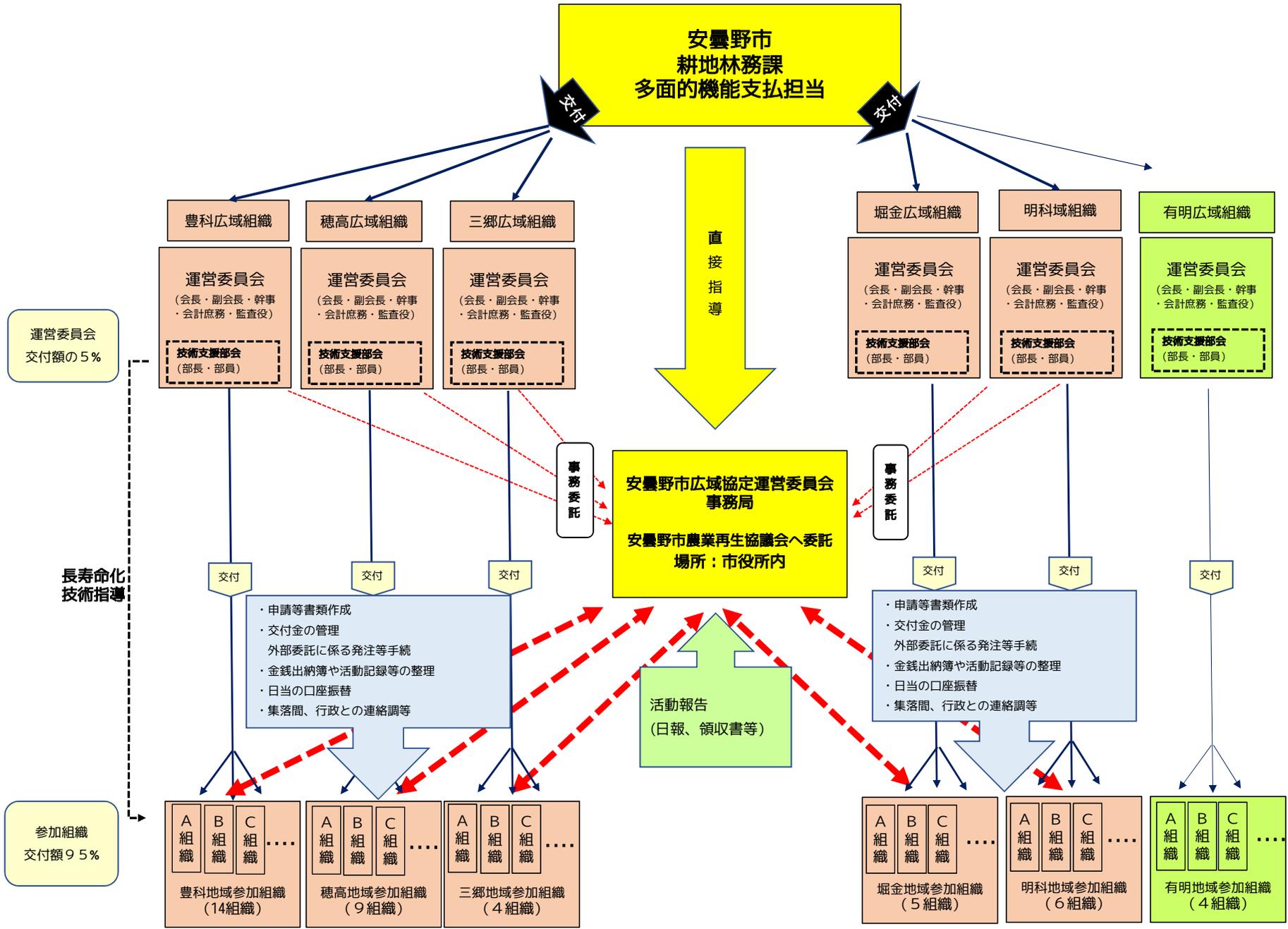
- ・基礎的な活動に関する日当や草刈り機の借り上げ費等、基本的な単価は広域活動組織内で統一することが望ましいと思われます。



本パンフレットに関するお問い合わせは最寄りの地方農政局等または、農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室にご相談下さい。

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
 (電話) 03-3502-8111 (内線5618)
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

安曇野市 多面的機能支払交付金 広域化イメージ



組織別データベースファイルの統合機能



名簿



活動記録



金銭出納簿



リース支払簿

広域活動組織に対応



統合データ



複数の活動組織のデータベースを統合することも可能で、広域化事務委託も対応可能です。

各末端活動組織が楽ちん多面を用いて、活動記録や金銭出納簿を付けることが出来るのであれば、楽ちん多面のデータベースファイルを集めて、1つの統合データベースファイルにすることができます。
名簿、活動記録、金銭出納簿、リースの各データを1つにして集計することが出来るので、広域活動組織の事務局における事務作業が格段に効率化することが出来ます。

詳しくはこちらをご覧ください。 <https://nousontamen.com/>

楽ちん多面 検索



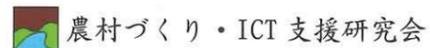
楽ちん多面 (Windows 版) 定価 45,000 円 (税別)、楽ちん多面モバイル (iOS 版) 無料

※楽ちん多面モバイル(iOS版)は入力支援アプリであり、集計したりExcelの様式として出すには楽ちん多面(Windows版)が必要です。

購入申込み方法

メールにて、「申込者氏名・組織名・役職・送付先住所・連絡先電話番号・メールアドレス」をもちろなく記載の上、nousontamen@web.so-net.jp へ送付してください。インストール CD と振込用紙を郵送いたします。

販売・サービス



<https://nousonouen.com/>
nousontamen@web.so-net.jp

開発



国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農村工学研究部門



株式会社 イマジックデザイン
<https://www.imagicdesign.co.jp/>

※楽ちん多面は農研機構の多面的機能支払活動記録システム(機構-Q39, P第11023号-1)のプログラム利用の許諾を受けています。

※集計・出力には Windows 版が必要です。※Microsoft Excel が別途必要です。

※Windows®、Microsoft® Excel® は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。※Apple、Apple ロゴ、Safari は米国および他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。※iPad、iPhone は Apple Inc. の登録商標です。※iPhone 商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。※iOS 商標は、米国 Cisco のライセンスに基づき使用されています。※App Store は、Apple Inc. のサービスマークです。※Google、Google ドライブは、Google LLC の商標または登録商標です。



多面的機能支払交付金のための
報告書作成支援システム

「楽ちん多面」
令和2年改良版



高めよう 地域協働の力!



「多面的機能支払交付金」の報告書作り、苦労していませんか?



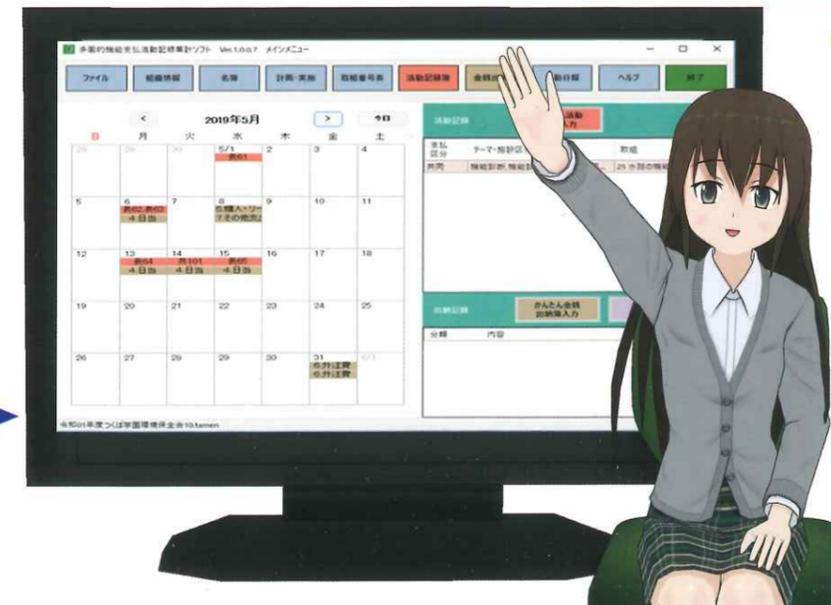
活動した日時、人数、日当計算、リースもあるし、写真の整理も大変、支払簿と領収書もつけて、あれもこれも書類が多くて大変・・・なんとか楽にならないか。

そこで「楽ちん多面」

パソコンソフトと iPad アプリで事務処理を強力にサポートします！誰でもわかりやすいマニュアルが充実しているので安心！

カレンダー入力で日記感覚

その書類作り
お手伝いします！

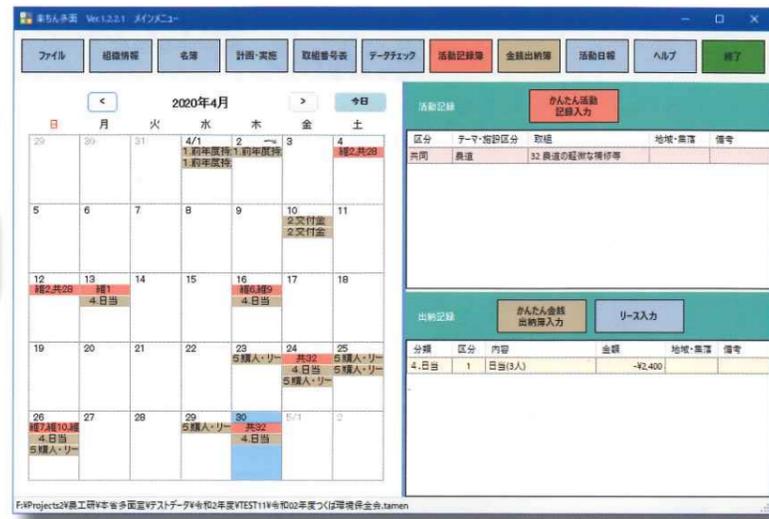




多面的機能支払交付金のための 報告書作成支援システム 「楽ちん多面」

令和2年改良版

使いやすい
カレンダー入力



カレンダーで活動記録、
出納記録を付けるので
見やすい、わかりやすい

選択した日の活動記録
取組内容がひと目で分かる
選択した日の金銭出納記録
日当、リース、購入がひと目で
分かる

パソコン
からだって
簡単よ！



金銭出納簿

購入 活動に使う資材などを購入したら忘れずにその場で入力
レシートを撮影しておけば領収書整理も簡単

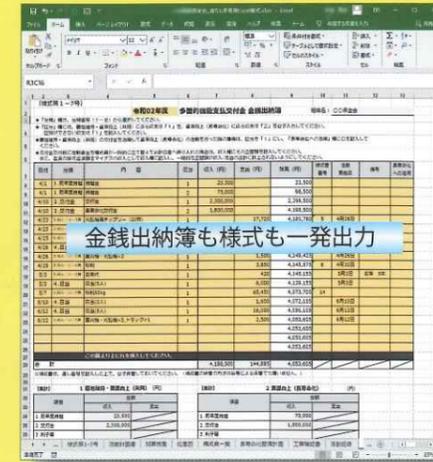


クラウド



購入物品と使用した活動とのひも
付けができるので、交付金の適正
な使用が図れます

支出分類を選択
レシートを撮影



金銭出納簿も様式も一発出力

本省の申請・報告書様式に準拠したExcelシートに転記されます。
活動計画書を入力しておけば様式第1-8号、別記1-5様式第1号も連動します。

データは全て日時順に自動的に並び替えられます。また、行数の拡張も自動で行われますので、Excel側で行挿入などの編集をせずに出力できます。

※クラウドには Google ドライブを使用します。
※集計・出力には Windows 版が必要です。
※Microsoft Excel が別途必要です。

活動記録簿

iPhone や iPad から簡単データ連携 Windows 版

iPhone, iPad 版



取組番号を選択
参加者の名前を選択

クラウド

アプリで写真撮影



活動内容は取組番号から選ぶだけ
テーマ、活動項目、取組内容は自動入力

活動場所の記録

写真は位置情報と一緒に管理

活動参加者を名簿から選ぶだけ。農業者・非農業者の人数内訳も自動カウント。手動で入力もちろん出来ます。

使いやすい参加者名簿

充実した名簿検索機能！
集落・班・団地で抽出や指定の活動日の参加者を抽出できます

活動記録簿も様式も一発出力

活動日報も自動作成



iPad の入力も
選択するだけ
これなら手軽
だな！



充実した会計処理

活動ごとの日当計算、リース支払も
日々の入出金もらくらく入力
入力を終えたら金銭出納簿へ簡単算入

日当計算

日	取組	実施日付	開始時刻	終了時刻	実施時間	農業者数	非農業者数	参加人数
5	7	水田の草刈り 16 農道	2020/5/3	15:00	17:00	18	5	23
5	11	11 草刈り				1	1	2
5	12	12 草刈り				1	1	2
5	13	13 草刈り				1	1	2
5	14	14 草刈り				1	1	2
5	15	15 草刈り				1	1	2
5	16	16 草刈り				1	1	2
5	17	17 草刈り				1	1	2
5	18	18 草刈り				1	1	2
5	19	19 草刈り				1	1	2
5	20	20 草刈り				1	1	2
5	21	21 草刈り				1	1	2
5	22	22 草刈り				1	1	2
5	23	23 草刈り				1	1	2
5	24	24 草刈り				1	1	2
5	25	25 草刈り				1	1	2
5	26	26 草刈り				1	1	2
5	27	27 草刈り				1	1	2
5	28	28 草刈り				1	1	2
5	29	29 草刈り				1	1	2
5	30	30 草刈り				1	1	2
5	31	31 草刈り				1	1	2
5	合計					18	5	23

リース(借上げ)

リース元	品名	単価	数量	リース料	リース期間
1	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
2	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
3	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
4	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
5	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
6	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
7	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
8	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
9	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
10	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
11	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
12	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
13	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
14	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
15	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
16	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
17	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
18	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
19	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
20	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
21	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
22	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
23	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
24	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
25	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
26	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
27	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
28	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
29	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
30	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月
31	草刈機	1000	1	1000	1ヶ月

リース(借上げ)はリースマスターに
リース元・品目・単価を登録しておいて、
チェックボックスにチェックを入れる
だけでリースした日に計上できます。

指定した期間の日当の
合計額、リースの合計額
を計算し、日当・リース
支払簿として Excel
に出力。領収押印簿と
して使用できます。

日当・リース支払簿

日	取組	実施日付	開始時刻	終了時刻	実施時間	農業者数	非農業者数	参加人数
5	7	水田の草刈り 16 農道	2020/5/3	15:00	17:00	18	5	23
5	11	11 草刈り				1	1	2
5	12	12 草刈り				1	1	2
5	13	13 草刈り				1	1	2
5	14	14 草刈り				1	1	2
5	15	15 草刈り				1	1	2
5	16	16 草刈り				1	1	2
5	17	17 草刈り				1	1	2
5	18	18 草刈り				1	1	2
5	19	19 草刈り				1	1	2
5	20	20 草刈り				1	1	2
5	21	21 草刈り				1	1	2
5	22	22 草刈り				1	1	2
5	23	23 草刈り				1	1	2
5	24	24 草刈り				1	1	2
5	25	25 草刈り				1	1	2
5	26	26 草刈り				1	1	2
5	27	27 草刈り				1	1	2
5	28	28 草刈り				1	1	2
5	29	29 草刈り				1	1	2
5	30	30 草刈り				1	1	2
5	31	31 草刈り				1	1	2
5	合計					18	5	23

データチェック機能



活動記録と日当がひも付けされていますから日当の付け
忘れがないかはデータチェック機能でわかります

これは
楽ちん！



令和3年12月24日

(件名)

多面的機能支払交付金第三者委員会 今後の予定について (案)

(農地局農地保全課)

- 令和4年3月中旬 現地調査
交付金の多様な利用状況の確認 (候補地 静岡市、富士宮市)
 - 茶園の保全管理 ○農福連携 ○景観作物 (そば) の副産物の販売⇒他組織への普及展開を視野に、効果を評価

- 令和4年10月 定例委員会開催
状況報告
 - 令和5年度に向けた広域化の市町動向
 - 多面的機能支払交付金のデジタル化の普及状況 など